

群馬県歴史の道調査報告書第十六集

歴史の道調査報告書

東
山
道

群馬県教育委員会

東
山
道

序

群馬県は古代より、常にわが国の主要幹線道を要し、交通史上重要な役割を果たしてまいりました。

つまり、古代における東山道、中世の鎌倉街道、近世の中山道を始めとする諸街道であり、これらは、群馬県に新しい文化をもたらせ、あるいは県内の文化を他国へも波及させ、群馬県に各時代の文化の華をさかせ、今日の文化県群馬の基礎を築きました。

これら群馬の歴史の道調査は、昭和五十三年度から文化庁より国庫補助を得て五か年計画で実施し、すでに十三街道の調査を完了し、その成果を報告書にまとめてまいりました。本年度は調査の最終年度として、古代・中世の幹線路である東山道・鎌倉街道、そして、近世の湯治・参詣道としての吾妻の諸街道・日光への脇往還の四街道の調査を実施しました。

各街道の調査は、種々の困難性が伴いましたが、調査員の方々の献身的な御努力により、本年度の調査も完了し、ここにその成果を集約した本報告書を刊行することができました。

この報告書が県民のみならず広く読まれ親しまれるとともに、今後の歴史の道の保存整備資料として、各地で活用していただきたいと思っております。

末筆ではありますが、御多忙の中を調査してくださいました調査員の方々、また、調査に御協力いただいた方々、並びに関係市町村教育委員会に心より感謝申し上げます。

昭和五十八年三月三十日

群馬県教育委員会教育長

横 山 巖



熊野神社釣鐘



間長の土塁



子持山付近

入山峠への道



関長より高基への道

雉子ヶ尾峠付近の
窟跡を残す丘陵



推定東山道 国衙地内



上野国府内 総社神社
(元総社)

推定東山道 元総社地内



佐位駅家跡
(水路より右側)



太田寄木戸地内の東山道
(左 高林方面より)

新田町小金井付近の景観
(南東より赤城山を望む)



目次

序 群馬県教育委員会 教育長 横山 巖

歴史の道調査実施要項

I 東山道の概観

一、はしがき……………1

二、ブレ東山道について……………2

三、「ブレ東山道」設定を推進した推定氏族の

「氏族」や「部」のことについて……………6

四、第二期東山道について……………11

五、第三期東山道について……………13

II 道の推定

一、道の推定……………19

III 東山道沿いの文化財

二、東山道と地形……………33

三、沿線地図……………37

あとがき……………78

歴史の道調査実施要項

一、目的

古異、人や文物の交流の舞台となってきた古い道や水路は、生活や文化を理解する上で重要な意味をもつものであるが、並木街道や関所跡として部分的に指定された史跡等を除けば、開発その他によつて急速に失われてきている。

そこで、これら「歴史の道」ともいうべき由緒ある道や水路とそれらに沿う地域に残された文化遺産を調査し、周囲の環境を含めて総合的・集約的に保存整備し、県民による積極的な活用に資することを目的とする。

二、調査主体者

群馬県教育委員会

三、調査の方法

(1) 指導 調査の方法・計画・まとめについては、文化庁係官より指導を受ける。

(2) 総務

調査の計画・運営・地元との調整等、全体を総括する。

県教育委員会事務局文化財保護課長並びに担当職員

(3) 調査員

近藤 義雄 前橋市立図書館長

井田 晃作 県史編さん調査委員

小林 二三雄 群馬県立安中高等学校校長

須田 茂 新田町教育委員会文化財保護主事

松嶋 行雄 群馬県立前橋女子高等学校教諭

(4) 調査協力機関

前橋市教育委員会 高崎市教育委員会 桐生市教育委員会

伊勢崎市教育委員会 太田市教育委員会 安中市教育委員会

館林市教育委員会 藤岡市教育委員会 松井田市教育委員会

佐波東村教育委員会 新田町教育委員会 大泉町教育委員会

(5) 調査方法

○一次調査

関係市町村の協力を得て、調査対象の旧街道の路線と現状との異同の概略を把握する。

○二次調査

一次調査の結果を参考にして、調査員による現地調査を実施する。

(6) 調査対象

昭和五十七年度は、東山道及び他街道とする。

(調査事項)

① 道・河川・運河等及びこれらに沿う遺跡、例えば「関・番所・一里塚・

宿場・本陣・脇本陣・庄屋等屋敷・御茶屋・詰所・御飯屋・城館・陣屋・

奉行所・古戦場・会所・並木・石畳・橋梁・隧道・常夜燈・道標・地藏・

道祖神・井戸・河岸・渡船場・波止及び歴史的名所（社寺・札所・温泉・宿坊等・名勝（庭園等）の分布状況と保存の実態。

⑩ 無形文化財・民俗文化財・天然記念物の分布状況と保存の実態

⑪ 道・運河の歴史的意義・格・沿革。

⑫ 河川の歴史的変遷。

⑬ 沿線に設置されている博物館・郷土館・資料館・史料館などの公開施設の実態と問題点。

⑭ 江戸時代の国界・藩界（正保・元禄・天保）及び郡名。

四、調査のまとめ

一報告書は、A4版サイズとし、縦書き、二段組みとする。道・運河ごとに分冊として作成する。

保存資料は、地図・写真・その他とし、文化財保護課に保存し、県民の利用に供する。

群馬県歴史の道調査報告書

- 第一集 足尾銅山街道
- 第二集 日光例幣使街道
- 第三集 三國街道
- 第四集 沼田・会津街道
- 第五集 信州街道
- 第六集 清水峠越往還
- 第七集 佐渡奉行街道
- 第八集 古戸・桐生道
- 第九集 古河往還

第十集 下仁田道

第十一集 中山道

第十二集 十石街道

第十三集 利根川の水運

第十四集 日光への脇往還

第十五集 吾妻の諸街道

第十六集 東山道

第十七集 鎌倉街道

昭和五十三年度～五十七年度

群馬県歴史の道調査事務局

- 元文化財保護課課長 磯貝 福七
- 前文化財保護課課長 関 茂
- 文化財保護課課長 森田 秀策
- 前文化財保護課参事 白石 保三郎
- 文化財保護課参事 新藤 俊雄
- 元文化財保護係長 樋口 良夫
- 前文化財保護係長 岸 栄
- 文化財保護係長 奈良部 清満（昭和五十三年、五十四年度担当）
- 文化財保護係長 大井田 利興（庶務担当）
- 文化財保護係調査員 近藤 功
- 文化財保護係調査員 青木 裕（昭和五十五年、五十六年、五十七年度担当）

I 東山道の概観

一、はし が き

東山道は、律令国家の整備にともない「官道」として、各国国府への命令使（在庁官人の着解任の道としても）の下達と、各国からの上申使等や租庸調の京進運脚道などとして設定されたものである。

いわば、行政上の交通路として発足したが、又他面においては、「みちのく」蝦夷平定軍（鎮兵・柵戸などの軍事上の宮農団も含む）の軍用路としても、又、やや時代が下ると東北物産品の京上交易搬路としても活用され、現代風に言えば律令制国家体制下の「一級国道」と言えよう。

しかし、律令国家の発足以前から古道は存在した。かつては、「けだもの」（例えば、高原山地における俗称「かもしか道」など）だけが通った道を、人間が追跡して通るようにもなったであろう。又、隣村への「生活道」や「農耕道」などにおいては、日常生活に必要なものから漸次創設された筈である。これらのうち、政治的統一国家の発足に伴ない、漸次新設整備され、宮都周辺での「作り道」などは、早くからできた。

やがて、大化の改新（六四五年）後になって、全国的な地方行政管轄区分としての「七道」（大宝律令の「公式令」朝集使条に初出する）制によって、幹線道に駅が置かれた（廩牧令諸道置駅条）。

そこで、古道整備経過を一応の区分として、第一期、第二期、第三期に分

けて考察することとした。

第一期は、大化の改新後のある時期から漸次整備されたのであろうと推定される。これをかりに、「ブレ東山道」と称しておきたい。

第二期は、国郡制が確立して駅制が完成をみた時期で、奈良時代のことである。

第三期は、宝亀二（七七二）年になって、武蔵国を東山道から東海道に編入替に伴うルート変更以後漸次、律令国家機能が衰え、唐午年（六七〇年）以来の編戸、班田收授によつた人头税徴収方式をやめて、土地に対する課税方式のために作られた「名」の制度が採用されてゆき、やがて中世社会に移行するわけだが、更に中央政府が国司に任国内の支配を委任して、所定の中央進納物を弁済させることに転換してゆく、「王朝国家体制」のち、院政期を経て、中世武家社会に移つてゆく）の期間とした。

これを、上野国の重要史跡として編年が確定されていなかった「女堀遺構」開削工事推定年と対応させて試案として提示しておきたい。即ち、在地領主層を目ざす藤原秀郷流の一族連合が主導して、五〇〇町歩の大土地開発立庄計画で、用水堀開削工事を始めるが、その停止命令が出る十二世紀初頭（中右記）元永二（一一九）年三月二五日冬）になって、その工事に必要な人員、資材道具等の運搬並に幹線からの導入路と推定される東山道の岐路（あづみち）が新設され、後々まで使用されてきた。

即ち、官道としての機能は律令制のゆきずまりに即しながら減退して、在地領主層や名主層が主導したであろう私道的な生活道としての往来に移行し

たと推定される十二世紀中頃までのこととしたい。

以下、期別に主要問題について要説する。

二、ブレ東山道について

日本書紀卷第二十八の天武天皇元(六七二)年六月の条は、いわゆる壬申の乱の記事である。当時畿内周辺や山陽道では、駅制がかなり整い、駅鈴・伝符による駅馬・伝馬の利用、駅家施設の整備も行なわれていたと推測される。大海人皇子の一行が、郡家に宿し、隠駅家と伊賀駅家を焼き美濃国に達して、不破道を押さえている。又、大海人皇子が吉野を脱出して東国に入ったとの報を得た近江朝廷では、韋那公督歟ら三名を東国に、穂積臣百足らを倭京に、樺使主督手を吉備国に、佐伯連男を筑紫に、それぞれ興兵使として派遣した。このとき、督歟らは東方、使とも表現され、美濃以東にも駅家が整備されていたことが推測される。

更に、大海人皇子側でも山背部・安斗連を遣して、東海の軍をおこした。やや後に甲斐国から徵発された騎馬兵の活躍を、甲斐の勇者が敵軍の盧井造(ろせいぞう)軍二百の精兵と著陸で戦い、その退却の將を追撃する状況をしるしている。又、稚穂部臣・土師連を遣して、東山の軍をおこしたことがみえ、「積紀」所引私記の引用に「安斗智徳日記」をあげ「令、発信濃兵」とあるから、ブレ東山道方面では信濃国にも興兵使が遣したことが推測される。

以上、壬申紀の記事検討で、大化の改新時の数年後から壬申の乱にいたる間、齊明・天智・天武朝(六五五〜六七二)に、順次漸進的に、大化改新詔の第二条「初めて京師を修め、畿内国の司・郡司・閑塞・兵候・防人・駅馬・伝馬を置き、鈴契を造り、山河を定めよ」(日本書紀孝徳紀)の実施目標が実行にうつされ、いわゆる初期律令国家段階で、駅家が全国的に整備されつつあったと言える。

ところで、右のことを裏づける一例として、左記のことをあげておきたい。

(1) 日本書紀二十五孝徳天皇

大化元(六四五)年八月朔庚子(五日)に、東国等の国司(こくさ)令制国司ではなく、諸国造の上に臨時の半年後に帰京するミコトモチで、広域の東国八道に派遣された。を拜す。「戸籍作り、校田、瀬池水陸の利は百姓と共有共用、国の裁判権は不与、貨賂を職する、京上の時は国造・郡領のみ従えよ、任用希望者については身分・旧職の有無を精査して報告、武器を収公し、数量点検して対蝦夷近接国では、本主所有者に仮授のこと」を説示した。

翌二年三月二日と十九日の条で、その論功と国司・国造の陳状のために変改された詔文をあげている。

右の詔文で、紀麻利書掾の論功・陳状によつて、上毛野国方面に派遣されたことがわかる。即ち、朝倉君・井上君、二人の所に使をやつて、その馬を索き来させて視たり、朝倉君をして、刀を作らせたり、弓・布を得たりした。及び国造が集め送つた武器(対蝦夷に備えておくもの)を持主に仮授しないで、国造に伝えたことなどは、紀麻利書掾及び介二人、他八人の犯した過であるとした。

又、朝倉君以下六人の地方豪族は、天皇に順奉したので賞讃をうけている。これらの記述から、東国八道へ派遣された国司とは、東国惣領の意味で、旧来の国造制を認めた上で、その実態把握につとめ、いくつかの任務を帯びたことは前述の通りだが、上毛野国造が武器の収公に立会い、且つ朝集使(東国八道より編遣して雑事を中央に申告する国司を指す令制公式令用詔(山本照)に同連して上京し、陳状の証人になっていることが推測される。

この場合、朝倉君は倭名抄という那波郡朝倉郷の地であろう。また万葉集巻二十、四四〇五の防人歌十二首のうちに、朝倉益人(天平勝宝七年(七七五)五)歌一首がみえる。又、朝倉公家長が統紀、延暦六(七八七)年十二月朔、

にみえる。更に、天川二子山古墳から南東に続く朝倉古墳群を含む一帯の地域に推定できる。井上君の読みは、イノヘノキミであり、朝倉に続く後閑・山王古墳群の地帯で、倭名抄という田尻郷に比定されようか。左岸よりならば、佐位郡宇賀(倭名抄では「岸新」と誤写しているようであり、宇軒郷であろう。卯ノ木大明神には龍宮伝説や神道集所引の倍屋淵は、古利根川左岸の崖ざわにある。)から大田にかけてのお富士山古墳を中心とした地域になるが、朝倉君、井上君とは右岸よりに続く地帯とみるが如何か。

ところで、以上のことは上毛野君の本宗家即ち上毛野国造が大化の改新以前に、中央に出仕した後のことに推定されるので、国造職を当時担当した氏族は誰かということになり、極めて難問である。そこで、結論として、山王庵寺・上植木庵寺を創建した氏族が浮んでくるであろう。(後述の三、参照)

(2) 庚午年籍にみられる四駅家戸について

六七〇年(天智称制九年)の庚午年籍については、長元三・四(一〇三〇)一二年ごろの「上野国交替実録帳」によると。

戸籍伍佰伍拾巻(皇元庚午年政拾巻) 管里郡陸奥

と記載される。この「管郷」は、正しくは「管里」であるべきである。恐らく後代になっての湖上推定によったのか、次記されている天曆五(九五)二年の割書と同じ扱いの「管郷」になっているので、若干の躊躇があるが、多くの先字も引用している。

さて、「駅家戸四」とは、一般「編戸」からは別わくとしたことを意味した。即ち、駅制による「駅家」を維持資費するための「編戸」が四つあったことは、四つの駅家が存在したことを意味する。

そこで、ここである四駅家と、次の天曆五年の割書の「戸籍政拾貳巻(六四四)」での管郷八十四と割拾陸との違いについては、一応凍結しておくこととし、「駅家戸四」は同数となる。

この駅家戸四とは、「坂本・野後・群馬・佐位」の四駅とみたい。それでは、天曆五年の四駅では、庚午年籍での編里別わくの中に入ったと推定したい。「坂本駅家戸」は、天曆五年編戸以前に、一般郷として「坂本郷」の中心的な戸として包括されたであろうと推定する。(この実証は、管見では難問である)だから、具体的には野後・群馬・佐位・新田の四駅とみたい。但し、延喜式の兵部式(延長五(九二七)年完成)では、坂本・野後・群馬・佐位・新田の五駅をあげている。又、倭名抄(承平年間九三二〜九三七成立)の東急本や刊本では、「駅家郷」の扱い方として、野後(駅家)・群馬(駅家)・郷・佐位駅家郷・新田駅家郷の四つをあげている。

そこで、結論として駅家郷の四つとは、坂本駅家についてだけ、一般郷数の中に入ったと推定され、且つ延喜式兵部式の五駅の中には、当然含まれてはいる。

従って、天曆五(九五)年の編戸で四駅家戸としたのは、既に述べたように坂本駅家戸は、一般郷数のうちに「坂本郷」として算入されたので、残る四駅は一般郷五〇戸を一郷とした原則の扱い方をするまでに駅家所近辺の戸数増の実状に即して膨張した結果が、九三〇年代までに到達したのである。

つまり、天曆五年の編戸は律令制本来の原則による駅家戸の扱い方だが、倭名抄本東本や刊本のそれは、公的扱いに準ずる立場をとっているものと推測される。ごたごたした記述となったので、左記一表にまとめておきたい。

年次別	駅名	
	坂本駅	野後駅
庚午年籍(六七〇年)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
延喜式(九二七)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
倭名抄(九三〇年)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
天曆五年戸籍(九五)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

(備考)

1 「群馬駅」は、第一次の六七〇年では「車評」の「車駅」の仮称で、位置は「新保」と推定され、第二期東山道の七二〇年頃以降では元総社に国府が確定してから第二次の駅のことである。

2 「新田駅」は、第二期以降の設置と推定されるから、六七〇年編戸には、算入されない。

3 「駅家郷」の四つは、九三〇年以前に一般郷に準じた扱い方をしたものと推測する。

(3) 「上毛野国造職」ならびに「放光寺造立」の背景を考える。

(4) 上毛野国造については、先代旧事本紀卷十の「国造本紀」が、
瑞籙朝（崇神天皇、皇子豊城入彦命孫彦彦狭穗命、初治 平東方十二国^一為^二封^三。

と、他の国造については「定賜国造」と記載するが、「為^二封^三」と唯一の用語使用に特徴がみられる。

ところで、上毛野国造職は上毛野君氏が職掌としたものであろうが、日本書紀の安閑天皇元（五三四）年閏十二月条に「上毛野君小熊」として初出するのみで、姓・上毛野君・下毛野君は、ともに天武天皇十三年に朝臣姓に改姓される。

すでにみたように、上毛野君氏の本宗家は、大化の改新前には大和国へ移ったようであり、その跡職の明記がない。

ところで、日本書紀卷第二十九の天武天皇五（六七〇）年八月十六日の条に、

「四方に大解除せむ、用るむ物は、^一国別に^二国造^三、^四輸せ、^五拔柱は馬一匹、布^六一常、^七以外は都^八司、^九評書、^{一〇}各刀一口、鹿皮一張、^{一一}環一口、^{一二}刀子一口、^{一三}鎌一口、^{一四}矢一具、^{一五}楯一束、^{一六}且戸毎に、^{一七}麻一條^{一八}」

と詔するといふ。

これ以後、天武十年七月、十二年正月、朱鳥元年九月、持統元年十月、六

年三月の各条に、国造関係の記事が出て、更に続日本紀以後までひきつづいて出てくる。

これらの国造は、一国に一員の律令国造とも称すべきもので、令制国司着任後においても存続する。

この律令国造の職掌にかかわる記事は、前出の天武五年紀や神祇令の条文に明記されるが、そのほかに、祓柱の奴婢一口を出して解除すること（天武十年紀）、天武天皇の崩御葬礼にあたり、その殯宮で最後の誄を、国国の造等、参赴くまにまに各誄す（朱鳥元年紀）とある。

又、続日本紀の文武天皇大宝二（七〇二）年二月十三日の条に、

「是の日大幣を班つるに、^一駅を馳せ、^二諸国国造等を通して京に入らしむ。」

律令国造は一国に一員であることは、大宝二（七〇二）年四月十三日条に、

「詔、定諸国国造之氏、其名具国造記。」

とみえる。

さて、この律令国造は大蔵に国々で威幣を出したり、国家から諸国の社に班幣する幣帛を中央の神祇官からうけて、現地で奉幣したりする任務のほか、天皇葬礼に誄を奉つたり、御陵の造宮にも従事したり（持統元年十月紀）という神祇祭に関係する職務などがあった。

いわば、中央での太政官に対する神祇官、大宰府での造（掌祠社）と主神（掌祭祠事）各国司の守（掌祠社）に対する国造という、地方神祇官としての職掌と言えよう。

養老七（七二三）十月廿三日条に、左京人の紀朝臣が白龜を献上した時にも、大倭国造五百足が特に名を挙げて褒賞されている。神祇の龜の出現を、地龜出す（龜宮宮に「重龜」とし、国家の大瑞とし、「神龜」の翌年改元年号名としたことにも、その理由づけをみる）と表現し、国土神と国土の国造関係の深さをみるこがたう。

そこで、国土の神は、^一国魂神に通じよう。^二くにくにたま^三神は、古代姓氏時代

の地方首長の国造と祭神の一致性から存在したはずである。

国司は、諸祠社の管理運営行政面を担当し、国造は諸祭祀を掌ること、大宰府の主神と同職務となろう。このうち、伝統的な国造をもつ、出雲・杵・筑前宗像・紀伊の日向国・懸などの古大社の神主が国造を兼ねていることは、地方の有力国魂社の神主が国造を兼ねた事例としても、見出すことができよう。

倭国国造と倭大國魂神社、摂津国国造の凡河内氏と河内国魂神社、山背国造と山背大國魂社、更に信濃国造と生駒足輪神ならびに上野国造と大國玉神社（上野国神名帳）などは、その好例と言えよう。（後述）

さて、律令国造の職掌と大國魂神との関係を、くどくど述べてきたのは、純日本紀第廿九の称徳天皇の神護景雲（七六八）二年六月六日条の

「掌賜上野国佐佐木外従五位下、上野佐佐木朝臣老刀自、為本國ノ国造。」

とあることへの伏線であった。

老刀自は、天智神護二（七六六）年十二月十二日条に「外従五位下松前部老刀自、授外従五位上」と初出し、翌（七六七）年三月六日条に松前部老刀自上野佐佐木朝臣の姓を賜う、とみえるから同一人であり、「松前部君」であり、朝臣の賜姓をみたことになる。

この「松前部」は、第二十九代宣化天皇が、繼体天皇第二子で、松原高田皇子と称し、又、宮号を松原入野宮と称したので、皇子の時代から、松原（松前）地方とは、深い縁があつたらしい。この地域は、東漢氏の今米郡で、蘇我氏と密接した大陸からの技術者文化の聚落があつた。この松前地方にあつた宮部宣化天皇の御名代部が「松前部」であつて、上野国佐位の采女を買進し、その資養の部を担当したから、上毛野君氏の支族の一つとして、早くから大和王権とのつながりが密接であつた。詳論は省くが、このことは、上毛野君氏の国造職の跡を継ぐ推定氏族の一つになる。

ところで、総社本の上野国神名帳にみえる佐佐木郡項のはじめに「大國玉明

神」（従一位）が記載される。又、鎮守項の「従一位大國大明神」（一ノ宮本）とある神社とは別社である。

右の大國玉明神こそが、上野国国造が司祭した神社となろう。

さて、その大國玉明神は、その後の中世「彌木宮」との推定もでき、今は下植木赤城神社である。この東辺を第一期東山道は南下して、武蔵国に達し、又第二期ルートは、この神社の北東近くで東進し、上植木鹿寺の南を経て東行新田駅に達する。

それでは、第一期東山道がこの近くの佐佐木家まで達するには、どのルートを通ることにならうか。

そのことを考えるには、高崎・前橋台地上から広瀬川低地帯を通過することになるが、上野国国庁が創設される以前のことになるから、前橋地区の山王鹿寺を造営した氏族の支配勢力圏や、放光寺僧長利が明記される「山上碑」（六八一年）などについて考察するとともに、第一次群馬馬駅推定地として、「新保遺跡」も候補地として検討してよいのではないか。

(一) 群馬郡放光寺造立の背景について、

「山王鹿寺」出土の八枚の文字瓦（方光・放光寺など）や塔心礎・根巻石・石製駒尾ならびに宝塔山・蛇穴山古墳石室造成技術などは一セットとして考へるべきは勿論のこと、これらのことから、高崎市山名町に所在する山上碑（六八一年）の古墳埋葬墓誌とみなされる碑文の記者が、放光寺僧であり、その僧長利と推定される人の母、黒壳刀自の系系譜の金石文史料と併せ、山王鹿寺に放光寺であり、更に放光寺は佐野の三宅（家）の氏寺であろうとの飛躍した提説が近年あるので、後段の説は保留して、前段については、ブレ東山道のルート設定ならびに、国庁の創置背景と、それへの東山道第二期作道路ルート及び第一次車駅家から第二次群馬馬駅家への変置などと深いかわりがある。

又、山王麿寺は放光寺と推定され得ることは、「上野交替実録帳」の定額寺項での

放光寺

件ノ寺、依氏人申請、不為定額寺、仍テ除・放已了者。

における、定額寺という扱い方の意味と「氏人申請」の理由などの推定と併せて、一括の考察が必要とならう。

三、「ブレ東山道」設定を推進した推定氏族の

「氏族」や「部」のことについて

さきに、壬申の乱記事の検討から、斉明・天智・天武の(六五五)六七〇の間に、大化の改新第二条の駅制実施目標が漸次実行に移されたのであらうと予察しておいた。

このことについて、もう少し煮つめておきたい。そこで、初期律令国家段階では、中央官人層が中核となるわけだが、それと密着するものは、地方旧族層の譜代家筋の「郡領」が、これの推進主導力にならねば成功しなかつたであらう。

ところで、日本書紀には、クニ・アガタ・ミヤケなどと同列すべきコホリ(評)郡の呼称は、わが国の行政単位を示す語としては、一度も見えない。しかし、皇太神宮儀式帳、造像銘記、風土記、国造碑文、鏡銘、諸系図、それに藤原宮等の出土木簡などの史料によつて、評)郡の時期を孝徳朝・天智朝・持統朝の三段階とする説をとっている学者が多い。

そこで、ブレ東山道設定にかかわる上毛野国(国制及び郡制の確定年次は保留しておく)の三つの評名と地方官人の氏族やミヤケについてその後の郡領を含めて概説推論を出しておきたい。

(1) 車評と佐位評と大荒城評の三地域について

まず史料提示から始めたい。

(1) 上毛野国車評、桃井里、大賢トコ、大賢トコ、大賢トコ (藤原宮出土木簡)

(2) 上毛野国車評 (右同、奈文研(一七六)

(3) 大荒城評、胡麻口 (右同 (一六八)

(4) 辛己歲集月三日記 (六八一年)

佐野三家、定鶴健守命孫黒亮乃自此

新川臣見斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

(5) 山背國愛宕郡雲下里計帳 (山ノ上碑)

戸主、上毛野君族長谷、年伍拾壹歳、正丁

(母・妻と連記されるが、後述するので略す)

男 上毛野君族 馬養、年肆歳、小子

女 上毛野君族 岐用、年參拾歳、丁女

弟 上毛野君族 田裏亮、年貳拾歳、少女

男 上毛野君族 文麻呂、年肆拾肆歳、正丁、兵士

男 上毛野君族 入鹿、年漆歳、小子

(右は、一部分の抄出)

(6) 鐵目裏書「神龜三(七二六)年、史生從八位下、間人宿弥男君」 (正倉院文書)

右京計帳(平城京右京八条一坊)

●戸主 國直、寸弟麻呂、手実、天平五(七三三)年

(中略)切斷、前次)

●課戸 椋垣伊美吉意伎麻呂、年肆拾壹、正丁

(中略)

●寄口 韓人・字治連族、阿太肥人・高宮村主部、三丈船麻呂・秦真墨、

穴太部大宅・椋垣殿麻呂・椋垣小殿・椋垣佐加志・男椋垣佐加

麻呂(年令・名称区分、特徴などを略す)

○檢前部 意富佐亮、年漆拾伍、曹女

椋垣繩亮、年伍拾參、正女

榎垣莊亮 年陸拾壹 正女

榎垣勇亮 年陸拾伍 正女

○榎前部・亮妻亮 年伍拾壹 正女

(下略)

(ト) 続日本紀卷第十七、(天平勝宝元年閏五月二七四九年)

上野国勢多郡小領外從七位下、上毛野朝臣足入 獻_ニ当国ノ国分寺ノ知識_一物_ヲ・授_テ外從五位下。

(ハ) 正倉院播布屏風袋の銘文

●上野国佐位郡郷戸主・榎前部・黒麻呂・唐布

天平勝宝元年八月(七四九年)

郡司大領外

榎前部・君・賀味麻呂

(イ) 正倉院、黄極

●上野国新田郡淡甘郷戸主・矢田部・根麻呂・黄

天平勝宝四年十月(七五二年)

郡司・疑少領无位

他田部・君・足入

さて、右の史料のうち「評」が明記されるのは(イ)(ハ)の藤原宮(六九四〜七〇一)出土である。

「車評」は、のちの「元和古活字刊本」倭名抄の国郡部(第六十二)に、

群馬、久留未、国分、為、東西二郡、府中間、国府。

とあり訓み下し文は、「クルマ、国分ち東西二郡となし、府は中間なり。」と

を受けて、群馬郡の説明末尾に附記したと考えるべきことは、他国例の記載

方式をみれば、一目瞭然である。(詳論を略す。)

右の車評(久留未・評)が「群馬」の好二字をあてたと推定されるが、その地域が同一かどうかは明定しがたい。そこで、国一評一里の行政単位を明記

し、地方首長(評督又は督造)の手を経て、御贄として粘を京進した貢進物付札(賦役令に根拠をもつ伊の調布貢進形式と同じ)が、木製の「簡炊」としての機能をもちたものである。

(イ)の「大荒城評、胡麻」については、国名の首部が欠損しているが、唯一の例としての飛騨国では単に、荒城郡(荒城は、荒聖田・荒田氏のように開拓された治田・新治のことを指す)であり、「大」がない、又「荒木郷」の郷名は、能登・越後・伯耆・筑前・筑後・遠江などの各国に多い。

胡麻は「延喜典義式」では、上野国年料雑葉にみえるし、この木簡の出土地点は、藤原宮典義寮に近接した大溝(昭和五〇年の一八次SD一四五の五七〇点中の一)の中からである。(昭和五三年・奈文研「藤原宮木簡」)より

これを「上毛野国大荒城評」だとする根拠は、邑菜郡板倉町所在の雷電神社現存最古の棟札銘に

「(上略)奥有当社雷電宮、所謂上州佐貫庄大暮木郡也」(昭和五〇年・同町誌資料第二〇号及び黒史中世調査「中略」(末尾奥書相当部分は左記する))

于時、天文十七年申九月吉日(一五四八年)

願主、大阿闍梨権大僧都 海應 敬白

とあり、更に同郡明和村田島の奈良保一氏所蔵文書の水帳表紙に、

「天正拾九卯三月十日、(一五九一年)

東上州大荒木郡佐貫莊田嶋之郷御平打水帳之事、案内者五郎左衛門」

と、ある。(明和村誌資料・昭和五七年)この二史料で、邑菜郡が「大荒木郡」と通用したことがわかる。

そこで、「上毛野国大荒城評」の評政所(これは、正木文書に示るされる「政所」のある、今の大泉町古米(古評郡)の地と推定し、第一・二期ともに此の地内近くを東山道ルートが通過して、下毛野国の足利駅家に達したとの

想定にも一致する。」の推定地と関連してくる。

さて、もう少しつめると、古代地形・地勢にふさわしい大荒城評名は、奈良時代のはじめに好字の二字を「邑菜」に宛て、オホアラキ（九条家本延喜式での訓み・ヲハラキ（ハはフアで、オフの「フ」と次のアラの「ア」が結合して音訓となったか）から、甘菜郡のように、オフ（ウ）ラ郡の訓みに変わりに定着したものであろう。

さて、上毛野国大荒城評から延喜典義式に固定される以前に、年料雑業として買進されたから、藤原宮興業寮近くの捨て場となった溝の中から出土したのもうなづけよう。

たゞ北武蔵通過は官使本道コースであるが、京進ルートは、佐位駅家までは、直路を利用したものと推測したい。

次に、(イ)の「検前部」は、前述したように、宣化天皇の「御名代部」であり、検限慮入野宮へ買進され、在勤する采女・舍人などの資養の部（トモ）が、検前部や検前舍人や同舍人部で、関東を始め、全国に分布する。但し、検前部は管見では、残存史料は上野国のみに限られるようである。いわゆる「部民」としての名である。更に、その統卒者が、大君の官人としての「舍人連」や「舍人直」や「部ノ君」である。

(イ)の膚布は、佐位郡郷戸主の検前部黒麻呂であり、(イ)の平城京右京に在住する「諫戸の椋垣忌寸」（検前忌寸に総称される椋垣派の東漢氏^{トモノリ}である）の意伎麻呂方に「寄口」（寄留）している検前部意富佐亮（七五才）同亮斐亮（五才）の書女と正女の二名で、絶亮・莊亮・勇亮の三名正女（諫戸主の椋垣忌寸と同族関係の氏名だが、検前部二名の女子との血のつながりがありそうだが、不詳）を中に挟んで記名されている。

七五才の意富佐亮老女は、斉明称制五年の六五九年生れとなり、佐位評の検前部を本貫の地として、上京している。だとするといろいろの課題を投げかける史料であるが、深入りは略しておき、(イ)の大領「検前部君賀味麻呂」

が前述したように、律令国造となる家筋は、譜代の国造や評督の系譜を引くことが、他国の例にも多いことから注目すべきである。

(ハ)の勢多郡少領上毛野朝臣（姓）家や(イ)の佐位郡大領家の検前部君氏（前述の老刀自は、部の君家から買進の采女で、佐位朝臣の賜姓と本国国造の采誉称号を授けられた）(イ)の新田郡小領の他田部君（敏達天皇の他田宮号をもつ部の君）氏などが、東山道設定に伴う、評督・郡領家にかわりをもつたのであろうと推測する。

いわば、君姓（上野国には、他に物部君・池田君、大野君、佐味君、石上郡君、有馬君、朝倉君、井上君など多いが、関係する場合にふれたい）をもつ「郡領」（評督）家が推進したと言えよう。

それでは、車評督家や佐野三家（三宅）などの、後の国庁創設地域の氏族は、どのように考えるべきなのか。

これは、すでに前項で多少触れたものの難問であるが、東山道論の叙述においては、たとえ仮説としても、このことについての所見を出しておきたい。

結論的なものを先に出してから、論旨を進めることにしよう。

(2) 放光寺を氏寺として創建したのは、(イ)上毛野君族（車評督家の姓名）であり、(イ)佐野三宅は、「三宅人」ではなからうか。

(イ)については、前述の史料(イ)の山背国計帳（七二六年）にみえる、「戸主上毛野君族長谷」なる家の戸口構成主力が、「族姓」をあらわす「姓十族」をもち、上毛野君（渡来人河内国住の田辺史、難波等が假冒して、「上毛野君」の賜姓にあづかる、天平勝宝二（七五〇）年三月十日以前の上毛野国本来の君姓を意味する。）の姓をもつ氏と擬制の同族関係にあつたからだと推測する。

管見では、戸籍関係で残存する「上野君族姓者」の唯一の史料と言えるものと考える。山背国愛宕郡田雲下里に移住する前には、大和国住かも知れない

い。母が出雲臣姓であり、一戸中に「出雲臣姓が多いのも、「出雲里」の豪族であろう。「出雲臣姓」の彼女との婚姻関係を推測させる。

しかし、妻は大和国を本貫とする「松前民使首氏女」であるところに、大和国に先住したらしいことが想像される。

この族姓者「長谷」(五一才正丁)なるものと、上毛野君(本宗家が大和に移住した際に一緒に従ひ移ったか)氏との同族擬制結合要素が、政治上によるものか、軍事的同族結合によるものか、その他の要素によるものか史料はない。

とまれ、何等かの要因あつての同族擬制によるものであろう。

それでは何故に「族姓者」であつたものが、族姓を除くようになったのか。除いたら、本姓の君に上算する場合もあつたか、又は上毛野だけの「君」姓と共に除いたものを「氏名」としたのか。などの仮説や実例にあたらねばならない。

ここでは、のち「定額寺除放」が氏人の申請によつたことと、何故に氏人は豪壮華麗な古代寺院「放光寺」が、定額寺という古代の官寺格から降格されるような因子があつたのか。結論を先述させると、「官省符荘をもつた国家保護による維持上の改変からくる「氏人」集団による「氏寺」放棄の場合が想定される。律令国家体制のくずれば、定額寺の扱いを除放し、やがて東山道の駅制機能にも衰微の兆候が、荘園や武士の起こりと共に少しずつ進行して行くわけである。

さて、事実関係から推定する試論を出すことにしよう。

- (イ) 「日本紀略後編」の醍醐天皇延喜十五年二月十日九一五年「信乃国飛駅言上。上野介藤原朝厚載、為上毛基宗等、被殺害。」
- (ロ) 二月廿七日、武藏国馳野到来。
- (ハ) 三月廿五日、武藏国言。射殺上野介藤原厚載之下手人三人。捕取繁云々。
- (ニ) 翌十六(九一六)年月廿七日、下知上野国。憾令推言上。

彼国百姓上毛野貞並等殺害彼国介藤原厚載。而大掾藤原連江不加制止、与賦首、有耳語。勘問其由。無所避申。

十二月八日、下知京畿七道、令搜捕配流於出雲国、罪人上毛野貞友等七人。

放光寺は、七世紀末頃には(おそらく八世紀初め)定額寺の扱いを受けたろうから、寺田などの一定面積は、官省符(太政官と民部省)の符による初期荘園として、免租(不輸租田)地の田畠が公認され、寺財政上の助成保護を受け、鎮護国家の祈禱を受つた官寺なみの扱いが続いたとみて差し支えない。

しかし、律令制のくずれば国家の取捨体系が延喜一〇(九一〇)年代には、編戸による班田取授法は実行されず、人頭徴税方式から土地を基本として、一定の本田(田田帳の国図に登載したもの)に貢租率で出したわく内となり、国司は固定の正租官物と雑公事が進納されれば、あとは国司の裁量権内で処理できるように変化した。

この国司の裁量権は、土地を基にした税収入を、某氏の名(みょう)に請負わせる負名(なま)体制となつたから、名の作人百姓開発の治田や買得田の検田権と税決定が、その手中にあつた。

この経過措置の間に、それが固定するまでには、郡司百姓側と国司在庁官人側との衝突が全国的に散発した実例が多くなつた。郡司も百姓側に立つて行動するような、富豪層の輩でもあつた。

右にかかわる具体的な上野国内での史料は残らないので前記の「日本紀略」という記録では実相がつかめないけれども、中央からの勘問使が、「大掾藤原連江不加制止、与賦首(百姓上毛野基宗、上毛野貞並、上毛野貞友が下手人の三人にあたるか)有耳語。勘問其由。無所避申」と記録されるところに、大掾藤原連江(其の後の平安通文二三八号文書、延長六年五月九日(九一八年)東大寺宛の封戸調布や商を進納した「上野国縣」に署名しているから或る時期

に復任したらしいは、在地性の強い在庁官人だったらしく、射殺百姓下手人と耳語あり、且つ勘問に對し弁明できないかららしい。

更に、国庁内に潜入して国司を、奇襲射殺できる計画は、土地感もあり、百姓とはいっても名主クラスの武芸者の要素として、弓馬の道にも長じている諸条件や、官人有力者との耳語密契のうちには、国守対住民百姓の重なる怨恨は、百姓聖田・出作地に馬上・検田した行動と、その結果の交渉が悪感情として底流にあつたと想定する。延喜十五年秋丹波国所在の東寺領田に郡判・國庫の承認が〔平安通文〕212・213号文書に残存している例などは参考にしよう。

このように推定すると、官省符田をもつ定額寺の放光寺領田又は近接する田畠治田の作人百姓と、その氏寺〔俗別当〕一格の名主層富豪武芸者〔初期武士団の萌芽〕の性格をもつのは、上毛野氏を公称する三人衆を含む出雲國への遠流中の罪人七人ということになりはしないだろうか。

さて、あの山王鹿寺を氏寺とする周辺集落は、早くから住居・墓地域・生産田畠地帯が、考古資料によつても、うかがわれる。(村誌・発掘報告書など)

このことは、上毛野君氏との政治的同族擬制結合を推測させ、本宗家転住後の車評督家にふさわしい位置と財力・支配力をもつもの、でもある。そして、「族」とは、無姓・人姓・部姓と同例ではなく、有姓者に近いが、それよりも身分上・家格上から一段差をもつ氏族と言えようか。上野国では、特に国庁創設や国分僧尼寺造営推進時の主役を担当した氏族と言えよう。

それでは、右の仮定上として、族姓者が「除族字」ということは、どう解釈されるのだろうか。これには先学の多くの論評文があるけれども、統日本紀卷第九の聖武天皇、神龜二年十月条の「國人少初位下掃連守族、広山等除族字。」(七二五年)や、同卷第二十の孝謙天皇天平宝字元年四月条(七五七年)の

「其ノ戸籍ニ記スル無姓及族ノ字ヲ、於テ不理ニ不穩カケテ、宜ク爲改正」の二例のみをあげておこう。

このような処置が、「上毛野君族」であつたと推定される、放光寺氏人集団でも、奈良時代半ばすぎ頃には「族字」を除き、上毛野氏を公称するようになったものであろうか。

ところが、延喜十五(九一五)年段階での、氏人作人の治田などの事案での感情のもつれが、上野介の藤原厚載射殺事件として爆発したのであろう。

前述の百姓上毛野基宗・同貞並・同良友などの上毛野氏を放光寺氏人と推定することから、溯上して、あの豪壮高樓七堂伽藍と広い寺域などから、更には「車評督」家となる条件は、中央転住の本宗家の助言有無は不明にしろ、かつての「上毛野君族」という族姓の家筋と推定した。

この推定は、防人歌⁴⁴⁰の万葉集卷廿(天平勝宝七年二月廿二日、七五五年)の十二首中の四首選歌のうちに

難波道を行きて来までと吾妹子が着けし
紐が緒絶えにけるかも
右の一首 助丁・上毛野牛甘

の歌がある。この作者、「助丁の上毛野牛甘」を考えておこう。

「助丁」については、旧国造軍防人集団編成を「国造丁ー助丁ー帳丁ー火丁ー上丁」とする説(岸俊男氏・直木孝次郎氏)と律令国造説(新野直吉氏)とがあるが、信濃国440歌が「国造小県郡他田舍人大島」であり、生駒足嶋神社を大國魂神として司祭する国造家が、他田舍人直大嶋(藤原宮木惣)その人であるうし、下総国の助丁は「国造他田日奉部舍人直得大理」が撰歌されていることなどから、上野国の助丁「上毛野牛甘」は、今の倉賀野神社の前身が、東群馬の正五位・大國玉明神(神名帳)であることを併せ考えて、評助督家の司祭とみることができよう。附近の安楽寺古墳・糸里制跡など参考となるう。

上野国国造の歌は、撰進されなかつたらしく、助督歌の撰が、「防人集団の地方神祇官」の同道のもとに記録された。

そこで、車評の助督も亦、「上毛野君族」であつたらうし、除字族後の七五五年防人行の歌とみたい。

車評督家と助督家と律令国造家（佐位評督家）とを一括考察しようとしたものである。

以上で④の上毛野君族と放光寺氏人と助督家との関連性をみたくもりである。

次に「三宅人」のことに入らう。

④ 佐野の三宅は、もとの姓は、三宅人だつたらう。

これも、海人・手人・穴人・寺人・倉人・三宅人などと、黒主人・国造人・島人・丹生人・凡人などの区分の他に、

漢人・高麗人・肥人・牟人・秦人・韓人（辛人）

などが考えられよう。

これも、族字を除いたように、純日本記巻第六の元明天皇和銅七年六月（七一四）条の

「若_レ帯日子姓、為_レ触_レ国ノ_レ律_一（成務天皇の御いみなのこと）、改_メ因_レ居地、賜_メ之_レ国造人姓、除_レ人ノ_レ字。（以下略す）」

のような扱い方をしたものと推定する。

もちろん、三宅人―三宅連―三宅人部などにもみられるが、人姓を除いて、単に「三宅」とした扱いをしたのだと考える。

更に、大陸からの技術者が「三宅人」になつたと考える。この三宅人を単に「三宅（家）」として扱つたようになつたと思ふ。

史料〔二〕の三家は、「屯倉」そのもので、三家管掌の官職名の「田領」のもとでの事務・実務技術者の「三宅人」としての直接名は、金井沢碑（七二六年）

の「三宅の毛人」の方が適切であろう。

史料〔三〕の三家は、右のように考え、「三宅人」から、単に「三家」を氏名とも姓名とも受取られるようである。その氏人の長利が、放光寺権越から得度

を受けて、僧籍に入り、母の墓誌の記者になつていたのであろう。

したがつて、「三宅氏」の氏寺は「賀郷」内に求められるべきであらう。

そこで、東山道第一・二期ともに、「車評」内を通過するから、督家・助督家及び「三家」氏人ともどもに、深く関係をもち、推進協力の主導者の氏族と言えよう。

四、第二期東山道について

(1) 国府創設と作り道と駅家

和銅元（七〇八）年三月十三日条（純日本紀第四）及び万葉集第三・二九六・二九七の歌などによれば、上野国司として従五位上田口朝臣益人が任命され、東海道を通過して着任したことがわかる。武蔵国司は大室三（七〇三）年七月に発令になつていたので、五年ほど前に武蔵国府が創設されているわけ、益人は相模―武蔵府中の国府―東山道第二期の支路ルートから、上野国入りしたのであろう。

第一期が、佐位駅家から南下して、今の茂呂・大正寺・長沼・仁手（駅家）を経て、深谷（萱場駅家）から妻沼（駅家）に出て、古戸渡しから、前項でふれた「大荒城評」に入つて、古水を行つた。第二期ルートは、新田駅家から南下して、高林・古戸に出て、妻沼―石原―村岡―東松山―古凍―體ヶ関―の場―所沢―府中に達した。いわゆる後述する「五ヶ駅」通過である。このルートを田口益人は試行したのかも知れない。

さて、国府創設地は、もともと車評督の政所的なものが存在していたのを、前項でみた上毛野君族某が提供し、占地整備努力を出して、協力推進したのではなからうか。

もっとも、近隣郡司も協力参加の人夫提供をしたにちがいない。

ところで、元総社地内に庁屋・早道・草作り・横屋・殿小路などの小字名

又は俗称が残っているが、庁屋から日の出方向に、巢鳥分と古市（現存）に赤鳥神社がある。国庁創設以前からの「日置部」が司祭したと推定されることは、神名帳に

従五位上

櫻村明神

大陽神にかかわる神社

従五位上

日置明神

とが記載されることかかわりがあるかと考える。

前項でみたように、車評督（のちに群馬郡都司）の勢力圏内の新保あたりから第一期のブレ東山道は南東行したと推定するが、国庁創設に伴ない、北上して江田→国庁に行つたのだからが野後駅家からのルートとしては、廻り道をなくすための措置として、のちの長野郷の南を斜めして、国庁への作り道となつたものであらう。

染谷川を渡つた所が「字早道」であり、北上すれば国庁正門に達することになる。その近辺の「群馬駅家」（第二次）で、馬継ぎと国司在庁官人への使いを果したわけとなる。

さて、「早道」とは、万葉集(三)三四三九歌に

鈴が音の早馬(波由馬)駅家(字馬夜)の堤井の水をたまへな、妹が直手よ。

の、早馬道→早道にふさわしい小字名が残っている。

(2) 佐位、新田駅家ルートと北武蔵からの征夷ルート

前橋台地を古市→天川原→で広瀬川低地帯を通過するが、地図に記入の通りである。

佐位駅家は、粕川東に位置したと推定する。上植木院寺からの通路もあつて、交通上・政治上・宗教施設などへの要地だつたらう。

南東行して、八寸・東小保方・平井→市→入谷→天良に所在したらうと推定する新田駅家に達した。

対征夷軍用路は、新田駅家から足利駅家へ東行したはずである。武蔵支路

への官使用向以外は、それが自然であり、第三期の宝龜二(七七一年)以降は、武蔵支路を使う必要がなくなつた。(後述)

文徳実録巻第一の嘉祥三(八五〇)年五月十九日条には、対征夷ルートを考察する上で史料がよみとれる。即ち、

詔以武蔵国奈良神。

(今は熊谷市中奈良、妻沼バイパスに西接)列於

官社、先是彼国奏請、檢古記、慶雲二年七〇五此神放光如火熾然

其後(和銅二)七〇九・三・五陸奥、越後の征夷興兵に際し、武蔵國への

の徵発を指すらしい。陸奥夷虜反乱、國発控弦。(弦弓を引く射手を指す)、赴救陸奥。軍士載、此神靈、奉以擊之、所向無前、老弱在行、

免於死傷。

和銅四年(七二一年)、神社之中、忽有湧泉、自然奔出、激田六百町、民有

疫癘、禱而瘳、人命所繫不可不崇、從之。

の中に、七〇五・七〇九・七二一年と近接した時点での征夷出兵と神靈威徳の効を列挙して、「詔勅。この神を崇まざるべからず。之に従えよ。」としていることは、注目してよい。特に、七〇五・七〇九・七二一年の中の七〇五は武蔵国司着任二年後であり、七〇九は上野国司着任後約一年経過の時である。征夷軍の派遣は、重大要務だつたし、そのルートが七〇五年は第一期、以下は第二期となるが、何れもこの奈良神への祈願に行路と戦陣での安全を心中に期したことであらう。

なお、奈良神は推定東山道の旧道西より位置しているから、武蔵国府中からの征夷ルートとして、重要な軍用路だつたし、駅制官道としても明神への祈願は、古代社会においては特に重要なことになつたであらう。

(3) 官道の殖樹整備等と地名考察

道の整備は道守・駅長・郡司の三者協力でもやらなければ完全ではない。特に、重要な河川渡・架橋・築堤・布施屋(僧侶の福祉事業)・施薬・悲田所の設置などは、国司の所管に入つたらう。

「ここでは、天平宝字三（七五九）年六月廿二日（類聚三代格卷七牧事事）の官符に、

「応畿内七道、諸国駅路両辺遍種菓樹葱。右、東大寺普照法師奏、伏願、道路百姓來去不絶。樹在其傍、足息疲乏、夏則就蔭避熱、航則避子嘯之。」

伏願、城外道路両辺、栽種菓子樹木者。奉勅依奏。」

とみえる。「天平の變」で、周知の唐僧鑑真を招いて、唐招提寺開山を願った。その演出は、東大寺普照であり、入唐求法中の長安宮都の榆の並木を模して、平城京道路及び畿内七道諸国道路の両辺に菓樹を種る上奏が勅許となり、官符で公布されたものである。

「百姓來去不絶」は、官道使用の百姓が増加したという唯一の庶民史料であり、普照らしく、唐での見聞が基礎となつているらしい。

又、延喜式卷五十の雜式では、

「凡諸国駅路植菓樹、令往還人得休息、若無水處、量便掘井。」
となつてくる。

東山道第二期ルート中の七五九年官符は、各国守と関係郡司が殖樹計画にもつぎ実施した。その公費正税支出は、四度公文の枝文中に桑漆帳や、たくさんの帳簿中に「殖木帳」があることによつても、裏付けされるが、地名として定着したと推定してよいものに、次の二ヶ所を認めてよいと思う。

その一つは、上野国佐位郡佐位郷（又は駅家郷中か）の「樹（ウエキ）であり、鎌倉時代初期の真言聖行仙が誌した『念佛往生伝』に「樹市」が初出する。のちに、貞和路の石造物では、殖木宮・種木野などとなる場合もあり、室町戦国期には、「植木」となり、近世も「上・下植木村」とするが、明治中頃の新村菊生には、「殖木」と連（はちす）を、とつて殖蓮村とした。殖は樹を種（うろる）ことによつて増殖を意味し、種木と同義だろう。

即ち、種子をもつ菓樹の意が強い。

一字で「樹」（ウエキ）と訓しているところに意味があらう。どんな菓樹品種かわからない。壮観な秋のくだもの並木、夏の緑陰休けいの旅人や百姓の姿を想起する。

東山道も官道・駅制・駅馬・駅子といった静態的官制的のうちに、菓樹両辺への普照の発想は、近世の並木（松・杉が多い）に引きつがれて旅情を添えている。

武蔵国大里郡石原村字植木（今は熊谷市城西方）は、妻沼・中奈良からの武蔵支路のルート中である。

右の二例は、第二期東山道の奈良時代に植樹した地名として好例と言えよう。

山田郡旧矢場川村大字植木野は、東山道の支路として、足利・太田宿を結ぶ中間村としての「植木野」かもしれない。後考としたい。

五、第三期東山道について

(1) 五ヶ駅論

続日本紀卷第卅一、光仁天皇の宝龜二（七七二）年十月廿七日の条に、

「太政官奏云々、武蔵國の難属ニリト山道ヲ兼テ承シ海道ヲ公使繁多シテ、祇供難シ堪ヘ、其東山ノ駅路ハ、從上野国新田ノ駅、連下野ノ国足利駅、此便道也。而ニ柱ヲ從上野国邑栗郡、經五箇駅ヲ、到リ武蔵國ニ、事畢テ去ル日、又取同道ヲ、向ハリ下野國ニ。今、東海道ハ、從相模ノ国夷參ノ駅、連下野國ニ、其ノ間四駅ニシテ、往還便近、而ニ去。此就コト彼ニ、損害極多シ、臣等商量スルニ、改テ東山道ヲ属セバ、東海道ニ公私得レテ所、人馬有レ息コト、奏ヌ可キヲ奏ス。」

右の文で「其レ東山ノ駅路ハ、從上野国新田ノ駅、連下野国足利駅、此便道也」この文を中心とした考え方に立つていると判断する。新田駅↓

足利駅が便路・順路・ちかみちなりと。現実に対征夷ルートの場合は、前項で述べたように、使用したろうから、「此便道也」の文言となっている。よかるに、枉げては「新田駅」から南下するから曲げての意である。「邑栗郡より」の前に曲がることを意味するからである。従来の説は、この枉げての解駅が不明確だった。

曲げては、新田駅であり、新田と足利への途中でもない。これ便道なりを主軸とした考えで述べている。次の「しかるに」が生き、「まげて」が駅路として、地図記入コースのように「枉げて」となっている。したがって、五ヶ駅とは「新田駅からまげて、邑栗部分に入り（よりのこと）五ヶの駅を経て、武蔵国に到っていること。

「五箇駅」とは、当時の三ヶ日、六ヶ郡、百ヶ日とか、箇数をあらわす。結果的には、五駅、五つの駅と同じ意である。一ヶ二ヶ三ヶという個数の数え方で五ヶの駅であり、従来「上五箇」地名を比定する説があるが、この五箇は各地の地名にある。空閑地を開こうして田、畠として、聚落の形成をみたのが「空閑・御閑（後閑）・後箇・五箇をあてる。新開地の所が、五箇で「こかの地」である。

そのような新開地は、駅家の地として、不適當であること申すまでもない。「五箇駅」とは、新地ではない。五ヶ駅である。新田駅から次の五ヶの駅が推定されることになる。その詳論は略し、推定位置名のみとする。

- 1 妻沼駅
- 2 村岡駅
- 3 東松山駅
- 4 的場駅
- 5 所沢駅

府中の武蔵国府に達したならば、事畢して去る日に、又同道を取って、古戸渡―古水―足利駅への地図上のコースで向うことになり、新田駅へは、もどらない。逆の京進の場合には、妻沼駅から新田駅へ向うことになる。

そこで、宝龜二（七七二）年十月廿七日以降は、武蔵国府へは東海道コースからの駅使が入り、第一・二期中の東山道上野国側からの駅馬は、新田駅

から直接東行して、山田郡古水・矢田郷一ツツ堀・市場―山辺八幡―朝倉―福居―岩井―足利駅への地図上コース試案を東進することに、正式変更したことを意味する。

これが、従来コース不明確だったことが、具体的に明定したコースである。なお、地図上に第二期コースの新田駅―妻沼駅間を明示した。

したがって、太田金山南へは廻らない。但し、枝道があつたことは申すまでもない。

(2) 辺境からの逆移住開発

——新田郡人、丈部臣と会津「伊佐須美社」——

東山道論としてはそぐわないかも知れないが逆移住としたのは、奈良時代には、対蝦夷政策として、上野国は勿論のこと、関東一円から、一定数の国での割当人員を、屯田兵式（明治初年の北海道移民）に櫛戸として、陸奥・出羽に配置して、農耕開拓と軍事兵力に併用した。古い時期ほど征夷対策の移住を、国の政策として実施した。

ところで、平安時代になると、逆に東北地方の熟蝦夷として、内民化同化策として、国の出費で各国々に配置したのが、俘囚である。上野国の場合でも、「倭名抄」によると、碓氷・甘菜・多胡郡の比較的、山より地帯に「浮囚郷」を設定し、移住させた。

ところで、東山道づたいに自主的に陸奥から縁を求めて、上野国新田郡に移り住み、農耕開拓を積極的に主導した人物二人の兄弟が、小見出しの丈部臣である。そこで、次の神社名から始めたい。

●太田市太田一〇二四一所在 伊佐須美神社

●太田市下浜田九九六所在 伊佐須美神社

前者の神社は、太田市役所の西北二〇〇メートルに、後者の神社は、太田市役所の西約三キロで、大島―牛沢線東道の東側に鎮座します鎮守神である。

この二つの鎮守神は、八瀬川灌溉用水の本流と分流治い、浜田・新井・矢島ならびに飯塚への用水路たんぼの水口地点に位置している。

更に、神主職の言によれば、奥州から承和年間（八四〇頃）に移ってきた人が開拓して、勧請したものだとの伝承がある。

そこで、右のことを、六国史等で検討してみることしよう。

○統日本後記巻第十三、(仁明天皇)

●承和十年四月八日条（八四三年）

上野国新田郡人^{勳七等}、大饗^{字平}、弟真虎等二人、賜姓^{大田部臣}。

●承知十年九月五日条（八四三年）

奉^授陸奥国従五位下、多久郡神、正五位下、勳九等石波止和気天神、

无位玉造国泉神、

无位伊佐須美神、並従五位下。

右の史料から、勳七等を考えると、以前の或る時期に戦陣にあつて、兵士として戦功を立てたから、勳位を持っていることがわかる。

ところで、この勳位は、延暦年中の坂上田村麻呂時代の征討一五年間が終了した数年後の後始末が、文室^{禰麻呂}によつて、再開されたのが、弘仁（二八一一）年二月であり、岩手県北部から青森県南部の貳薩^{体村}と岩手県東部海岸よりの閉伊郡（幣伊）地帯の征討計画が始まった。

この場合の特徴は、今までの他国兵の動員による方式をやめて、現地^{の官}兵に出羽軍士の応援をえて、兵力二万人の国軍体制での征討だった。加えて、俘^軍五千人を増援している。

全面勝利で終結して、番兵二千人を残して、解兵し、その年末に天皇の詔旨ならびに、叙位叙勳が行なわれた。

この討征軍の官兵・軍士の中に、二人の兄弟が参加していた公算が強い。即ち、賜姓（八四三）より三二年前の青年時代のことにならう。次に、賜姓の丈部臣と、伊佐須美社所在地（本貫の鎮守神として想定されるから）を

勘案することにした。

称徳天皇の神護景雲元（七六七）年の武蔵国足立郡大領の丈部直、不破麻呂（従五位下、武蔵宿弥に賜姓され、更に武蔵国造となり、大國魂社、水川明神）を司祭する）も、丈部であり、関東に多い。

又、水川明神祭神の素戔嗚命（水神農耕の神）と、伊佐須美社の祭神は同神である。但し、福島県大沼郡会津高田町宮林に所在の式内名神大社・陸奥国二ノ宮（前掲の承和十年従五位下）と称される、伊佐須美神社（本社）には、大彦命・建沼河別命および地元^{の山嶽神}を併せ祭神としている。明治六年国幣中社。七月に早苗振祭（馬嶽洗祭）を行うことは、水神田植農耕にふさわしい祭祀行事である。

さて、神護景雲三（七六九）年三月十三日条には、八人の丈部同族の人々が、大國造道嶋宿弥嶋足の申請によつて、阿倍アラスそれぞれの地域名の臣の賜姓（阿倍アラス地域名の複姓）を受けている。

例えば、陸奥・安積・信夫・柴田・磐城および（会津郡の人、丈部庭虫等二人に、阿倍会津臣）である。これらの地域には、古い古墳群や、大前方後円墳も所在して、早くから中央なみの部民制も遺存したことがわかる。

最後にあげた「丈部庭虫等二人」の阿倍会津臣のところに、焦点を合わせたい。

この新田郡人^{字平}・弟の真虎兄弟二人が、丈部臣の賜姓を受けたのは、弘仁二（八一）年二月からの征討戦に官兵として参戦し、その功により勳七等（七等は格が高い方）に叙せられ、今回の賜姓には、それなりの功績（後述）があったので、新田郡郡司から国司経由の奏申で、授けられたものと推定する。

在實の地、会津の鎮守神を勧請したものと判断してよからう。即ち、丈部広忠等の後裔一族だった公算が強い。

青年時代に兵士として勤務し、その後壮年期に、新田郡浜田・太田の地に

移住して、(当時、東山道を南下するわり)開発・水田化事業を主導した功により、賜称されたと思定できる。

又、「大養」を氏としてゐることは、大彦命(伝承上の四道将軍・北陸道)「阿倍氏」(「丈部」)「大養」という、縦系列の系譜において、阿倍氏の伴(部)「馳使部」に賜姓されたものとみられる。即ち、「大養」は山岳山野の「狩猟騎射」に必要な犬の飼養(大養)を職掌としていたと思われる。

いわば、山より地帯から平坦地に移住した大養氏(丈部臣)阿倍氏の伴(部民)ということにならう。

第二期東山道の東よりの、浜田・新井・矢嶋・飯塚たんぼが、今日のように開発・工業団地化されたのは、かつての一部には、桑里制たんぼが続いていたろうが、時代と社会状況によつては、部分的に荒廃田及び空闲地が多かつた所へ、灌漑水路を導入して、勤農事業に専念した功労が想起される。

これとは別に、実施主体者が国衙在庁側にあるものに、三代実録第十二、清和天皇の貞観八年四月廿七日(八六六年)条に

「上野国言、從五位上行介安倍朝臣貞行催勸百姓、開発四百四十七町、未班之間、為地子田。」

がある。

八五〇〜八六〇年代までは、間延びしる班年・校田が実施され、「未班之間」とあるように、貞観七(八六五)年の前年には、班田も行なわれたが、まもなく班・校田ともなくなる時期を迎える時にきていた。

まさに、律令体制解体期直前の状況と言えよう。

このような政治的社会的な不安定な頃に、昌泰二(八九九)年の「上州馬盗人」(倣馬の党・群盜蜂起による足柄・碓氷二関の設置)の駄馬運送業者に、かきまわされる東山道の実態がやつてくることになる。

(3) 倣馬の党と碓氷坂の関長原

類聚三代格の昌泰二年九月十九日の条に、(八九九年)

「応に相模国足柄坂・上野国碓氷坂に関を置き、勸過すべきこと。右、上野国の解を得るに稱わく、此国は頃年強盜は蜂起し、侵害は尤も甚し、静に由緒を尋ぬるに、皆倣馬の党に出ずるなり。何となれば、坂東諸国の富豪の輩は、晋に鞋を以て物を運ぶ、その駄の出ずるところは皆略奪に縁る。山道の駄を盗みて、以つて海道に就き、海道の馬を掠めて以て山道に赴く、……………群党結び凶賊となる。関門を置いて、詳かに公驗を勸え……(下略)〔原漢文〕

とある。あまりにも有名なことなので、詳細は省くが、これらの社会不安の続くうちに、王朝体制取替体系に変わり、私營体制客主の物興と反乱が続く代表的なものが、承平天慶の乱(九三〇年代)九四〇頃)即ち、平将門の反逆と藤原秀郷の登場となる。

京上する平貞盛を追撃する平将門の一幕も、碓氷坂↓(八山峠)↓千曲川群の上田平へと続く、又上野国へ浸入するコースも、すべて東山道ルートであることは、周知の事実なので詳細は省略しておくこととしたい。

なお、延喜十五(九一五)年の上野介藤原朝臣厚載を射殺する事件については、放光寺氏が「上毛野君族」の「除族字」以後の「上毛野氏」ではなかろうかとの仮説を、車評督家の姓名の前項で、既に述べたので割愛したい。

(4) 藤原一族によるいわゆる「女堀」開削工事と、古道「あづまみち」などについて

既に、「はしがき」でふれたように、いよいよ「東山道」の最終段階にきたので、藤原秀郷流一門の北関東に勢力をもつことと、「武士団発生と荘園にかかわる問題の中で、住民生活に密着する交通路(古道)「あづまみち」の新設を含めて、更には必要に応じて、作られる校道が、どのように権門体制側と住民の社会生活(特に、立庄開発工事として、用水路導入を願う農民のエネルギーと、いわゆる「女堀」開削など)に関連するのかが、社会経

済史と武士団発生史との係り合いから、ふれなければならないが紙数の関係で割愛する。¹³⁾

註(1) 「公式令」朝集使条、凡そ朝集使(官人の政務状況を口頭報告するの

が本務だったが、後には、大帳、税帳、買調などの四度便帳の公文・枝文などの進上や考課進文を、四月頃毎年上京するようになった。①東海道は坂の東、②東山道は山の東(令釈・義解に「借遣乎上野界山也」とある)、③北陸道は神の済の北、④山陰道は出雲より以北、⑤山陽道は安芸より以西、⑥南海道は土佐等の国、及び⑦北海道は、皆駅馬に乗る。自余は各当国の馬に乗る。(「当国の馬」とは民間ないし百姓の馬を用いた場合には、馬一日につき、百姓一人の雑徭一日分を免じた規定があったとされる。(古記・令釈・義解))

(2) 「概牧令」諸道置駅条、凡そ諸道(右の七道のこと)に駅置くべくは、卅里毎に一駅を置き、(中略)水草無からむ処は、便に隨ひて安置せよ。里の数を限らず。(下略)凡そ諸道に駅馬置かむことは、大路に廿疋、中路に十疋、小路に五疋。(下略)

(3) 「伊勢崎史話」(創刊号58年春「測名庄研究序説」及び「群馬文化」

「測名庄研究序説」、58年秋)

(4) 池辺弥「和名類聚抄郡里駅名考證」昭和56年、p.28)他。

(5) 神祇令(9)諸国条に「凡そ諸国に大蔵すべくは、郡毎に刀一口、皮一張、鉄一口、及び雑の物等出せ。戸別に麻一条。それ国造は馬一疋出せ。」とある。これは、諸国の國衛でおこなわれた大蔵のこと。天武五年紀の、臨時の天下大蔵のこと。延喜式にも諸国大蔵馬は、国造がない国は、正税をもって、買つて用ひよとする。

(6) (天武天皇第三子の高市皇子尊が薨去した時の万葉集歌の反歌の作者は、「松前女王」であり、この女王名の松前は、当時の乳母名を通用する慣習から考えて、「松前部君氏」からの買進された采女某の附人が、部民から出たことの設定がその一例であり、他は「上植木所寺」造営の工人に山田寺系の蘇我氏抱えこみの東漢氏技術者とかかわり合いなどが浮

ぶが、関連史料とともに保留し、略記のみに止める。

(7) 「棄人」には、正倉院の「播布屏風袋」で、次の銘文がある。
「上野国多胡郡山那部戸主、棄人、高麻呂、唐布壹段」(寸法略す)
(上部に「上野国印」あり)

(8) 「弃人」については、「韓人」と同義で、普通の「カラヒト」であろう。真(ま) 弃人か、「嶋名部の馬手戸(口)の「田部の真弃人」の意とすれば、純粹の韓人となるが、後考した。
意味は「嶋名部馬手戸口の「田部、真弃人」となるか。
「上野国嶋名部嶋名部戸主、嶋名部馬手戸、田部真弃人 調布 壹端」
[法華天平一八(七四六)年十月(上野国印あり)(上野国印あり)]

(備考) 多胡郡山名郷と群馬郡嶋名郷が、佐野の「三家人」に近接した所に、棄人や弃人の嬖化人が調唐布を京進していることは、「佐野の三家人」の性格を考察する上に、極めて重要な意味があろう。

- (9) 地図の(第⑤図)を参照されたい。
08 地図の(第⑦図)を参照されたい。
07 地図の(第⑥図)を参照されたい。
06 地図の(第①図)を参照されたい。
05 地図の(第②③④)を参照されたい。
04 地図の(第①③④)を参照されたい。
03 地図の(第③④)を参照されたい。
02 地図の(第③④)を参照されたい。
01 地図の(第①④)を参照されたい。

(以上)

概論作成の経緯

東山道は古代の道であり、その消長については、古代史の研究成果を大幅に導入しなければ説明は困難であろう。

しかし、都から遠い上野地方の、それも道路に関する史料となると極めて乏しく、しかも断片的である。更に、東山道に関する具体的遺跡・遺物も極めて少なく、千年以前の「道」の全貌を説明することは、現段階ではほとんど不可能に近かったと言えよう。

したがって、東山道の道筋の推定にあたっては、古地名（一般的に千年で約八〇パーセント遺存するといわれる）古社寺、金石文等を参照し、また古代における河川の流路及びその流域等の歴史地理的状况等を勘案するなど、間接的な資料に拠って前記概論を作成せざるを得なかったことをお断りしておきたい。

結果的にはかなりの問題点が残ったが、一年間という短期の調査であったので、今後の発掘調査等の新資料の出現等をまっけて、更に研究が深められることがまたれる状況に終ったことを付記しておきます。（文化財保護課）

II 道の推定

一、道の推定

東山道は、既に前述のとおり初期律令国家体制前の第一期から、二期、三期と一部路線の変更もあり、遂には「あづま道」を古代東山道とまで考えるほど変化し、忘れ去られてきており、その古道を確定することは困難である。ここでは、僅かに伝承として語られている地名や、近年の考古学の成果、古代豪族の拠点、古代寺院及び神社、更には当地の地形などを手がかりとし、往時の文献と対比しながら推定路線を記することとする。

ところで第一期の東山道は、既に大和朝廷が東国経営をはじめた古墳時代に遡る。やがて孝徳天皇元年（六四五）にはじまる中央集権化のなかで、「東国等国司」や「坂東惣領」が任じられ、坂東諸国からの租・調を都へ運搬する貢納の整備がはじめられる。大化改新の詔の第二条には駅馬（はやま、伝馬（つたわりうま））を置くことが「日本書紀」の孝徳紀に見えているが、当時は既設の古くからの都への道が利用されていたのであり、壬申の乱後、東国への官道は物資輸送路であるとともに、軍道として整備が急速に進められたと考えられる。それが第二期の東山道であり、この期の東山道を中心に古道の推定を進めることとする。以下東山道とはこの律令体制下の官道をいうこととする。

東山道設定の条件

東山道は租・調輸送路であるから、一定の駅家が存在した。その駅家は「和名抄」によると坂本、野尻・群馬・佐位・新田の五駅である。したがって、この五駅家の位置を推定することが第一である。

第二は、官道は必ず国府に近接して通過したと考えられる。国府は律令国家体制下では国々の最重要地であり、上野国府の位置を推定することが東山道推定上重要な条件となる。

第三は、律令国家体制下の東山道は、物資輸送路であるとともに軍道である。中央集権国家体制を強化するためには、最短時間で都と国府を結ぶ必要がある。そのためには、平地においてはできる限り直線道が設けられてくる。近年各地の発掘調査の結果、直線の古道が所々に発見されている。その直線道は大和地方においては七世紀後半からといわれている。（因説・日本文化の歴史②）和田萃稿「大和の古道と海上の道」。上野国の場合、一期の自然道を基本としたものから、この作り道の第二期に入るのは、七世紀から八世紀前半までの間であり、関係遺跡や、遺構もこの七・八世紀を中心に考える必要がある。

第四は、いかに軍道で最短距離を結ぶといえど、地形の難易が道路決定に大きな条件となる。特に、上野の東山道は、西の上信国境の山地のどこを通過するか、軍道以外に日常的に物資を都へ輸送するためには、駄馬や運脚夫の容易な、危険性のない安全な道を選定したと考えられる。山と同時に、足利駅家を経て下野国府に達するには、利根川を渡らねばならない。利根川は

現在よりは水量も多く、渡河点は東山道推定上極めて重要性をもつたと考えられる。

第五は、平坦地の通過は、直線道で駅家の位置を結ぶとしても、低湿地帯の交通は容易でない、できる限り微高地を通路として選定した。特に東毛における平坦地通過の場合その地形を考慮すべきである。

第六は、古代豪族の所在地を考えなければなるまい。いかに直線道といえど、当時の有力者の居住地を無視できない、その付近を必ず通過したと考えても差支えなからう。

第七には、上野野の場合、古くは新田駅家から五箇の駅家を経て武蔵國府への道が、古くより『続日本紀』宝龜二年（七七二）十月の条にある新田駅から足利駅に直行する「経五箇駅 到武蔵國」の五箇をどのように解釈していくべきか、それにより宝龜二年以前の武蔵への交通路決定に問題となる。以上のような問題をふまえ、東山道をつぎのように推定した。

碓氷越え

碓氷越えについては、従来現在の碓氷峠越説と入山峠説がある。碓氷峠越えは近世中山道として上信を結ぶ主街道となっているので、東山道もこのルートを通っていたと解する説が多かった。しかし、このルートは入山道に比べて一三〇メートルも高く、途中に古代の遺跡が現在では極めて少ない。僅かに剗石山頂から須恵器の破片出土例があるだけであり、古代官道沿いの遺跡地としては薄弱である。また、峠の熊野神社の勧請は、熊野信仰の伝播年代から考えても古代末期より遅れない。神社の宝物にも鎌倉時代の懸仏が一番古く、古代東山道を裏付ける資料ではない。今後このルートの沿線の発掘調査などに期待したい。現在の資料から得る限界は、古代末期までである。おそらくルートが設定されるにいたつたのは、防禦が入山道より容易であり、長倉駅までの距離が二キロメートルほど近いことなど考えると、武士団成立



入山峠付近の地形

の古代末期からとみるのが無難といえよう。あの剗石山頂への急斜面は、駄馬と運脚夫による古代の物資輸送路としては一応避けたとみるのが無難のようである。（第二図参照）

入山峠越についてみると、峠には祭祀遺跡が大宇入山字八風平で確認され、多くの石製模造品の発見があり、峠の神への信仰遺物としてとらえることができる。但し、同時出土の土器片からみて、古くは五世紀からはじまり、七世紀くらいまでである。東山道成立期は八世紀であり、そのころまでの出土遺物が確認されていないので一応難点がある。それでも室町期の渡来銭の出土していることを考えると、資料的には一応断続的ではあるが、交通路として利用されていたことが考えられよう。また、入山峠から下った仁田の墓井には、平安時代の住居跡が確認されているのは、このルートの利用されていたことを補強してくれる。更に近世にもこの道が中馬街道として利用されていることは、駄馬輸送が容易であったことを立証してくれる。

以上のことから、東山道は入山峠越えが早くに開かれ、碓氷峠ルートはやがて武士の時代を迎えようとする古代末期から次第に重要性をもつてきたと考えられる。

なお、入山ルートに龍馬の地名がある。これは古くは峠神に土馬を献上し

II 道の推定

て荒振る神を和げた例（風土記に七例あり）があり、龍馬は神馬であり、峠の神に奉獻したとするには峠のため若干無理があるが、峠への上り口に神馬奉納と考えられないこともない。古代の道に関係ある地名と考えたい。

坂本駅家

中山道に坂本宿があり、古代坂本駅家もここからそう遠くない地点にあつたと推定しなければなるまい。東山道碓氷峠越えの時代には、近世の坂本宿を通過しないで関長原に達したと考えられるので、小柴付近に考えることもできる。その詳細は「東山道沿いの文化財」の項で触れているので省略する。入山峠ルートを考えると、峠からほぼ現在の自動車道に近い道を下り、龍馬を経て坂本の東端に達する。この付近に駅家の位置を考えるのが妥当と考えられる。

これについて、一志茂樹は松井田辺を想定（「信濃」一・〇一—一・〇〇古代碓氷坂考）しているが、峠越えの場合を考えると、駅家の位置は坂の登り口に設けるのが順当である。また、坂本郷を松井田内まで拡大して考えるものには難点があるろう。大字原を坂本駅家に比定しているものには金坂清則の説（「古代日本の交通路II」）がある。同氏は原地区の地割が近世的な地割でないことと、原の東の中学校の校庭から土師器や玉類が発見され、長倉との距離が一六キロになり妥当であると記している。

なお、原の地が坂本と呼ばれていたことについては、「安中志」に「元坂本」と記されているので、近世の坂本宿が成立する以前はこの地域が坂本郷であったと考えられる。坂本駅家の地名もその点矛盾しないであろう。

以上のことから大字原の白鬚神社付近を坂本駅家と比定したい。

なお、大字入山の小字名に大門があるが、その地域は大字原の南に接している。それは入山道にも接しているので注目すべきであろう。

碓氷坂関跡から野後駅家へ

原から野後駅家への古道を考えるに際し、昌泰二年（八九九）九月十九日付の太政官符に碓氷坂置関のことが見えているので、東山道は当然この碓氷坂関を結ぶ道でなくてはならない。碓氷坂とあるからには、坂本駅家にそう遠くない地に求めなければならないであろう。

その地域で関係地名を求めらるなら、現在の松井町大字横川の北方に関長原の小字名がある。

この地域は現在山林地帯であるが慶長六年の地割図によると、古い屋敷割があり、その地域に階段状に平夷された土地がある。字関長一三六五ノ一から一三六五ノ五番地にあたる。古代の関跡としては階段状に平夷された土地の両側に小さな谷があり、そこに通ずる道は西から直線道があり東へも直線の山道が現存している。一応置関にはふさわしい地形である。但し、当時の関跡とすると該地域に土塁らしき跡が全く見受けられないのが難点であ



高梨子（家並の中が寄騎町）



国術 東山道はこの中央を（社が朝日神社）

る。当時の関所は多分に防衛的役割りを果たしたとみなければならぬであろう。然し、この地以外に碓氷関跡と考えられるような場所は見えない。

なお、該地点から東へ行くと源平沢の地名がある。これらも合せ考えれば、原から関跡への道は別図に記載した道が古道と思われる。また、関跡から碓氷川左岸沿いに下ると御所平に達する。この付近には小円墳もあり、字高墓では「信濃道」と呼んでいる道に達する。信濃道は東山道であるとの伝承もあり、中山道に先行する古道であり、この道は峯を越えて九十九川の右岸に出る。中世後期の松井田城は、推定道の南にあり、城下町は城から北にあたる地域で、高梨（無高で小地名に立町・与力町などあり）になる。東山道に面して城下の集落がつくられていたであろう。やがて、推定東山道は九十九川左岸を国衙に達する。国衙の地名は古代の国衙領であったか、或は官衙があったとも考えられ、近くには二十五基の古墳群もあり、布目瓦も一部発見され、東山道ルートを考えるのに一つの拠り所となる。更に川沿いに東へでると野尻駅家に到達する。その道は別図に示した安中市高別当への道である。高別当からは瓦塔も発見されており、この松井田丘陵の東端に野後駅家がある。

野後駅家

東山道の駅家は坂本駅家の次は野後駅家である。野後の地名を探すと安中市に上野尻・下野尻の地名がある。野尻は野後であり、現在の安中市役所を中心とした東西一帯にわたる地域であったが、永禄年間に安中越前守忠正が安中城を築いたため東西に分断され、上野尻と下野尻に分かれたものであろう。それ故、旧安中町一帯を野尻とすると、野後駅家はこの地域に求めるのが順当である。上野志にも「今安中駅有野尻町、駅西有上野尻村、是古郷之遺也」とある。この駅は近世の宿駅安中駅をさすのであるが、松井田丘陵の先端、安中市の中心部一帯が古代の野後郷であったと考えられる。



瓦塔（安中出土）

「東山道沿いの文化財」の項に詳述してあるので省略する。

この付近で注目すべきことは、碓氷郡の地と推定する秋間字御門へ通する道もこの丘陵東端から分岐している。野後駅家はこの秋間への分岐点に近い地域に求めるのが至当であろう。この付近に関係地を求めるにあたり、安中市役所の東方妙光院の近くに字地尻（もと避病院の地）が比定できる。

なお、高別当地内の字井戸貝戸からは瓦塔片も出土しているので併せて注目したい。その付近については

上野国府への道

松井田丘陵の東端駅家から上野国府へのルートは、碓氷川を渡り、再び板鼻の西で碓氷川を渡る現在の国道十八号線が、地形上高低差がなく容易に思われるが、このルートはほぼ近世中山道のコースであり、江戸時代には板鼻から碓氷川を越えるため、増水時には渡河が困難であった。このため、東山道は九十九川から碓氷川の合流地点より上流で、水量の比較的小さい九十九川を渡り、板鼻丘陵を上り、現在の板鼻水道水源地に出たと考えられる。この水源地から板鼻宿の北を東行する。この水源地から東へ下る坂道を信濃坂と呼んでいる。その道幅は約三メートル程であり、板鼻城跡の南へ下り、高崎市八幡町の大古墳群地帯に入ってくる。

八幡古墳群最大の観音塚古墳を北にみて東行すると剣崎町に達する。ここがブレ東山道（第一期東山道）は鳥川右岸を下り、並榎町の天龍護国寺の南

II 道の推定



寺之内館跡東の東山道推定地



推定東山道 福島より菅谷を望む



信濃坂

を経て、新保町から前橋の朝倉町へ通ずる道が考えられる。それは、観音塚古墳を中心とした大古墳群と、朝倉、後閑の大古墳群を結ぶ道で、新保町付近は弥生時代の水田跡・条里水田も付近に散在し、両古墳群を築造した古代豪族の交流道路に接している。当時はまだ利根川は前橋市の中心部の北を流

れていたため、両古墳群を結ぶルートはほぼ直線路で結び得る。八世紀以後の東山道は、剣崎町から金井瀬町に出て鳥川を渡り、この付近から浜川町の南を北東に

直線が東向して上野国府の南に達したようである。この推定ルートには、浜川町東南部の「寺の内遺跡」の東南において、推定東山道を発掘した結果、幅四メートルほどの古道が発見されている。

この古道は、天仁元年（一一〇八）の浅間降下軽石層の下にあり、三ツ所のトレンチを入れた結果、道路跡は直線で結ばれた。古代の道路で、幅四メートルもある道は、東山道のような官道以外には考えられない道であり、この古道を直線に延長すると群馬町大字井出の南下井出遺跡に達する。ここでも浅間降下軽石層（天仁元年降下）直下に幅三メートルほどの古道が発見された。この両古道を結ぶ直線は、東北に延長すると、群馬町大字福島に結ばれる。

推定東山道は、この福島で波川―高崎線と斜交し、大字菅谷南部の水田地帯を東北に直進する。この付近は、作り道の古道が最もよく残っている地帯で、この道路上から西南を望むと、上・信国境の荒船山北端が正面に見える。荒船山の北は内山峠であり、上・信国境を上野国府付近から遠望すると最も低く見える。また、荒船山の山容は熔岩台地の特に目立つ山であるから、古代の作道に於ても大きな目標になったと考えられる。また、この付近から南は広い条里地帯であり、東山道は条里水田の境に近い部分を東行している。道路の一部分は群馬町と高崎市の境界になっていることも注目すべきである。

群馬町菅谷南から前橋市元総社町の間は、途中工場用地など近年の開発で大きく区画が変更されたため不明になった部分が多い。しかし、開発前の地図上には部分的に古道が断続して直線に延びていたことを示す部分が見受けられる。また、この推定道に接して群馬町菅谷の大徳寺があり、大同年間創建の伝承があり、境内地から瓦塔が出土していることも注目すべきである。なお、航空写真を注意してみると、元総社町から菅谷付近までについては、現在道路のない畑地、水田などの部分に、古道を示すかと思われる一条の線



棟高南より菅谷方面をみる

が僅かに確認できる。この線は元総社町から更に東の石倉町へ直線に延びていく。

元総社町南端では、釈迦尊寺の南を西に流れる用水に沿って古道があり、上野国府の南限には接する。

上野国府については、別項で詳述しているので参照せられたい。推定国府を方六町とするか、或は八町四方にとるかにより若干の差はあるが、この推定東山道が上野国府南限中央部に近い部分を通過することになる。また、推定国府の南の部分に字早道

の地名が残っている。
これは早馬道の名残かとも考えられ、古道との係わりある地名と思われる。

国府から群馬駅家・佐位駅家へ

上野国府から東への道は、東山道成立時の有力豪族朝倉君の本拠地へのルートを考えねばならない。その中心地は前橋市朝倉町を中心とした地域であり、朝倉町と隣り後閑町は大古墳地帯であり、四世紀以後終末期までの古墳が数十基あり、八幡山・天神山・金冠塚などの大古墳があり、朝倉君の本拠地にふさわしい。この古代豪族朝倉君については総論に述べておいたとおりである。

この上野国府から朝倉への間で、国府に近接する位置に群馬駅家が所在しなければならない。駅家に関係ある地名を探すと、前橋の古地名厩橋がある。この地を有力な群馬駅家に比定する。(「東山道沿いの文化財」の項に詳述)。



天川原 (山前橋高校南) の推定道「あづま道」か

おそらく群馬県庁から前橋市役所の付近である。ここへの古道の跡は、戦後の開発により全く消えたが、戦前の地図には上野国府の南から推定東山道の延長上に一部分道路の記入されたと、航空写真で線状の境の確認できることなどからして、東山道は現在の利根川を越えて群馬県庁南に達していたと推定する。また、この地点が、利根川変流後も石倉から群馬県庁南の地点を渡船場・舟橋の架橋地点になっていたことは、利根川の変流はあっても、川の兩岸にある古道を結ばねばならなかったからであろう。

なお、利根川変流以前は、現在の石倉町も推定群馬駅家に接したことになる。石倉の地名は相模国府推定地の近くにもあり、古代の国司管下の倉庫などの存在も考えられよう。駅家と隣接することは、一層相互関係のある地名と解したい。

上野国府から朝倉への道は、国府から直行する道を推定する説もある。前掲金坂清則の論文は、国府南から旧前橋市の南部真政の渡し付近を考えている。これは後の「あづま道」が真政の渡しを通過しているからで、「あづま道」は地図上に黒線で示した道であり、条里に沿って設定された道である。八世紀時代の東山道ではなく、次の時代の主要交通路であろう。

群馬駅家から朝倉への道は、古利根川右岸を東南に向く。現在の前橋市本町通りから天川町へ上大島への直線道を考えられる。或は本町通りを延長して前橋天川二子山古墳付近で後の「あづま道」と

II 道の推定



天川大島「松並木」西端の道しるべ
「左あづま道」この付近は旧桂置
地内に比べるとは
なり、桂置地区

交差することも考えられ、両毛線に沿っていたと考えられるが、早くに市街地化したため古道を確認することは困難である。

つぎに東山道の大きな難所は、古利根川をどの地点で渡っていたか。渡河点の選定である。現在古利根川の氾濫原は二キロから三キロの幅があり、時には幾条もの川に分流していたことも考えられよう。この地帯に島の名をもつ地名もいくつがある。旧大字名では上大島・天川大島・小島田、小字名には野中町の大島後、駒形町の東高島・西高島、下長磯町の中島、下増田町の島・島前、下大島町の中島などがあり、古利根川が分流していたことを物語る。また、このことは、狭い川を何回か渡るため渡河を容易ならしめたとも考えられよう。



小島田の推定東山道

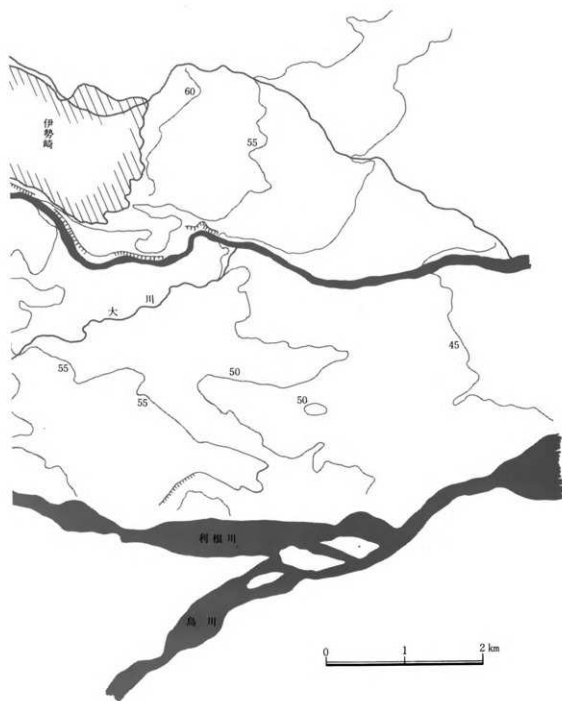


千足橋

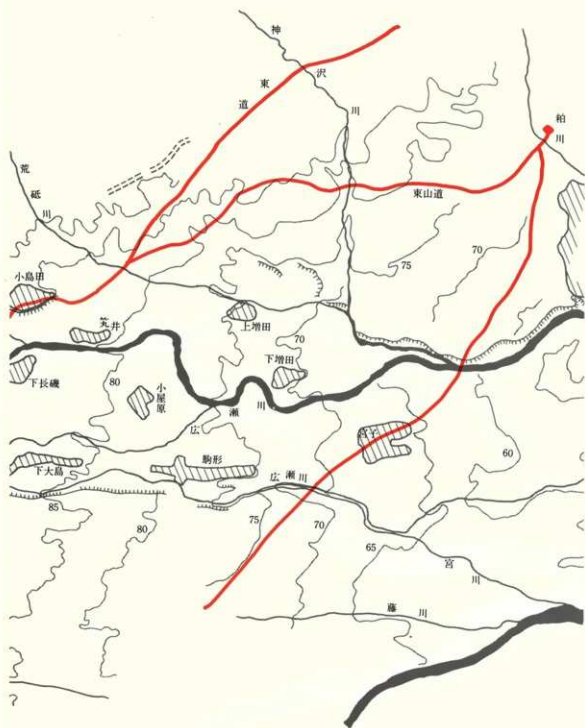
が二〇〇分の一勾配なのに対し、四〇〇分の一の勾配であるから、渡河が容易である。「あづま道」はこの緩勾配の地、即ち流れの緩やかな地点を渡っていたことがわかる。おそらく東山道も、利根川のような大きな川を渡る場合は、この地域を選んだと考えるのが順当のようである。

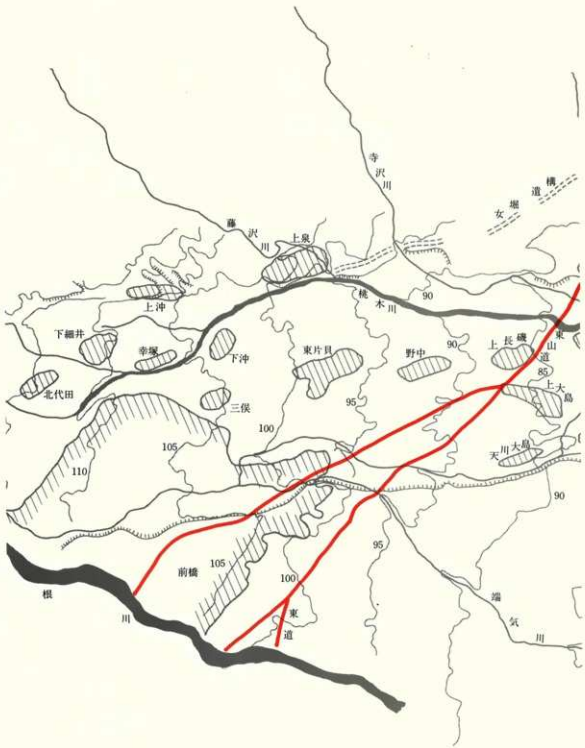
なお、この古利根川氾濫原地帯の小字名をみると、このルートより更に東の下大島町に、船戸久保、越度、中島があり、上増田町に越殿、下増田町に古戸・越渡があるので、或は下大島町付近から渡ったことも考えられるが、「あづま道」や東山道としての伝承がないので、天川町の東端から小島田の洪積台地に越えていったと考えられる。それは、もつと下流で渡河することがより容易であったかも知れないが、この洪積台地には一之宮赤城神社があり、その神社を奉じていた有力古代豪族の存在が、朝食方面との交通路を必要とし、国司も当時の古代有力豪族との係りをもっていたことを考えるからである。

第1図 旧利根川氾濫原と東山道

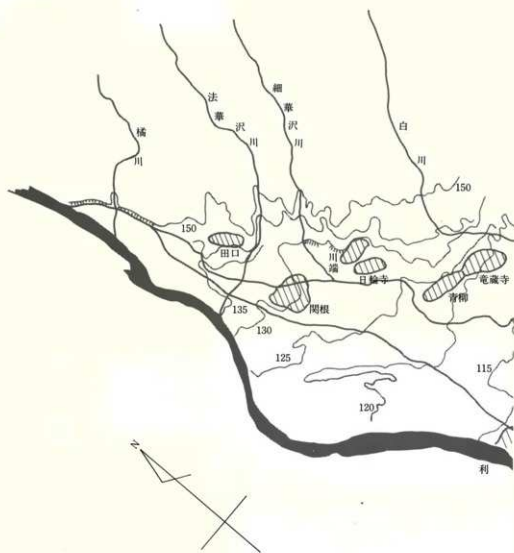


II 道の推定





II 道の推定





飯土井町地内の推定東山道

小島田町は台地の南端に「あづま道」の伝承古道がある。ここから東向き、小島田十字路の東で国道五〇号線を渡り、荒砥川を渡ると今井神社に達する。この付近も五世紀から七世紀におよぶ古墳地帯で、今井神社古墳の北を東南へ進むと千足橋が出る。この間農業改善事業により古道は全くなくなる。但し、千足橋は一日千足のワラジが売れた伝承地であつての主要道路であつたことを物語る。

「あづま道」は今井神社から東行して二之宮赤城神社の北を通つていたが、東山道は千足橋を通り赤城神社の南を通つて、赤城神社の別当寺慈照院、二之宮小学校の北を通り、十二天神社に達する。この付近は古道の面影を残している。

十二天神社の東の道は伊勢崎から大胡への古道であり、佐位駅家へ通する道の東山道に比定できよう。二之宮町から旧村境を通り、飯土井町、伊勢崎市波志江町に通じている。

ここで問題となるのは佐位駅家の位置である。八世紀時代の佐位郡衙の位置なども明かでないが、この地域に当時の重要遺跡を求めると、上植木本町字本間にある上植木廃寺である。或は金沢文庫本「念仏往生伝」に見える樹市の記録である。それらのことを考慮すると、佐位駅家は現在のの上植木町に求めるのが無難である。波志江町から上植木への古道を求めると、伊勢崎市第三中学の校庭を横切つていた道（現在は区画整理によりなくなる）を地籍図などで求めることができる。またこの南の字備足山は古水田地帯で、

古代の廃寺遺跡地で、布目瓦も出土し、塔心礎もあつて（現在安施町のおふじ山古墳の上に移置）、古代聚落が考えられる。ここから東行して華蔵寺の南を下り粕川を渡つた字下西根付近が佐位駅家の位置にふさわしい。それについての考証は別項で示してあるので略す。

佐位駅家へ 佐位駅家から新田駅家へ

推定佐位駅家から伊勢崎市権現山の北を東行する古道は、ほぼ直線で佐波郡東村字新町に達する。権現山北方には原之城遺跡もあり、三ツ寺遺跡とともに六世紀頃の古代家族の居館跡で重要拠点として注目される。

古道はここで笠懸野をさけて大間々扇状地の南端の湧水地帯の若干上の地帯を



新田町村田「長者堀遺跡」付近より東方を望む

右手(南)の山が金山、左手(北)の山が八王子山である。東山道の駅跡はこの鞍部を抜けて下野田へ向かつたといわれる。



新田町入谷遺跡(2) 西より

太田市の金山を目標に東行する。かつての新田駅家と比定された市を越、八町・原宿・宿通り・本郷などの小字の地帯を通過し、新田義貞華兵伝説地の生品神社を南にみて進むと新田町の入谷遺跡付近に到達する。この間大間々扇状地南端部は土師器・須恵器の散布する遺跡地も多く、特に入谷遺跡は八世紀前半代につくられた官衙跡と推定されている。既に一部では新田町衙説・新田駅家説もあり、こゝでも瓦塔が発見されている。(詳細は「東山道沿いの文化財」の項参照。古代交通路と瓦塔との係わりを注意する必要がある。)

東山道は入谷遺跡付近から金山丘陵と八王子山の間を目標に足利方向へ進む。この途中七堂遺跡・寺井庵寺など、入谷遺跡とともに新田郡北部の奈良時代重要遺跡の集っている地帯に入る。この七堂遺跡は、多量の炭化米が出土するので倉庫群跡と考えられ、新田駅家はこの付近に存在したものと考えられる。別項では一応「七堂遺跡」を中心とした地域を駅家に比定し、武蔵への分岐点とした。

新田駅家から足利駅家への道は、宝龜二年(七七二)以前は武蔵国府から途中まで戻り足利へ、また、同年以後は、足利駅家へ直行した。

新田駅家

新田駅家を比定するにあたって、問題となるのは『続日本紀』宝龜二年(七七二)十月の条の記録である。それによると、従来武蔵国は東山道に属していたが公使繁多で東海道に属するように改めた。その結果東山道は「従上野国新田駅。逢下野国足利駅。此便道也。而枉從上野国邑栗郡。經五箇駅。到武蔵国。事畢去日。又取同道。向下野国」とあり、五箇駅を特定の駅とするか、五ヶ所の駅とするか、その解釈により新田駅家の位置を考えるに相違がある。井上通泰は五ヶ所の駅を経て武蔵国府に達したので、新田駅家は新田町の大字市を考え、吉田東伍は市及び市野井付近に、大槻如雷は市野井に各々比定している。これに対し、五箇駅は固有名詞で、邑栗郡上五箇付近に比定



二ツ山古墳 2号墳 (新田町)

するものに田名網宏、金坂清則等の説がある。市及び市野井付近は、鎌倉時代に武蔵への古道とも考えられるので分岐点としては好都合であるが、佐位駅家からわずかに八キロの距離となり、特に上五箇駅家とした場合二十キロもあり、八キロと二十キロでは大きく矛盾する。

以上のことから、新田駅家は市及び市野井より東の太田市寺井付近に求めるのが順当である。寺井には奈良時代の寺井庵寺もあり、多くの布目瓦の出土があり、佐位駅家の近くの上植木庵寺があるのと似ている。

更に寺井庵寺付近で駅跡と比定できる地域を探すと、太田市天良字七堂の七堂遺跡が考えられる。

七堂遺跡は、大間々扇状地南東端の微高地で、唐尺使用の建物遺構群もあり、特に注目すべきは、厚い炭化米層の存在である。北方の建造物のあった付近には、十メートル四方以上の広がり、部分的には約二十センチの厚さで炭化米があり、明かに八世紀前後の数棟の倉庫があったと考えられる。またこの付近の古道を考えると、七堂遺跡の南に推定東山道があり、寺井庵寺の参道と思われる道もこの道に十字状に直交している。古代寺院の参道に直交する道は、一応古道と考えるにふさわしい。

なお、この遺跡地は別項で述べているとおり寺院跡のように布目瓦の出土がなく、礎石使用の唐尺建造物群となると、おそらく八世紀頃の官衙であり、新田駅家としての有力な候補地として比定できよう。

推定群馬駅家の近くに石倉の地名の現存することなどからみて、七堂遺跡を倉庫群とみても、この付近は新田駅家を考えるにふさわしい地域といえる。

武蔵国府への道

新田駅家から武蔵国府への道は、既に総論において論述しているが、『続日本紀』「而枉從上野国邑栗部。經五箇駅。到武蔵国」の經五箇駅についての解釈に大きな相違があるので、五箇を邑栗郡千代田町上五箇に比定する説も一応掲げて古道を辿ってみる。

新田駅家から武蔵への道は、太田市の脇屋を通り宝泉台地を東南に下り、太田市南部の桑里地帯の微高地を通って高林に達する古道がある。途中桑里地帯の微高地の太田市下浜田伊佐須美神社付近を通過する。伊佐須美神社は



太田市浜田（手前の道路が推定駅路）



武蔵への渡河点「古戸」（古渡）付近

朝廷の古代陸奥経営に係わり深い神社で、上野国から多くの陸奥派兵があり、当地伊佐須美神社も陸奥国より勧請の伝承あり、九世紀年代の陸奥と上野国の保わりを証明する。それは、官道東山道にも無縁なことではなからう。推定東山道は、更に東南に下り、利根川を渡らねばならない。その渡河地点を求めると、武蔵府中への近道は古戸の渡しである。古戸は古渡であり、近世もこの渡しは江戸への道、金山の松茸献上道として重要なコースであった。古戸の地名は、近世には既に古い渡しであったことを意味している。

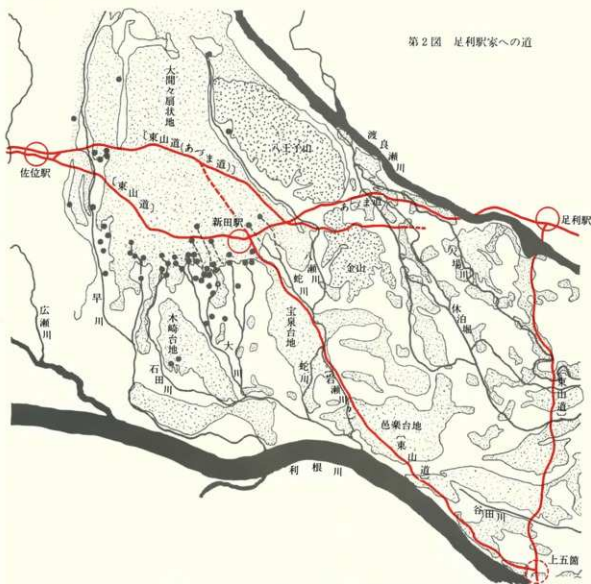
武蔵府中から戻って足利駅家への道は、やはりこの古戸を渡って太田市古水を経、龍舞―沖之郷を経て足利に達する古道が考えられる。新田駅家まで戻ることとはなかつたであろう。途中の古水を、郡衙所在地に当てる説もある。五箇駅を上五箇付近に比定する場合考えられる古道は、古戸から利根川左岸の自然堤防沿いに東行し、舞木―赤岩―瀬戸井―上五箇に達した。利根川を上五箇付近で渡り、或は川俣付近まで下ったか不明、鎌倉時代に親駕が惠信尼とともに下ったのはこの道であり、惠信尼文書は親駕一行が佐賀で逗留したことを記している。

足利駅家への道

推定新田駅家から足利駅家への道は、太田金山とその北の八王寺山の境の鞍部を通過するのが最短距離であり、この鞍部はそれ程困難な道ではない。寺井から中強戸を経て、太田市古水の南に古道がある。古水は山田郡の郡衙所在地に比定する者もあり、この地の小丸山遺跡からは瓦塔が出土している。また、桑里遺跡もこの付近には発見されているので、東山道ルートとしては年代的にも相違がなく、八王子山・金山の鞍部通過は東山道時代の遺跡分布からしてこの付近以外には考えられない。

両山地の鞍部を抜けると太田市矢田堀に出る。この付近では推定東山道の南に巖穴山古墳を中心と古墳群がある。巖穴山古墳は小さな方墳であるが、

II 道の推定



第2図 足利駅家への道



太田市古水の景観
南西より小丸山(手前)と丸山(後方)を見る

七世紀末頃と推定される古墳である。矢田堀から矢田堀から一矢部—三ツ堀などの微高地を東行し中川町から借宿町付近で渡良瀬川を渡ったか、川沿いに右岸を下り足利駅家へ達したことも考えられる。

なお、只上

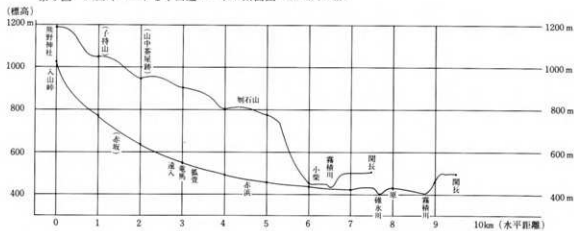
には平将門が藤原秀郷に討たれたあと、首を追ってここまできて倒れた伝承もあり、古代東山道ルートであったことへの手懸りを与えている。

二、東山道と地形

推定された群馬県内東山道の碓氷峠付近および利根川渡渉地点について地形の面より考察する。

防人が越えた碓氷の坂はどこであったのか。江戸時代中山道は尾根道の峠越えをし、中馬は対照的に

第3図 入山峠ルートと中山道ルートの断面図(垂直倍率5倍)



沢沿いの道を登りつめ入山峠を越えた。明治十九年馬車時代に対応して作られた道路は中腹に多くのカーブを描きつつ平均した勾配で峠に達した。昭和三十六年モーターリゼイションに対応し高速走行を可能にした碓氷バイパスは江戸時代信州の米を上州に運んだ入山峠道であった。

それでは東山道はどこか。この調査班に於いても入山峠ルートと中山道ルートとの二案が出された。両コースの水平距離は第二図の如く、関長から東境までは中山道コースが二キロメートルほど短い。信州長倉駅家までの距離は一キロメートル程にその差はちぢまる。また高低の差はどうかという。入山峠は一〇三〇メートル、熊野神社は一一九〇メートルとその差は一六〇メートルである。

入山峠道は入山川とその支流遠入川に沿ってさかのぼり、赤坂集落の手前から沢を離れ、峠近くの急崖を縮妻型のジグザグ道で登りつめたものであろう。このルートの長所は川沿いのため全体として大きな高低の変化が少なくことである。遠入川左岸の道が全通したのは明治になってからのこと、それ以前は急崖を避け対岸の赤浜の地を経由した。これは中山峠越えの三国街道から、利根川沿いの国道ルートへの転換が新治の赤岩、月夜野の黒岩、子持の権児岩の三壁を明治に克服したのと共通する。

入山峠付近の地質は第三紀鮮新中新統安山岩で凝灰岩等であるため、縦に裂けやすく峠より北方は急崖をなしている。峠より群馬側は水平距離二五〇メートルの間に一三〇メートル比高がある急傾斜面である。しかし六〇度を割るルートは確保できる。ここにジグザグの道をつければ通行可能であらう。これは三国街道でも猿が京から吹路へ通ずる途中横沢川を渡るがこの右岸は比高約六〇メートルの急崖であるがジグザグ道を取り付け、現在でも近隣のひとが利用している。しかし浸食を受けやすい入山峠道は、大雨の後は道路の補修が常に必要であったであらう。また東に開けた比高の大きい谷であり、峠付近は常に風が吹き上げており、東風の強い時は更に増幅されて難儀をしたことであらう。

一方中山道ルートは尾根道であり、川を渡るのは霧積川のみであり、脆弱な地層もなく年間を通して安定した通行を可能にしたろう。ただ小柴と羽石山の間は水平距離一五〇メートルの間に三〇〇メートル登る五分の一勾配の急坂で、通行者は難儀であったであらう。またこのコースは入山峠道より比高が一六〇メートル大きく、水平距離に近いのを帳消ししている。いずれにしても両コースとも当時の土木技術で人馬の通行が可能であったであらう。実際どちらのルートが利用されたのかは発掘による成果を待ちたい。

関長より東のルートは最短コースを求め、標高約五〇〇メートルの関長より標高四〇〇メートルの高嶺をぬけ、浸食の買んだ第三紀吉井層の丘陵の鞍

部を越え「信濃坂」を下り、九十九川沿いのルートをたどる。この鞍部と高墓との比高は約六〇メートルである。丘陵越えの旧道は、県内では下仁田街道にもみられる。一之宮から下仁田へ通じる道で、比高約五〇メートルの段丘面上にある宮崎の宿を通りぬけている。現在の国道二五四はこれを迂回している。また碓氷川沿いは段丘が発達し、稲作は困難であるが、九十九川とその支流沿いは稲作が容易であり旅人の飲料水も得やすく古代中世の遺跡も多い。雉子ヶ尾峠近くには第三紀秋間層の粘土層が露出しており、この粘土層のある東西各地でかま跡がみつきり同時に布目瓦も出土している。

推定野尻駅と関長との距離は、東山道ルートと、現在の国道一八号ルートとの距離はほぼ等しく一六・五キロメートルである。

野尻駅から群馬の駅家のコースは、碓氷川合流前の九十九川を渡り、洪積層の比高約七〇メートルの丘陵を碓氷川沿いに越える。頂上付近には桑畑に囲まれ上水道の給水池がある。ここから東に下る坂道を「信濃坂」と今日もなお呼んでいる。このルートは中山道が中宿を経て一度は舟で二度碓氷川を渡るのと対象的である。

ここから東へ向うルートは烏川の段丘崖を下り烏川を渡り、上野国府ができる前はここから東へルートをとり、国府が出来てからは国府への直線にルートが作られた。このルートは権名火山の東南麓にある。権名山東南斜面は相馬原を中心に扇状地状の地形をなすが扇状の部分、二八〇〇〜三三〇メートルの地帯に湧水帯があり、今井・新井・大川などの集落があり水田を作る。やがてそこより低い地域は乏水地帯となり、小河川は水無川となり開発はおくれた。標高約一七〇メートルより一四〇メートルの地帯の湧水帯があり河川を生じこの河川沿いに水田が開けた。東山道はこの第二の湧水帯より低い約一一〇メートルから一一五メートルの所にあり、井野川その他の小河川の用水灌溉が古くから行なわれたが、洪積台地に広く灌溉が行なわれるようになったのは戦後の事である。

推定国府跡は牛池川と染谷川にはさまれた洪積台地で、戦国時代董海城として用いられた要害の地である。

室町時代利根川の流路の変遷により分離されたのが前橋台地である。旧利根川の氾濫原の幅は狭い所で一七〇メートルほどであるが大體二〇〇〜五〇〇メートルの川幅である。その流れは利根橋から群馬大橋にかけての地域と、県総合ランド付近の平均勾配は一八〇分の一と急流になるが、その中間の大渡町のあたりは四八〇分の一と勾配は三分の一以下になり水の流れるゆるやかであり大渡の渡しが出来た理由がわかる。

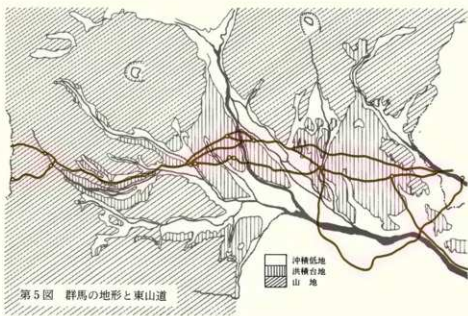
一方旧利根川の地域はどうであろうか。その氾濫原の幅は長い年月の間に拡げられ、最も狭い広瀬町二十目と小島田間でも二二五メートルで現在の利根川の川幅の十倍以上になる。中央通り坂下の舟つなぎ石地点と上細井町鎌倉坂を結ぶと三二五メートルと更に広がる。氾濫原は耕地整理によって低平になったが、古い地形図をみると第三区のように網の目のかつての流路を見出すことが出来る。それぞれの時代によってその流れの状況が変わったことであろう。氾濫原の勾配は長い間に平均化されている。しかし現在の利根川よりも全体的に急勾配である。

現在の桃木川の流路の勾配をみると、幸塚町あたりから石関・東上野町あたりまでは二〇〇分の一の急勾配であるが、女屋町より下流は急にゆるやかになり、四〇〇分の一と半分の勾配となりこのあたりの渡渉は容易である。広瀬川の流路についてみると、広瀬町付近は二〇〇分の一の急勾配であるが、天川町あたりで三〇〇分の一朝日町四〇〇分の一と、現在の前橋市街地に近づくと従って流れがゆるやかになる。両河川の状況から、当時の氾濫原の状況が現在の地形と大きな変化がないとするならば、天川町付近の流路を渡渉し、いくつかの散流を渡り、自然堤防上をたどりながら、現在の上長磯・女屋から小島田の洪積台地へゆるゆるゆるゆるコースは要当なコースである。しかし一

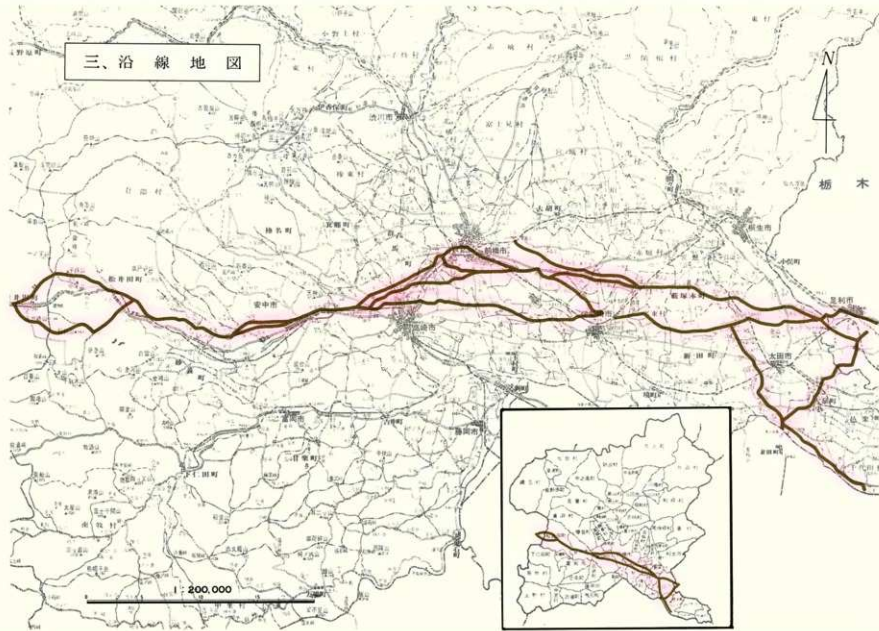


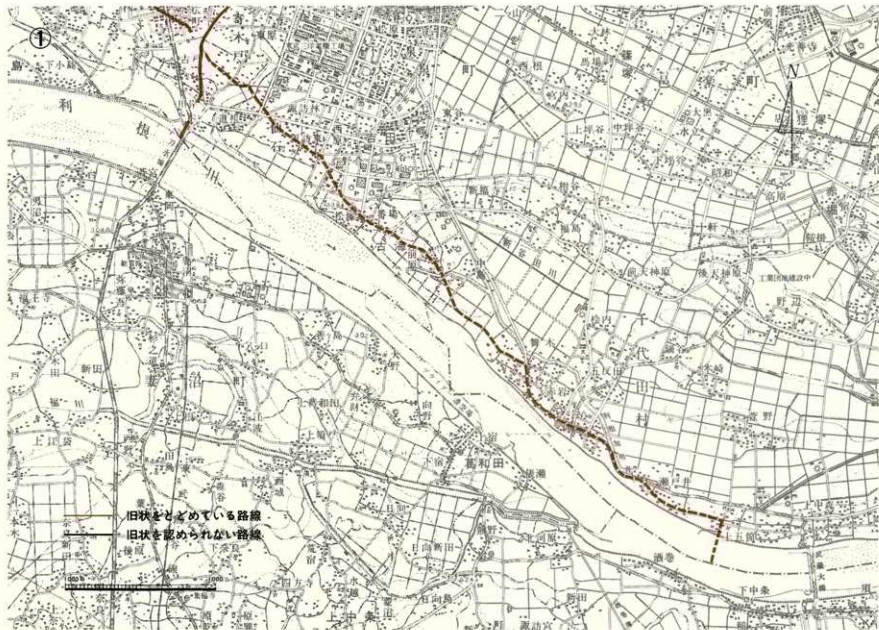
年に何回となく起る洪水、その度に荒れる道路、四キロメートルにおよぶ泥盤原の道路の保全は大変なものであったろう。

佐位の駅家と新田の駅家を結ぶ東山道は、大間々扇状地の扇端の集落を結ぶものであり、東道は扇中央の原野を突きぬけるもので、東道は前橋と足利を結ぶほぼ直線上にあり、最短コースである。

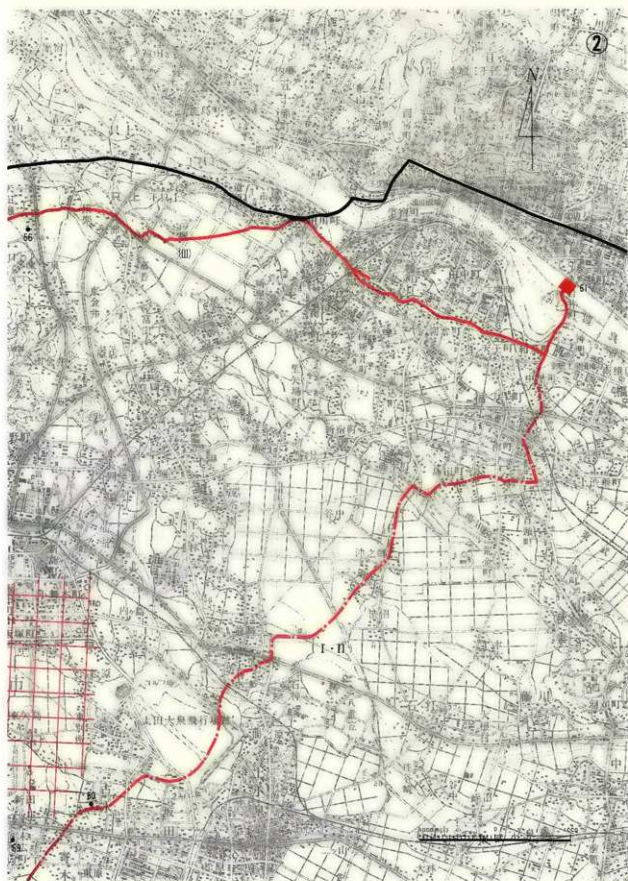


三、沿線地図



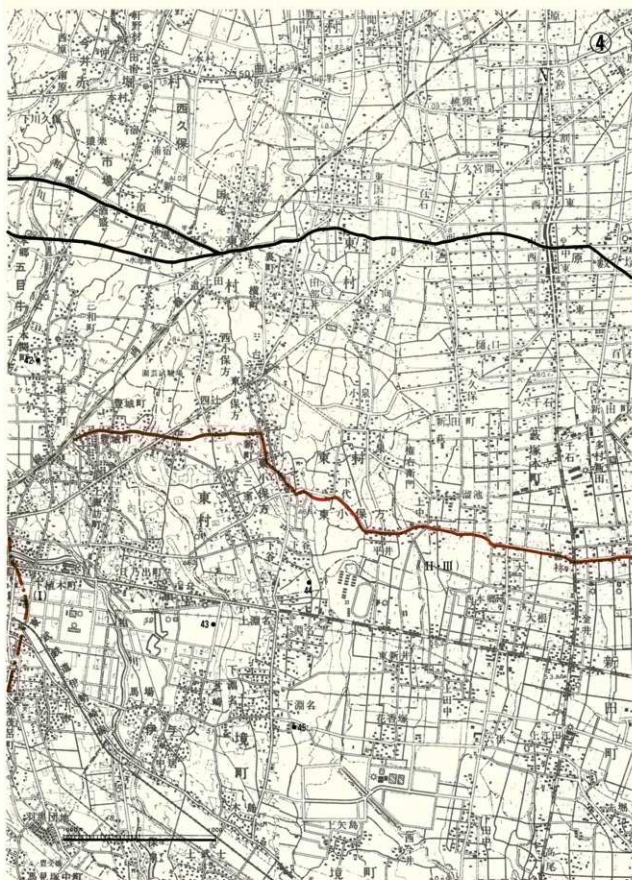


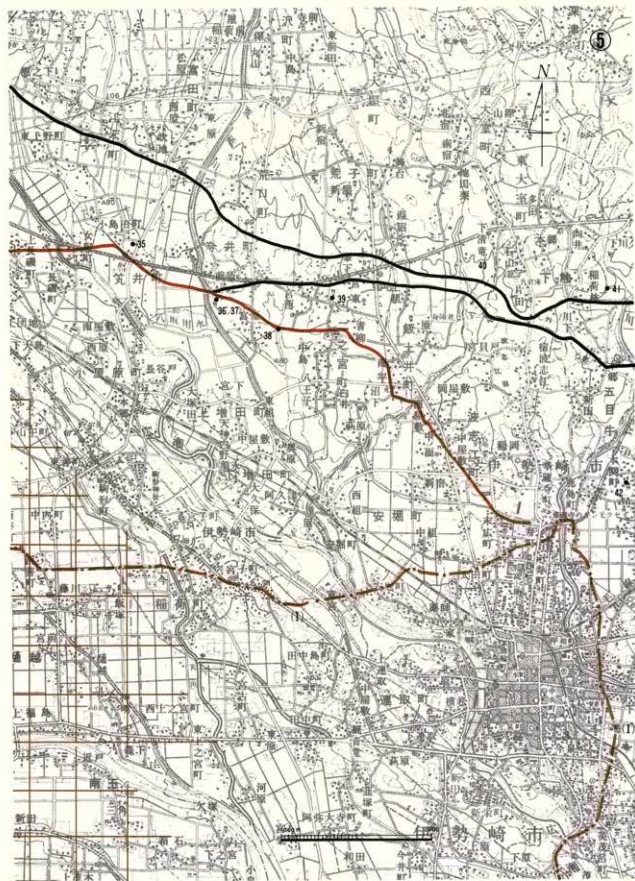
II 道の推定



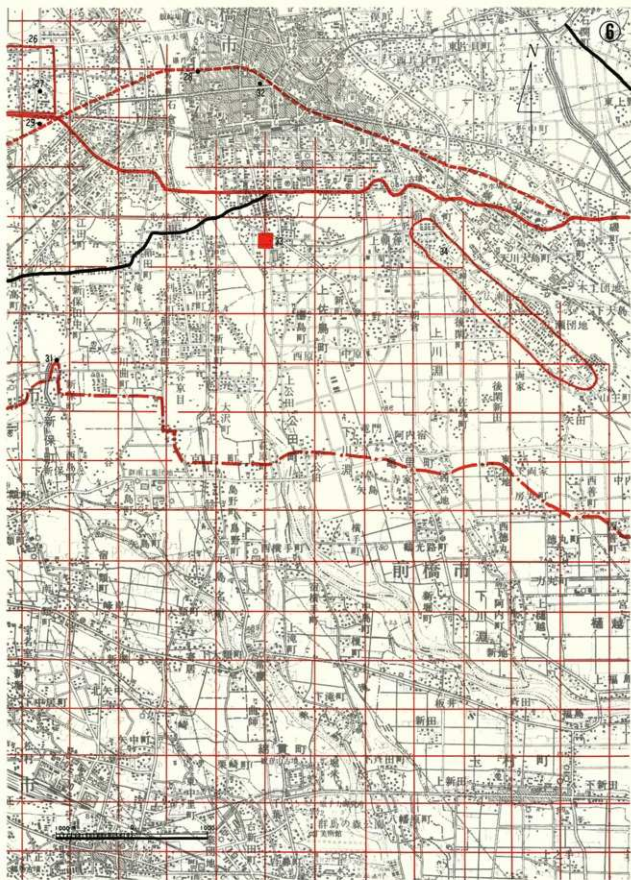


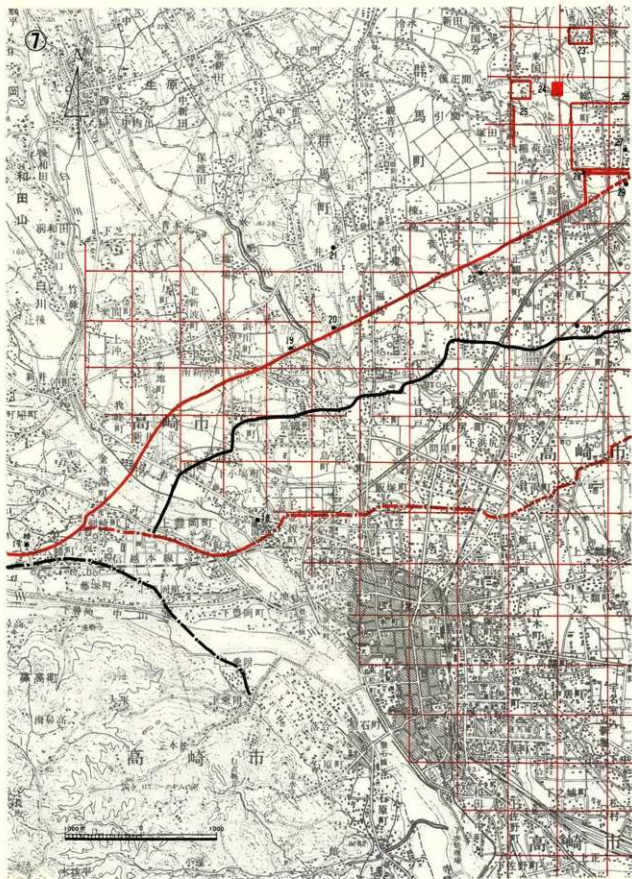
II 道の推定



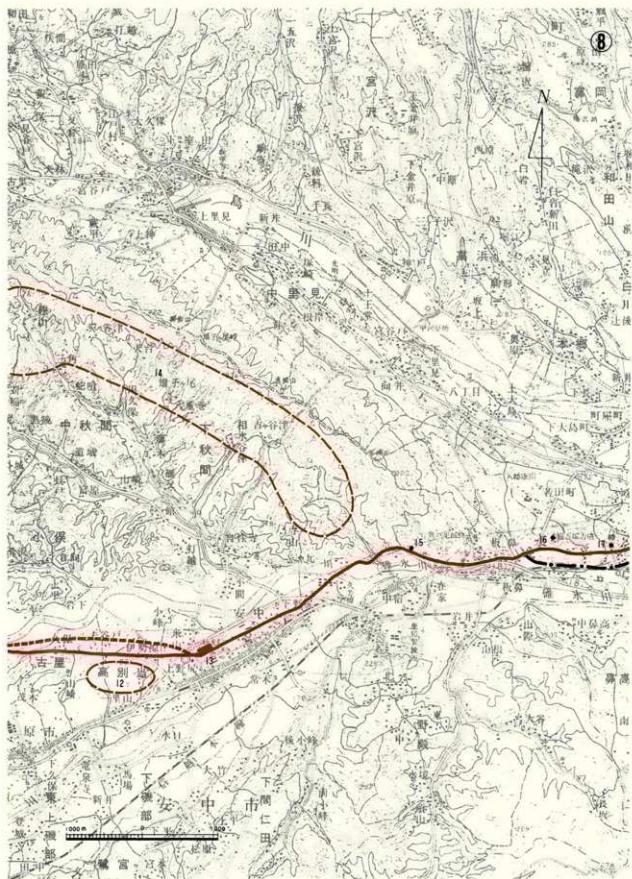


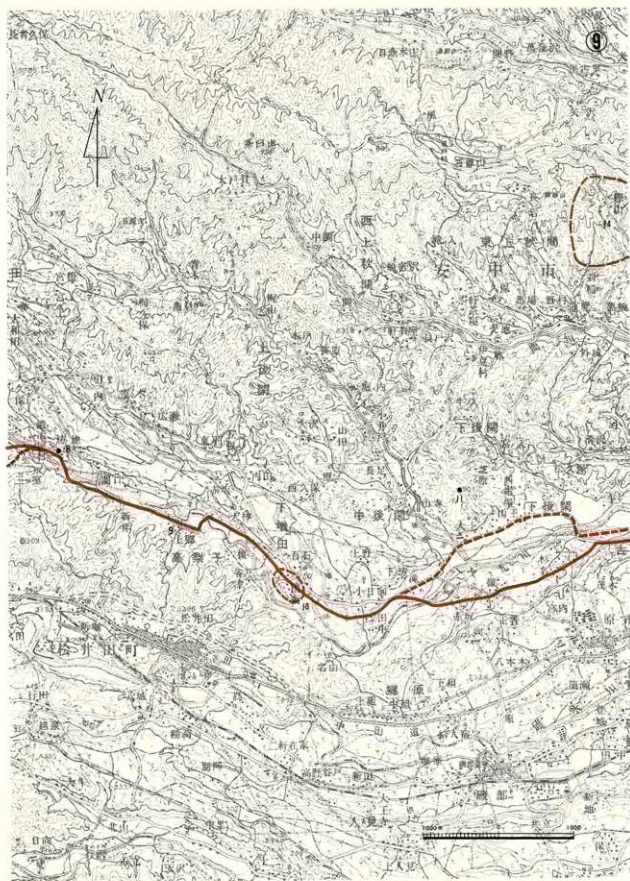
II 道の推定





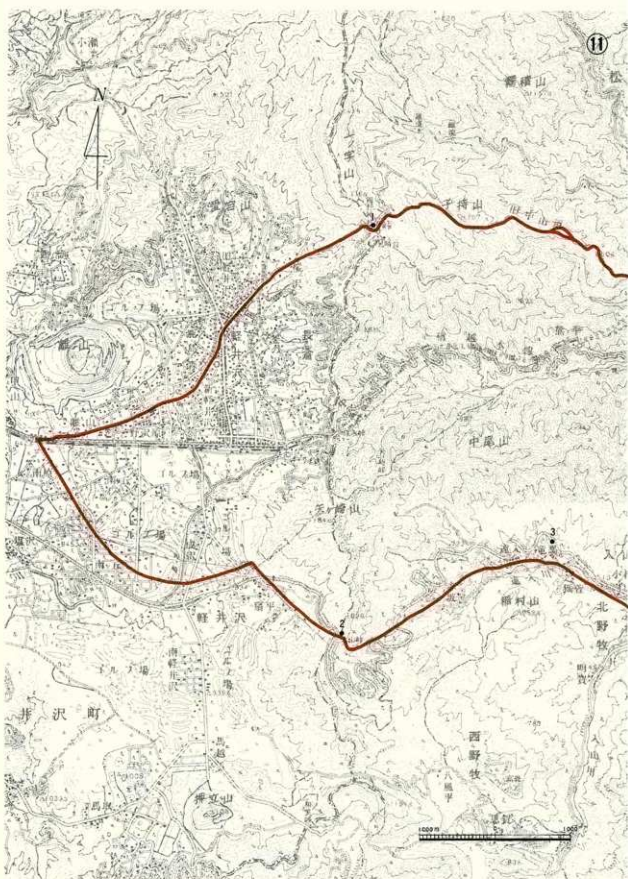
II 道の推定





II 道の推定





III 東山道沿いの文化財

1 熊野神社 碓氷郡松井田町大字峠町

長野県軽井宿を経た道は二手横で宿場をはなれ上り道となり聖沢（ひじりざわ）を経て峠町に入る。群馬・長野両県の境に鎮座する、この神社は本宮（伊邪那美命）を中央にして向かって左に新宮（速玉男命）、右に那智宮（事解男命）の三社よりなっている。

本宮は群馬・長野両県の神であり、新宮は群馬県の神、那智宮は長野県の神である。



熊野神社 若葉祭（5月15日）

熊野神社は社伝によれば第十二代景行天皇の皇子「日本武尊」が御東征の帰路、この峠をお通りになったとき道に迷い難渋していたところ八咫の鳥が紀州の熊野山中の「標」（なぎ）の葉をついばんできて、案内してく



熊野神社の多重石塔

れたので、つつがなく峠にお着きになった。このため、この地に熊野三社を勧請したとしている。

神社の創建は平安時代末と思われるが、新宮には正応五（一二七九）年卯月八日の銘のある洪鐘（県指定重要文化財）や鎌倉期と思われる懸佛等があり、境内には文和三（一一三三）年銘の石造多層塔がある。

この神社は、古くは長倉神社・熊野宮または長倉山熊野大権現ともいわれたが、熊野権現または熊野大権現という呼称で親しまれていた。

現在は熊野神社と群馬県でいい、長野県では熊野皇大神社と呼んでいる。

熊野講は群馬・長野両県を主体として埼玉・山梨方面にまであつた。

神領としては東は碓氷郡松井田町新堀から西は北佐久郡鳥井原まであつた農業、養蚕等の神として崇敬されていた。

春は若葉祭（五月十五日）、秋は紅葉祭（十月十五日）の例大祭があり、神楽が神官たちによって奉納されている。

神宮は偶数年が群馬、奇数年が長野と交代で務めている。

社宝としては鎌倉期の金銅佛、貞治四年の板碑、応永九年銘のある鏡のほか中世の武符の奉納した刀剣名などがある。

2 入山峠祭祀遺跡

碓氷郡松井田町大字入山字八風平と字上ノ原の境を入山道が通過し、長野県との境界となっている。遺跡は入山道の南側の小丘上にあつて地籍は大字入山字八風平一八六〇二番地



入山峠

内の東北端にある。

遺跡の発掘は昭和三十(一九五五)年山崎氏らによって最初に行われ、その後、昭和四十四(一九六九)年軽井沢教育委員会によって行われた。

ともに石製模造品として剣形、円板、白玉、刀子、勾玉、管玉などが多数出土したが注目すべきとは、この遺跡からは同質の半完成品や石屑が多量に同遺物包含層から出土したことである。

を運んできて、この地で製作した」と考えてよいのではないだろうか。

本遺跡のテフラの層序は厚さ二〇センチの表土と、その下位に約二〇センチあまりの浮石層があり、さらに、その下位に厚さ二〇センチの浮石まじりの腐植土がある。これが遺物包含層なのであるが、石製模造品はこの腐植土の比較的上部から山土し、土器器類は石製模造品の出土部位より三〜四センチ下部から出土している。

土器器の中にはS字状口縁をもつ薄手でしつかりした細かな刷毛目のある有脚甕の破片も見付かっている、このことから、これらの土器器は五世紀初頭のものであろうと推定され、さらに、これら祭祀は五世紀後半にかけてなされたものであろうと推定されている。

また、入山峠においては、この後に続く出土品がなく、室町期と推定される渡来銭が数枚のほかはすべて江戸期のものであり、東山道の駅制等の制定が八世紀とすれば何とも説明しにくいものである。

長野県御坂峠における出土品は入山峠と同様であるが、土器器類および石製模造品のほか須恵器を多数出土していることは大いに異なるところである。

また、最近、中山道剣石山頂において青海波文様の非常に鮮明な須恵器の破片が出土していること等を考えると、入山峠はの祭祀遺跡から見えるものは道ではなくて浅間山の火を噴く雄姿のみであり、四圍を威圧して、そびえ立つ姿に神を見たとしても何等、不思議はないし、同じ長野の兩境峠での蓼科山に対する考え方や同じく長野県生坂での浅間山に対する考え方など一連の共通点をもつものや考えると聖なる山に対する古代人の山岳信仰を理解できるのではないだろうか。

峠を群馬県側に五〇メートルほど下ると「ゆるぎ石」という巨石があり、一回では動かないが何回か押すとかすかに動き出すので名所となっている。

3 仁田・暮井遺跡

碓氷郡松井田大字入山の国道工事事にもなつて群馬県教育委員会・松井田町教育委員会によって発掘調査が昭和四十六(一九七二)年から翌年まで行われ縄文時代の住居跡四軒、平安時代のもの二軒、時代不詳五軒が見付かっている。

縄文中期の住居跡が多かつたが、平安の住居跡からは鉄製の鎌らしいものも出土している。現在は、その後の開発でほとんど姿を消している。

4 坂本駅家推定地(小栗)

和名抄に見える佐加毛土については碓氷川左岸一帯であり、東は伊曾倍に、北は石馬に接していると考えられている。

この考え方も確たるものではないが碓氷川右岸に機部があることから大よその線が引ける。現在の坂本は慶長の中頃、五街道の整備にもなつて中山

III 東山道沿いの文化財

道坂本宿が削りだされたもので、ここには字元屋鋪、字楸平、字王子ヶ久保、字諏訪前、字小柴等に分散していた人家を集めたものである。

もちろん、地元だけでは足りず、安中方面からも集めていたようである。そして一六〇軒の宿場が完成し、今日に至っている。そこで中山道は碓氷坂を下つてくると坂本宿を通るようになったのであるが、近世以前の道は碓石、楸平、王子ヶ久保を経て小柴へ入っていったとしか考えられない。

これらの小字の地割図(地籍図)を見ればこれらのことが理解できると思う。

碓氷坂を下りきるあたりにある賞峰番所は愛宕城跡の一隅にあつて、旧道が楸平の方へ下るところにあることから、中山道の整備ができた後も古道へ行く人がいたので、これを防止することを頭初は役目としていたと思われる。いずれにしても人為的に造られた中山道よりも古代人の踏み跡からつけられた道の方が歩きよかつたのに相違ない。

小柴の二の沢には県内でも珍らしく大きな不動明王の線彫像がある。

大きな岩に彫つたもので年代は不詳であるが霧横川の対岸の剝石下にある上り地藏、下り地藏と対になる佛ということで知られている。このことは古道の通過と大変、深い関係にあることを示すものである。

5 坂本駅家推定地(原か王子ヶ久保か)

東山道の坂本についても諸説があるが、現在の坂本宿については慶長七年から九年にかけての中山道の改修にもなつて新しく計画されたものであり、古くからの駅家とは、ほぼ関係はないように思う。

坂本に比定される場所としては一つは原村、他は王子ヶ久保の二ヶ所があげられている。原村の説をとる場合には白髪神社があることや安中志紀歌の「もと坂本」との伝承もあつたとされている。

白髪神社は高麗の渡来人に関係を持つ白髪明神を祀るが、この神は入山峠

をはさんで軽井沢町島井原と遠く小田井宿にあるとして、これが一つの線上にあるから東山道としての通路として考えられるとされているが白髪神社というのは、当地においても、あちこちにあり明治初年の神社の合併で消えたか縮小されたものが多いだけのことで偶然、ここに残っているにすぎない。

また、原村は「もと坂本」については確たる証拠はなく地籍図に「古宿」というのが坂本宿との境にあるが、これについてはせまいところなので意味は不明である。

坂本宿を出はすれて峠にかかるところにも左、右元屋敷という地名がある。ここは古宿の数の広さがあつて坂本宿に全戸が組み入れられた跡であると考えられている。してみると駅家としての坂本というのは矢張り霧横川沿いの王子ヶ久保あたりと思われる。数年前のゴルフ場作りのときに須磨器、土師器の類が出土したとされることから、峠から降りてくると、まず楸平(ほうのきだら)へ出て王子ヶ久保へ出る。ここから川を渡つて小柴へ行き、さらに関長の関へかかるといのがよい道筋と思う。

6 関長原

昌泰二(八九九)年九月十九日付の太政官符に「相模国足柄坂、上野国碓氷坂置間門」云々と見えている。この当時は「峠」という文字がなかつたから、この文字に相当するのは「嶺」であろう。

しかし、坂は、そのまま使つたとなれば碓氷の山中の何処かに、かならずある筈である。もちろん、この当時のことであるから土台もなく木柱を地面に掘り込んだ建物かと思うが、今日までのところ碓氷の嶺とおもわれる大字峠一带にはそのような関を造つて取締りをやるような屈強な場所はないし、碓氷の坂と、はつきり断言している以上、峠に至るまでのどこかと考えるのが筋である。

東国からの群盗を信濃を経て都へ上らせるのを防ぐには、それなりの地形



関長原の関跡と守神

も考え合せなければならないこと、

水場も、展望も、そして、いよいよのときには退路とか援軍のことなどを勘案すれば、碓水の坂の関は別石

山頂しか考えられないのである。ここから須恵器の破片以更のものが出土することは、少なくとも十世紀頃には、この山頂あたりで生活の場があったと考ええてよいと思える。

余りに飛躍のある推定かも知れないが、一応、ご批判をおおぎたい。

別石を下ってきた道は「上り地蔵、下り地蔵」の前を通過して急坂を下り、

やがて堂峰番所下に出る。ここから中山道は西側を東山道は東側を通過して信越本線を横切り、ほうの木平・王子ヶ久保から霧横川を渡り、小柴（現在サ

ンランドゴルフ場）に出て富士山の北側を東に抜け梅ヶ岡、わさび沢をこえ

ると字関長である。現在の関長は昭和二十三年頃民地に拂い下げられ農地として使われている。

幅一五〇メートルほどの丘陵の両側が深い谷となり、とくに東側は深くえぐられた沢となっていて関所としては最適の地である。

この関長への最初の関は正応二己卯（一二八八）年鎌倉幕府執権相模守貞時によって関長に関所を造ったとされている。

そして時代が下がって天正十八（一五九〇）年徳川家康が江戸に入り、家臣伊井直政を上州算輪の地に封じ、ただちに関長の関を改修している。

その後、徳川時代となり、中山道も改修され坂本宿・松井田宿も整備されると関所は横川の字宮内・字棚の内の現在地に移された。

関所は元和二（一六一六）年に完工した。

関長の関の位置は碓水関所の北方約一キロ、標高差にして約一〇〇メートルある要害の地である。

関長の関所から西方へ峠までは約九キロあり、その道筋の大半はよく見通せるところである。とくに子持山から峠にかけては冬枯れの時期には道筋が手にとるように見える。万葉集巻十四の「日の暮に碓水の坂を越ゆる日はせなの袖もさやに振らしつ」と歌われた碓水の坂を見ることのできるのはこの付近しかないのである。

関長から東への道も沢ごとに水に恵まれ、日当りのよい南斜面の道をたんだんとたどれば、またたく間に高幕に出て、一つ山を越えれば細野村の信濃坂である。

7 梨子木、御所平古墳群

碓水川流域右岸の最奥にある古墳群である。三基ないし四基の円墳であり、その形態は大半破壊されている。

出土品等については全く不明であるが、東山道の通るこの地のみ古墳があることは碓水川左岸にある古墳が松井田町下町にあるのみで、それから約三キロ上流に突如として出現することになり、東山道以前の道も東山道と同じところを通過して文化を運んでいたように思える。

この地域の古墳は遺物がすでに紛失してしまっているので時代ははっきりしないが後期古墳と考えられている。

8 坊地の板碑

碓水郡松井田町大字土塩字坊地にある。

緑泥片岩に雄渾な書体で三尊が彫られ、その下に「無量寿経念佛往生願」の経文が刻まれている。建治四年式月十三日の銘があり、弘安に改元したの

III 東山道沿いの文化財



高梨子地内の推定東山道

永禄三(一五六〇)年に安中忠政によって築かれたとされるが、それ以前に築かれていたものと思われる。

9 松井田城と高梨子村

松井田城は標高四〇〇メートルの松井田町北側の丘陵上にある中世の山城である。

東山道とも云い傳えている。



坊池の板碑

は二月二十九日のことであるから、まさに、建治、弘安の境に建碑されたことになる。松井田町でも良い板碑とされているが、おしいことに中央で二つに折れてしまっている。

九十九川の右岸に字三ツ室の名刹三室山乾窓寺があり、曹洞宗である。

慶長年中の創建といわれる。

乾窓寺の西の字竹ノ内と筆一つへだてて、字高墓となる。この道を竹ノ内では信濃道と呼んでいて、

丘陵を上手に便って西より本丸、二の丸とあり、大手は北方の高梨子である。

高梨子とは「石高なし」とのことです。村では今でも立町、百人町、与力町、横町、水組などと呼んでおり城下町の姿を残している。

中世以前の道が、ここを通っていたことを示すものと考えられる。

10 国衛、百石、白田古墳群

碓氷郡松井田町大字国衛、百石および白田は九十九川へ増田川が合流する付近の丘陵地である。

そして県道渋川・松井田線が北西へ南東に走っており、この道路によって分けられたところ、すなわち北側が百石、南側が国衛となり、合流する増田川の東側が白田である。

この三村には二十五個以上の円墳があり、松井田町で最大規模の古墳群となつている。一番規模の大きい古墳は白田の東隣りの小日向にある

愛宕古墳で、昭和六年に県道渋川・

松井田線が建設されたとき、この古墳の中央を県道が横切ったため、

古墳等はすべて破壊されてしまったが、馬の埴輪のすばらしいものが出土し東京国立博物館に納めたと地元では伝えている。

また、九十九川流域には、すこし上流の高梨子から新井にかけて五基ほど円墳がある。

また、小日向からすこし東へ県



百石の古墳

道沿いによって後関との境にある天王塚古墳は小さいけれどもはたて貝型の古墳で円筒埴輪や形象埴輪があることで知られている。

この古墳から五〇〇メートル東北に進むと後関川を渡り後関城跡となる。

11 後関城跡

旧磯水郡内(安中市・松井田町)で最初につくられた戦国期型城郭であり、おそらく嘉吉年間(一四四一年頃)に山城として築かれたのであろうとされている。依田忠政の居城。規模も大きく遺構もほとんど変わることなく残されている。

大手は字山寺という城の南西にあたり後関川をはさんで旧九十九村に對している。

従って、この頃の道は後関城の南ふもとの、九十九川左岸にあったと考えられるので、ほぼ、現在の県道とおり、花の木を経て安中市古屋へ入ったものと思う。



後 関 城 跡

古屋は慶長七年からの中山道工事にともない安中宿をつくるため、この人々が安中宿へ移り住んで古屋となったと考えられる。

後関城と九十九川をはさんで右岸にある丘城としては原市の榎下城(鶴巻城)がある。

この城の虎口については南の原市通りという説もあるが東側に考えて、これが北東の茂木(もてき)村を城下とすれば東山道の通路を南方から見下ろす城となり戦国期

の城として意味が出てくるものと思う。

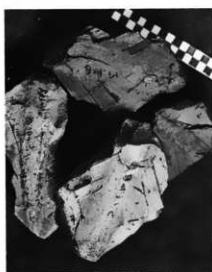
安中伊賀守忠清の居城とある。

12 高別当瓦塔出土遺跡

安中市高別当は古屋の東で中山道の原市杉並木と安中杉並木の間の北側一帯であり、原市並木の一隅に一里山の地名が残り江戸より三十里の一里山の跡は名のみ残って市宮住宅の入口となってしまった。

高別当地内の字井戸貝戸八八番地ノ一からは、しばしば瓦塔の破片が出土している。

現在は畑地となっている。字小峯と字伊勢原の中ほどにあり、ここから東山道は安中市役所付近の字本宿を通り、後の安中城跡を得て、再び字城下付近から字逸丸、そこで九十九川を渡渉し、字下高別当に入り、字桃山の瓦窯跡を北に見て鷹の巢の崖の北側を登りきると板鼻からの信濃坂の最高点に立つことができる。ここに現在は上水道の貯水槽がある。



瓦 塔 破 片

崖上の道をたどれば板鼻城の出丸跡から琴平神社を経て中山道へ、また、少し道を畑中の信濃道にとれば板鼻城の南側をまいて南窓寺と実相寺の間を通り小丸田曲輪の南下に出、聞名寺、称名寺を経て碓氷八幡宮へと向かう。

高別当の瓦塔についての研究は進んでいないが大変しっかりした文様や厚さなどから平安時代の特徴をよくあらわして

いるので東山道がこの付近を通っていたことと考え合せると大変興味深いし、さらに東山道はそれ程遠くない下高別当の字桃山の瓦窯跡の調査などによって東山道の位置はさらにはつきりするものと考えられる。

13 野尻駅家推定地

野尻については現在は上野尻、下野尻の二ヶ所に分れているが駅家については上の尻にあつたと考えられている。

その位置については諸説はあるが市役所のある本宿、池尻あたりがそうであるという見方が強い。この位置は西から安中へ入る場合に古屋、高別当、前原、本宿そして池尻となっている。古屋については中山道改修によってすべての住民を安中宿に移したといわれているし、高別当からは数個の瓦塔の残片が出土しているので古代の重要な遺跡であるし、前原、本宿の間はいたるところで須恵器の残片が多数出土していて、かつて大きい集落があつたことを示している。

また、下高別当という地名もありこれは現在の安中市の運動公園に近いところで、この近くには瓦塔を作つた窯跡がある。

14 秋間(鮑馬)窯跡群

鮑馬という地名は和名抄にも碓氷郡の最初に記載され旧秋間村に比定されるものと思われる。また、上野国神名帳に鮑馬明神が記されている。

秋間窯跡群は東上秋間字刈稲(かんむ)を西限として東へ点々と連なり茨ヶ谷ばらがやつ、川久保、雉子ヶ尾、八重巻、相水谷津、吉ヶ谷津を経て安中市桃山に至る間の標高三〇〇メートル内外の基盤岩に上部板鼻層を持つ地域に分布する。使用した粘土については現地産のものを使用しと思われる特に大型のかめや瓦などに、しばしば板鼻層中の小礫が混入していることが当地の窯で生産された製品の特徴となっている。

生産していた時期については山王廃寺、国分寺と同范の瓦の破片等からみ



秋間窯跡群の一つ(安中市八重巻)

15 板鼻信濃坂

安中市板鼻の鷹の巣の崖が碓氷川の左岸にそそり立っている。このあたりは水量も多くて川越えは大変困難であつたようで江戸時代中期に入つて、ようやく土橋が設けられた。

それ以前は川越しであつた。

東山道時代はこの崖の上を越えていた。

西から、この崖上の道に登るのは下の尻の北側の道を通つて遠丸(とおまる)から九十九川を越えて下高別当へ出て字雷電の丘を越えて湯の入沢を渡り字大谷津のつづら折れの道を崖上まで、たどるとよい。

大谷津の道のところどころには野面積の石垣もあり古道の面影をよく残している。

登りつめると標高二〇〇メートルの鷹の巣の琴平神社方面への道と少し北東

で白鳳時代から平安時代が最盛期でなからうかと考えられている。野後郷を通過した推定東山道から、ほぼ四キロ北方の丘陵地にあつたこの窯の煙は当然、東山道を往来する旅人には見えたであろうし、旅人との交流もあつたことと考えられる。

また、一基、たたら跡も発掘されており、ままだ炭焼きかまども発掘されている。これらは一応、平安時代末と推定されている。



「上原」 鷹巣をのぼりつめて東の信濃坂を見る
(中央は島城)



観音塚古墳

に菅沢をい下る道になる。後者が信濃坂で、この道は板鼻城跡の南側をまいて実相寺(北側)と南窓寺(南側)の間を経て小丸田曲輪下へ出て聞名寺、称名寺の南をとり字館石から八幡へと向かっている。

16 観音塚古墳

高崎市八幡町字観音塚にある前方後円墳で板鼻を通る東山道の北側丘陵上にあり、周辺には古墳が数多く知られている。

昭和二十年三月防空壕を作るために掘ったところ大きな石室が見つかり約五〇種、三〇〇点をこえる副葬品が発掘された。

墳丘規模は全長一〇五メートル、前方部幅一〇五メートル、前方部高一四メートル、後円部径七〇メートル、高さ二メートルであり横穴式石室は、西方にそびえる天神山の山頂付近に分布している茶臼溶結凝灰岩を使って構築した両袖型で玄室中央には角閃石安山岩の間仕切り石があり、羨道部には天



観音塚古墳石室入口

井石同様のまぐさ石がある。
石室全長一五・三メートル、玄室幅奥で三・四メートル、間仕切り部三・五メートル。玄室長右壁で七・二五メートルである。

墳丘、石室ともに高麗尺を使用したといわれる。群馬県における最大の横穴式石室であり、七世紀前半の築造で碓氷郡における最有力者の墳墓ともいわれている。東山道はこの古代豪族居住地の付近を通過したであろう。

この観音塚古墳の南方三キロの野殿字峯にある野殿天王塚古墳においては観音塚におとるが、築造は七世紀前半で、石室の構造も極めてよく似ていて、両者に技術的共通点があるといわれる。

これらのことは、碓氷川をはさんだ両地における古代の豪族間の関係を知る上に興味深いことである。

17 碓氷八幡宮

高崎市八幡町字地計(じげ)の丘上に西に碓氷八幡宮、東に大聖護国寺が鎮座している。八幡宮の祭神は品陀和気命。息長足姫命・王依姫であり天徳元(九五七)年石清水八幡宮を勧請したものとされる。

源氏の崇敬を受け源頼義は康平七(一〇六四)年に社殿を造営したといわれ、八幡太郎義家は後三年の役が勝利に終わったとき正八幡の尊体を自ら刻んで納め、源頼朝は木曾義仲の追討後に社殿の修復と祭祀料として神役百町歩

III 東山道沿いの文化財

18 天竜護国寺 高崎市上並榎町九二二
 第一期推定東山道が高崎市八幡町の八幡宮の南を東へ進むと、引間を経て鳥川を渡る。その近くに県道南側に新比叡山と号した天台宗の名刹天竜護国寺がある。寺の南を推定東山道は北東から東へ延びていたようである。寺の古い参道はその推定道から北に結ばれていた。
 護国寺は貞観六(八六四)年比叡山座主三世慧覚大師の創建と伝えられ、延暦寺に模して建造されたので新比叡山本実院と号し、僧坊三百余と寺院にはある。元暦の頃(平安末期)兵火に焼失し、後鳥羽天皇の代律師常照により再建され、その後も再三の火災により古記録のほとんどを焼失した。現在小野道風直筆と伝えられる「天竜護国寺」の扁額(高崎市指定文化財)、慧覚大師自作を伝える像などがあるが、その真偽は別としても、平安時代以来の多くの伝承をもった寺院である。また境内には中世石仏や寺の北方稲荷山古墳出土の舟形石棺も保存されている。



礎水八幡宮神門

(二〇〇加)を寄進したと伝えられている。三代將軍家光より一〇〇石を寄進され、諸役免除の朱印が下されている。
 社宝としては応永年間の鎧二領と算額三面がある。
 参道は中山道から北に向かって三〇〇メートル余りも続き、両側に杉並木があつたが枯木が多くなつて伐採されてしまった。



天竜護国寺



天竜護国寺境内の舟形石棺(寺の北方稲荷山古墳出土)

なお、「法然上人絵伝」によると、護国寺の僧定照は、上野国府にも明円父子のような念仏僧が出現して、旧仏教の天台宗の基盤に影響するので、法然の「選択本願念仏集」を評破して「彈選択」を記し、法然の弟子隆寛に宗論を挑んだ。結果は定照が破れた。定照は天台座主円基にこのことを訴え、助力を求めた。その結果は有名な嘉禄三(一二二七)年の浄土宗の法難にまで発展したとある。このことは、護国寺が平安以来の名刹で、東国における天台宗の中心的寺院であつたことを証するものである。寺院の位置が、当時の主要交通路に近く、参道がその推定交通路に通じているのもそのためである。古道は寺の東から段丘上に入り東へ進む。

19 寺の内遺跡 高崎市浜川町

浜川町には、中世長野氏関係の館跡が散在し、「東路の津登」などにも浜川

館に立寄ったことが記されており、奥恵も文明十七（一四八五）年に浜川の館を尋ねている。室町時代には少なくとも浜川は交通路の上からも重要な場所であった。この館跡群の東南に寺の内館跡があり、館跡の東南部をかすめるが如く近接して推定東山道作り道がある。

昭和五二年から同五三年にかけて、高崎市教育委員会が該地域を発掘した結果、館跡の下には榛名山二ツ岳の噴火による軽石流堆積の上に住居跡・土壇とともに土師器・須恵器が多く発見され、その上を浅間山B軽石（天仁元年降下）がおおっていた。これらの住居跡は、その層位からみて平安初期の集落跡であることが確認されている。

館跡発掘に引続いて、昭和五十三年三月九日から同二十日にかけて、推定東山道作り道を発掘調査した結果、明かに古代の道路跡が確認された。その状況を『寺ノ内遺跡』（高崎市教育委員会発）の調査日誌から引用するとつぎのとおりである。



寺の内遺跡で出現した推定東山道

三月九日 東山道と推定されている地区に二メートル×二五メートルのトレンチ三本設定し、試掘を始める。

三月二十日 東山道推定地でのトレンチの試掘終了。地表下約四〇センチの所で軽石におおわれた幅四メートルほどの遺構の遺構を検出。

右報告書の三本のトレンチ内に発掘された道路跡は、「軽石におおわれ」とあるは浅間山の天仁元（一一〇八）年に噴火した際の降下軽石層

であり、その道路状遺構は直線状の旧農道の下にあった。明かに作り道であり、天仁元年の軽石降下以前は使用されていた古道である。当時幅四メートルにも及ぶ道は、その直線状であることを含め、古代官道東山道として考えるに十分である。この作り道は上野国府南端に向って東進しているのである。

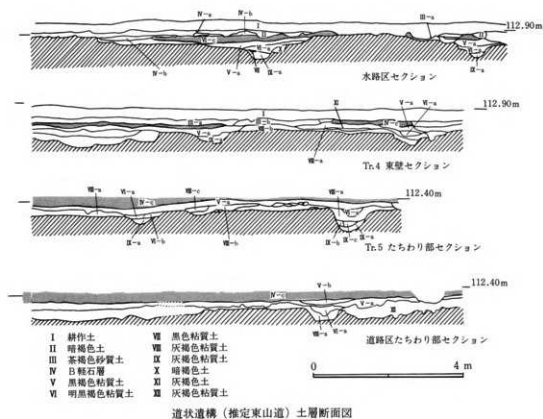
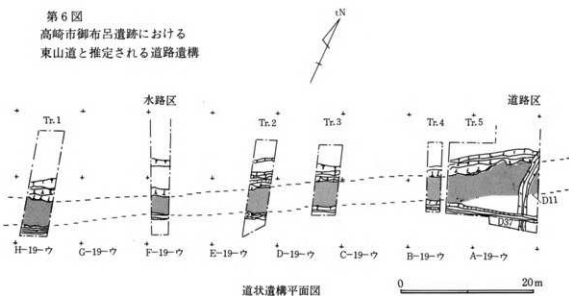
20 東下井出遺跡 群馬町大字井出

上越線新幹線工事により発掘調査された遺跡で、東山道が寺ノ内遺跡付近を東北に進み、井野川を渡り新幹線が推定東山道と交叉する地点の遺跡である。（群馬県埋蔵文化調査事業団年報①）によると、この地域は弥生時代後期の住居跡が十九軒とサク状遺構の七カ所をはじめ、古墳時代後期の鬼高期住居跡一八軒などのほか、古道跡も発見された。その部分を年報から引用するとつぎのとおりである。

奈良の平安時代の遺構としては他に、歴史地理上より東山道と推定される農道下を調査したところ、浅間B降下軽石が堆積し、断面が約五センチの三層以下の版築状を呈する道路状遺構が検出された。路面幅は約三メートルで、南側に幅一・五メートル、深さ〇・六メートルの側溝があった。この道の存在時期は断面の軽石・遺物等により、奈良時代より平安末頃までと推定され、東山道とする可能性は否定できない。なお、この道路状遺構は本遺跡周辺の、高崎市寺ノ内・柳布呂・正観寺の各遺跡で同様の遺構が発見されている。

以上のことから、年報の記述は推定東山道の第二期、作り道線上にあることを立証している。作り道の年代も奈良時代からと記しているが、上野国府の位置が前橋市元総社町につくられた年代も大化直後ではなく、田口益人が上野国司に任命されたのは七〇八年であり、益人は東海道を下つてきているので、赴任後国衙の整備とともに東山道の直線道を作ったとしても、東山道の作り道は七〇九年以後であり、奈良時代初期と比定するなら年報の記述年代とも矛盾しない。また、この古道の終末期を浅間B軽石降下時に近い頃と

第6図
高崎市御布呂遺跡における
東山道と推定される道路遺構



すると、B軽石降下は天仁元（一一〇八）年にあたり、その軽石降下により廃道化したことも考えられるが、主道がこの時点で既に「あづま道」ルートへ移ってきたことも考えられる。しかし、この作り道のルートは、天仁元年以後の、軽石降下後も近世末までは部分的に利用されてきた道である。

21 三ツ寺遺跡 群馬町大字三ツ寺

推定東山道から約一キロメートル北、上越新幹線が前橋―安中線東道と交差する付近二帯で、上越新幹線工事に伴う発掘調査で確認された遺跡である。この遺跡の西方には、愛宕塚（二子山）・八幡塚、薬師塚など群馬町保護田の大前方後円墳が分布し、安中線以南にも小円墳が散在している。三ツ寺遺跡はすべて新幹線高架下のため埋戻されているが、大規模な古代の居館跡とそれに接した石敷遺構、祭祀遺跡と木簡出土遺跡である。以下「群馬県埋蔵文化財事業団年報①」によりその概要を記しておく。

大居館跡 大規模な独立遺跡で、八六メートルの方形の区画の周囲には幅三メートル、深さ四〇〜五〇センチほどの濠がめぐらされ、方形部分は八〇センチメートルほどの盛土が全面になされ、二列の柱穴が方形に並び、外側に九穴、内側四穴を一边として正方形をつくっている。同様な遺構がその北にもあり、そこから石積遺構が張出してつづられ、一部には子持玉など祭祀関係の遺物も出土している。



三ツ寺跡（豪蔵の館の柱穴列）

その構築年代は、濠内上部に椿名山二ツ岳軽石の二次

推積層があり、六世紀末のF.P降下段階で完全に埋没したと報告されている。古墳時代中期のこの地方の強大な豪族の関係遺跡として推定されるので、以後この地方に奈良、平安期におよぶ住居跡も多くつくられたとみえ、三ツ寺遺跡IIでは、古墳時代後期一九〇軒、奈良―平安時代九九軒の住居跡が発見されている。

木簡出土 六世紀大居館の遺構から僅か北の地点で、真間式、国分式土師器、須恵器とともに墨書・刻書土器が約一四〇点出土し、判読可能なもの一〇一点あり、これらの出土した井戸から更に木簡四点が出土している。木簡は破損品で、長さ五―一三・五センチメートルの椀材柾目の板片で、墨書・墨痕が各数カ所に見られる。なお、墨書土器の文字は奉・霞田・干・紀殿・西東・葛時などあり、東山道の作り道のできた時代に対比できるころの遺物である。

22 大志寺 群馬町大字菅谷

推定東山道作り道が、東上井出遺跡を通過し、群馬町中泉を通過する地域から東北に直線道がある。その道が推定東山道であり、その道は高崎市と群馬町の境界線も近く、棟高の古墳群の中を過ぎると高崎市正観寺町に入る。この道路の南は桑里制地帯であり、正観寺町北端を推定道は通過し、推定路から南へ一〇〇メートル程の地点に天台宗大志寺がある。

大志寺は現在無住になっているが、境内には南北朝時代の宝篋印塔宝塔もあり、瓦塔片二個が発され、一個は平安時代、他は鎌倉時代と石田茂作の鑑定が伝えられている。寺伝によると大同年間開基とあり、「菅谷山大志寺縁起」にはつぎのように記されている。

此ノ寺ハ平城天皇大同二年ノ創建ニ係リ、開山ハ靈伝上人、実ニ志千有宗年ノ古刹ナリ、中世ハ白川法皇ノ宸駕ニ瑞瑞ノ光ヲ放耀之給フ釈迦如来ナリ、如来ノ座像ハ御軀老尺五寸常之仏師ノ作木体ナリキ、是レ則チ当山ノ本尊、



菅谷大老寺の宝塔

期主右大将頼朝公開府ノ当時
大願成就ノ願トシテ当山二三
大伽羅ヲ建立シ、大江ノ広元
ヲシテ其後ヲ輩サシム。(以下
略)〔堤ヶ岡村誌〕

右縁起は明治三十九年に記されたものであるが、大同二年開基の伝承のある寺は県下でも古刹の寺院であり、近世以降は上並檀の天龍護国寺末となっている。境内地から瓦塔の発見されていることから、以上のような伝承のあることから、平安時代に開基された寺院として

考えても差支えなからう。推定東山道に接してこのような寺院のあったことは、作り道以後に創建された寺であるが古道との係りを考えさせられる。特に瓦塔出土は注目すべきものと思われる。現在は高崎市小八木妙典寺兼住。なお、大老寺附近は土師器、須恵器片も散布し、近くの菅谷遺跡からは平安時代の住居跡とともに墨書土器も多数出土し、奈良・平安期の集落も近くにあったことが立証されている。それらも東山道の開通と係りのあることも想像し得ることである。

23 山王寺院跡

推定上野国府所在地の北六〇〇メートルに所在する白鳳期の寺院である。寺の規模及び建物配置は十分に解明されているわけではないが、塔を東、金堂を西に配する法起寺式とも考えられている。建築資材、遺物など種々なのが出土しているが、塔心礎、塑像頭部、根巻石、石製鳩尾、緑釉陶器セ

ットなどが著名である。本寺院独自の軒瓦は素弁八葉蓮華文軒瓦、複弁八葉蓮華文軒瓦などであり、これには無文及び重弧文軒平瓦が組み合わせとなる。伽藍配置及軒瓦は白鳳様式を示しており上野国の初期寺院とみとめられる。

従来、六八一年の年号をもつ山上碑の放光寺、上野国交臂赤縁楸の定願寺筆頭寺院の放光寺は所在がつかめなかったが、本寺院跡出土の「放光寺」の文字瓦を以って山王寺院跡はこの放光寺とみる説が有力となっている。

山王寺院跡は背後に所在する宝塔山古墳と、蛇穴山古墳と共に上野国司勢力と密接な関連をもつ豪族の氏寺であり、ある意味では国府付属寺院的性格をそなえていたものと想定される。

★ 前橋高崎条里（上野国府条里）

榛名山の南東麓から前橋台地に及ぶ緩傾斜平坦面上に広範にみとめられる条里地割である。北は前橋市元郷社町、西は高崎市大八木町、南は高崎市倉賀野町、東は前橋市駒形町の範囲まで延びその域十五キロを計る。北東は旧利根川、南は烏川で限られ、北西は榛名山へと続き、標高は南東部の七〇メートルから最高一三〇〜一四〇メートルまでみられる。なお本地域は律令制の群馬郡、那波郡の二郡にわたる条里と思われる。

これまで本条里は高崎市大八木町、日高町、倉賀野町などの地点で発掘による条里遺構の検出がみられている。いずれも浅間山給源のB軽石（天仁元年一一〇八年）下に検出され、主軸を真北を一町を一九メートル前後とすることが確認されている。また日高町における調査では南北方向の幅四、五メートルの道路遺構が検出され、これは上野国府から真南へ延びる道であり、本条里の主要な基軸の一つと推定されている。

上野国府及び国分寺は本条里の中央北辺部にあり、条里と同一の地割りの中に収まるとみられる。したがって、本地域は、上野国府を中心とした地割

りの施行が想定される。糸里の施行と国府の設置の詳細な時期は把握されないが本条里は国府との関連性を有するものとして重要視される。また、本条里の北西辺を東山道が斜断しており、東山道との関連においても注目されている。

24 上野国分寺

上野国分寺は群馬郡東国分に所在する。榛名山南東麓の広雑な台地上にある。僧寺が西、尼寺が東にあるが、両寺は心々五町をへだて南辺をそろえて並置されている。僧寺は方二町の規模で中軸上に中門、金堂、講堂を置き金堂前西方（回廊外）に七重塔一基がある。東大寺の東塔を省略した配置方式である。尼寺は僧寺の東方にありその規模方一、五町と推定され、中軸上に中門、金堂、講堂が直列し、塔はみとめられない配置である。伽藍配置、規模共一般的な国分寺の形状をとる。また、軒瓦は高句麗系の単弁五葉蓮華文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせ、つまり上野国分寺式軒瓦が僧寺・尼寺に共通してみられる。

国分寺は天平十三（七四一）年の聖武天皇の詔によって建立されたものであり、国によっては着工時期は遅れをみたが、上野国はすみやかに国府の北西に寺地を定め、建立されたものと考えられる。

25 上野国分寺参道跡 群馬町東国分・塚田・稲荷台

天平十三年（七四一）の聖武天皇の詔勅以後、そう遠くない時点で上野国分寺の遺立は始められた。その寺院跡は、群馬町東国分部落の南端にあり、方二町と推定される寺域内に金堂・塔・講堂などの位置も確認され、南限には築地塼の跡も発掘確認されている。

金堂正面から南へ参道跡があるが、参道跡と考えられる細長い地割が染谷川を越えて、前橋・足門線の県道を越えた南方まで続いている。この染谷川

右岸の地は広域にわたって奈良・平安期の遺物が濃密に分布していて、「群馬の遺跡」（昭和三十八年調査）によるとつぎのように記されている。

九〇八号（歴史時代遺跡 国分寺参道）

所在地 大字塚田村東・中原

現状 畑地・傾斜地・花園薬師堂東を基点にして、周囲の畑より約三十七

センチ低い幅七メートルの狭長な地割の畑が長く続いており、土地の人々は国分寺参道という。

とある。推定東山道からは国分寺南端までは約一六〇メートルほどであるが、花園薬師までは約一一〇メートルであり、推定参道跡の長さは約五〇〇メートルである。この細長い地割の付近は須惠器片・土器器片も多く、前掲「群馬の遺跡」には、花園薬師付近を「広く遺物が散布している。須惠器片・土器器片、布目瓦片、所謂常滑澄破片出土」と記しており、大字稲荷台南の字台には「全域にわたって須惠器片、瓦質椀型土器片、高台付椀形土器片、灰釉陶器片、土器器片出土。」とも記されている。上野国分寺の南に、奈良・平安時代の大きな集落があり、その南を推定東山道が通っていたといえる。おそらく、この参道は東山道まで続いていたのではなからうか。

なお、この参道跡と平行するが如くに、妙見寺（奈良時代以来の妙見社）参道が約六〇〇メートルほど直線で南へ延びているのも、推定東山道と係りがあるかも知れない。

26 上野国府

上野国府は、「和名抄」には「上野国、国府在群馬郡」とある。現在推定されている上野国府跡は前橋市元総社町の本村とよばれる地域で蕨海城跡の範囲である。この城は群馬県最古の城とされ、ほぼ六町ほどの規模で本丸を北辺中央におき内部は道や溝などによって方眼状に区画され国府の一般的な規模形状に類似している。加えてこの地域には国学の跡とみられる学校院若

III 東山道沿いの文化財



蒼海城跡案内図 (上野国府跡に相当すると考えられる)



上野国総社 (総社神社)



上野国総社跡 宮 鍋 様 (宮之辺)

「上野国交替実録」にも国学のことが見え、「上野国神名帳」には学校院若御子明神も記されている。御霊社は、長尾氏が祖先鎌倉権五

郎社神社付近の地名、遺跡の分布を見ると、神社東南の元総社小学校校庭には、奈良末から平安初期と推定される堀立柱の柱穴がある。昭和三十七年・三十八年に亘る発掘の結果、梁間五間、桁行二間の中柱のないものと、梁間四間、桁行二間で西寄りに中柱一本をもつ二棟の唐尺使用の建築遺構が確認され、八世紀ごろのものと推定されている。(『前橋市史』第一巻 おそらくその柱穴の掘り方が四角で一辺が約一メートルもあることから、当時の官衙に関係あるものと推定されている。

確かであろう。
総社神社は、平安中期以後各国の国衙の近くに設けられた神社で、上野国では現在の総社神社の位置から北西約三〇〇メートルほどの地に奉斎されていた。その地は通称宮鍋様と呼ばれているが、古くは宮之辺であった。上野総社跡の記念碑もある。室町時代にこの地の総社長尾氏の居城蒼海城がつけられ、その本丸はこの宮之辺の南にあり、戦国時代武田氏の上州進出の際、蒼海城が焼かれ、総社神社も焼失した。以後現在の地に移建され今日ぬいたつている。

御子神社、国府と関連があるといわれる御霊社、総社神社などがあり、地名として庁屋とみられる長谷(チョウヤ)、朱倉によるとみられる朱鳥(スガラス)、速馬通の早道(ハヤミチ)などがある。
上野国府は榛名山南東麓の染谷川、牛池川に挟まれた低台地上に設置されたものであり周囲の条里地割の中で方六町ないし八町の府城をもつたものと推測される。また東山道は南辺を通っている。
なお、天慶二(九三九)年平将門が上野国府を占領している。当時の将門の行動は下野国から信濃国分寺付近へも及ぶが多分に東山道を利用したと推測される。(『群馬県百科事典』等を参照)

27 上野国府跡と総社神社 前橋市元総社町

推定東山道が直線に東北に進み、元総社町の南端に達する。この付近は町名が示すように上野国総社神社があり、上野国府もこの付近にあったことは

郎景政を祀ったという伝承もあるが、菅原道真の没後、その霊を祀り御霊社とする例が多く、道真を学問の神と崇めることから、上野国字の地に道真を祀り御霊社とし、長尾氏総社入り後鎌倉権五郎を併せ祀ってきたであろう。学校院若御子明神の名称の伝えられていることは、そのためかと考えられる。

宮之辺の地と御霊社を結ぶ線の間地から北に長谷と呼ばれる土地がほぼ二町四方にわたってある。長谷は「チヨウヤ」と呼んでいるから、庁屋の變化してきたのではなからうか。庁屋は国庁から出た地名であろう。長谷の文字は後世短字されたもので、江戸時代には既に長谷と書かれていたようであり、長谷から北西三〇メートルほどの地にある一字一石塔(元文四年在銘)の白石には長谷と刻んでいる。

長谷の中央から南への道は、やがて元総社部落から高崎市の日高町へ通じている。ほぼ南北の道路で、通称日高道ともいう。この道路は、日高付近の条里制水田発掘結果によると、条里の基準道であり、この道幅を除いて条里水田跡が開かれている。推定東山道はこの条里水田と畑地の境を作道され、上野国府から荒船山右端へと向ってつくられた。その方向は、水田と畑地の境の線に近いこともあるが太陽の運行とも係わりあるようである。国府から荒船山の右端の方向は、旧暦正月元旦に日没する方向であり、昭和五十七年一月二十五日の確認では、その日が旧暦元旦で、太陽は荒船山右端に没している。それは偶然であるようにも思えるが、古代信仰の現われとも見ることができよう。

なお、上野国府推定地内には、早道(速馬道)や皮造りなどの地名もあり、各地の国府の例から染谷の地名(染谷川)も係わりあると考えられる。上野国府を方六町とするか、方八町とするかは今後の発掘などの成果を待たねばならないが、長谷の地を国庁の地と考えると、東山道は国府の南に近接していたことだけは確かであろう。その古道のあとが断続的ではあるが今なお

残っているのである。

28 群馬駅家推定地

大永七年(一五二七)の上杉家文書に厩橋宮内六輔の名が見え、以後「関東幕注文」をはじめ、戦国時代の文書・記録類に厩橋・厩橋城の名が度々見えてくる。厩橋は古くは駅家橋であったと考えられ、古代の駅家から変化してきた地名である。橋の文字が加えられるようになったのは、利根川が現在の流路に変流した一五世紀以後、駅家の近く、利根川が変流してきた結果からである。その厩橋城は近世前橋城の前身であり、前橋城は現在の群馬県庁を中心とした地域であり、厩橋城の呼称が生まれた当時、少なくともその城郭の位置が駅家に関する地名が存在したからである。

ところで、「和名抄」によると、上野国府に近接した駅家としては、群馬郡中に利根川の次に駅家郷をあげている。群馬県庁付近を群馬駅家とする、利根川左岸がかつて勢多郡となっていたので、群馬郡にあるべき群馬駅家が勢多郡の区域内にあるかのように考えられるが、古代の勢多、群馬両郡の境界は古利根川により分けられていたのであり、現在の廣瀬川以南は明治二十九年までは群馬郡、或は東群馬郡と呼ばれる区域である。前橋城とその城下町はすべて群馬郡で、群馬駅家の地を厩橋城附近に比定しても何等差支えないのである。

つきにこの群馬駅家は、東山道の野後、佐位岡駅の間中にあり、上野国府に近接しているとみなければならぬ。上野国府を前橋市元総社町の総社神社付近に比定すると、群馬県庁までは二軒以内であり、各国の国府と駅家との位置がほとんど二十町以内といわれていることから矛盾しない。更に群馬県庁の対岸は石倉町であり、国府に近接して倉の地名が存在するので国倉に関係ある地名とも考えられる。群馬駅家に近接して倉庫群の存在を考慮してもよさそうである。

このことについて「前橋市史」第一巻は「厩橋というのは、駅に關係ある橋から起こつた名称であるから、駅の東側の川に架けられた橋によつて、その川の東の地を指してそう呼んだのであろう。」(七三三頁)と記している。このことは、井上通泰も「上代歴史地理新考」のなかで、「厩橋と書いてマヤバシと唱へき。さてそのマヤ橋のマヤは駅家なれば群馬駅家は今の前橋市内にあるべし」と述べている。

近年この群馬駅家の位置を前橋市古市、或は小相木付近に比定する説も出ている。金沢清明氏は「古代日本の交通史II」のなかで「朱雀大路を南へ一町延長した地点に達する。群馬駅はここから約一・五キロメートル東南の石倉と古市の間に求めるのが、大字地名や石倉地内の宿西・宿東などの小字地名、また前橋の駅家から規定の距離の位置にあり、かつ国府に近接していることなどから、至当であると考ええる。」と述べ、石倉町と古市町、小相木町の中間に図示している。これは、利根川の真政の渡し付近を意識したようであるが、宿東・宿南の小字名は、中世以来の佐渡街道に關係してつけられた小地名であり、駅家に關係する地名、或は東山道に係る地名とは解しにくい。なお、金沢氏の推定している東山道は、群馬町の中泉付近から直線で推定上野国府に結ばれ、国府の推定朱雀大路と交差するところから南東に方向をかえているのである。しかし、元総社付近の地図をみると、近年まで中泉から直線道路が上石倉の地に達しているので、昭和二十三年八月作製の一万分の一地図(前橋市が戦災復興の為に米国陸軍空中写真により編纂)には明瞭にその直線を通ることができ、その延長は利根川に架けられた曲輪橋とよばれた舟橋の位置に達している。利根川を渡ると、群馬県庁の南で、旧前橋城の堀(俗にクイツメ横町)の付近となる。まさに厩橋城の南側に延びてきているのである。

以上のことから、群馬駅家の位置は、利根川の変流以前の古代においては、現在の利根川を含む群馬県庁の付近に想定するのが最も至当と考えられよ

う。

29 釈迦尊寺 前橋市元総社町

推定東山道作り道(第二期)が、群馬町と高崎市の境界近くを東北に進み、推定上野国府の南端に接する元総社町に達した地点に、曹洞宗釈迦尊寺がある。釈迦尊寺は古くは法相宗で、現在地より二〇〇メートルほど東方にあった。

釈迦尊寺が法相宗から曹洞宗に変わったのは、寺伝によると文永年間(鎌倉より關溪道隆の来遊により中興され、以来曹洞宗に転宗したという。しかし、曹洞宗が上野国内で発展してきたのは南北朝以後であり、おそらく室町時代に総社長尾氏の庇護のもとに曹洞宗に変わったものと推定する。それにしても、南都六宗の法相宗の伝承をもつ寺は極めて稀であり、古代からの寺院であったと考えられる。



元総社の釈迦尊寺

寺伝によると、羽鳥連の妻玉照姫が聖徳太子に仕え、太子より一寸八分の閻浮瓊金の釈迦像を授けられ、上野の地に下り、その孫青海平本夫が、多武峯定慧和尚を開山として一寺を建立し、釈迦尊寺と号したという。(「上毛伝説雜記」群馬郡誌)

この伝説は、上野各地にある平太夫伝説の一つであるが、釈迦尊寺が古代に既にこの地に建立されてあったことを裏付け、法相宗であったことともに古代寺院として

国府の近くに創建されたことが考えられる。なお、釈迦尊寺の旧地は人家密集し、正確な位置など確認し得ないが、付近一帯は土師器、須恵器などの破片が散布している地域である。また、秘仏の仏像は写真で見ると限り、釈迦像ではなく阿弥陀如来像で、十二世紀頃のものとして推定する。

30 日高遺跡

昭和五十一年から五十三年にかけて、関越自動車道建設に伴う発掘調査により発見された弥生時代後期から平安時代にかけての遺跡で、弥生時代後期水田跡と方形周溝墓などの墓地をはじめ壺棺墓などの墓跡群が発見された。水田跡は天仁元年（一一〇八）の浅間山爆発により降下したB軽石層直下に、条里水田の区画が明瞭に確認され、この周辺一帯に相当広範囲に条里水田存在の端緒となった。またその下には更に、小さな区画をした弥生水田が地形に応じて不定形の形で発見され、鋤・鎌・田舟・梯子・弓などの木製耕具も多く発見されて注目された。平安時代の遺物では、下駄・曲物などの木製品、須恵器、土師器、獣骨、植物種子などが多く発見されている。

以上のことから、この付近は弥生時代以来奈良・平安の時代に相当広大な水田耕作が営まれてきた土地であり、美事な条里水田は律令体制下の大きな集落もこの付近に存在したことが考えられる。かつて東山道ではないかと推定されていたあづま道はこの日高遺跡の二百メートルほど南を東西に通っている。また、上野国府の中軸線（朱雀大路）はこの遺跡の推定東西約三百メートルほどの地点を通っていて、古くから元総社と日高を結ぶ通称「日高道」である。

以上のことから、日高遺跡は、東山道設置当時かなり開発の進められていた地域で、大きな集落もあつた地帯と考えられる。



新保遺跡の住居跡

31 新保遺跡

昭和五十六年九月二十四日から同五十六年十月八日までの間、関越自動車道に伴う発掘調査の際発見された遺跡で、染谷川左岸の自然堤防上を中心に、弥生時代中期末から土世にわたる集落の営まれていた土地であり、弥生から古墳時代にかけての住居跡及び方形・円形周溝墓群、さらに当時の水田跡、それに伴う水路などが発見され、当時の村落構造を知ることのできる重要な遺跡である。

出土遺物についても、弥生時代後半からの土器片をはじめ、木製品類、獣骨などがあり、特に木製品は当時の農耕具などがあり、長期にわたつてこの地域に相当の集落が存在したことが立証された。

元來この地域は古代条里制地域であり、上野国府の中軸線（朱雀大路）と推定）から三百メートルほど東にあり、あづま道からは約一キロほど南に位置し、東山道の第一期ともいうべき古道がこの近くを通っていたことが考えられる。

32 前橋八幡宮 前橋市本町二丁目

厩橋城跡（県庁の位置）から東南に約五〇〇メートルほど進むと、旧連雀町に前橋八幡宮が古墳上に祀られてある。

八幡宮は、一般に源氏の守護神として崇敬され、上野国では新田氏一族などの関係の土地に多い。しかし、八幡宮の地方伝播は、既に奈良、京都に勤



古墳上にある前橋八幡宮

請されたように古代にもその例があり、特に国府八幡、国分八幡などと呼ばれているものは古代に勧請された八幡である。

前橋八幡宮は、古くは別当神宮寺で、永祿の兵火で多くを焼失したが、平安時代に在原業平が男山八幡から勧請したと伝えられ、伯牙弹琴鏡、北条高広等の戦国武将文書などが社宝として伝えられている。現在は前橋の市街地の中心となっているが、古利根川右岸の市街地にはかつて古墳も散在して

いたので、古墳時代から開発された台地であり、国府創設時にもかなりの集落が近くにあったことが考えられる。また、在原業平勧請の伝承は、国衙役人との関係が考えられ、上野国府の東方に位置していることなどから、上野国府八幡に比定するものである。

古代東山道との係わりは、東山道が古利根川右岸を東へ進んだとすると、この八幡宮の近辺を通過したことになる。上野国府から朝倉君の所在する朝倉郷（前橋市朝倉町を中心とする地域）に直行したとすると、その作り道の東山道は八幡宮からかなり南を通過していたことになる。

古利根川右岸沿いの古道は、厩橋城築城が交通の要所につくられたこと、「曾我物語」の源頼朝の三原の狩からの通路は、大渡を渡っていることなどよりして、室町初期には主要道路になっていたことである。それは古代からの重要な交通路であったことも考えられるところである。厩橋城の名称も古代の駅家との関係を考えさせられる地名である。

33 京安寺跡 前橋市六供町

第三期の東山道ともいうべき「あづま道」は、前橋市小相木から利根川を渡り市之坪に達し、ここから東へ直線道で文京町の二子山古墳に達している。その「あづま道」から約四〇〇メートルほど南に六供八幡宮があり、八幡宮の参道が南へ延びて宗甫分町からくる西北へ東南へ走る道路と合する地点の南に中京安寺の地名がある。この付近の地名をみると、六供八幡宮延長道を中心に中京安寺、南京安寺、東京安寺、中大門、南大門などの地名がある。その京安寺の位置は不明であるが、「前橋市史」第一巻には「京安寺と北大門、南大門の名は八世紀の寺院を想定される」と記している。さらに市史は後関町に法尺寺、上佐鳥町に長安寺などの地名があり、いずれも八世紀ごろの寺院名の名残りとして推定している。また、六供八幡宮参道延長道路は、上野国府中央南北線通称日高道（条里制基準となつたと考えられる道）から五里（五四五メートル）にあたり、その条里制推定路を狭んで西に中大門、南大門、東に中京安寺、南京安寺の小字名があることは、古代寺院の存在していたことを想定させるに十分であろう。古代豪族朝倉君の根拠地と推定される朝倉郷は、古くはこの付近までの広がりをもっていたと考えられる。東山道設定当時、すでにこの地方には古代集落があり、条里制水田が開かれていたのである。

なお、南の佐鳥町には西光寺がある。現在天台宗であるが古くは法相宗で「一開基の寺で、『上野国誌』にはつぎのようなことが記されている。

弘仁年中、法相宗徳一之所立也。徳一、大願寺の僧也。寺中設春日神社、為鎮守、自元弘至応安、天下大乱、東西道絶、相宗之徒、於是乎馳絶矣。天台妙円村、守干寺、自此為台礎、斎田拾伍石

34 朝倉古墳群 前橋市朝倉町

前橋市朝倉町の広瀬川右岸沿いには、昭和十年の古墳調査では二七基の古墳が記録されている。またその延長は隣接後関町にも多く分布しているので、



天川二子山古墳



八幡山古墳 (前方後方墳)

両者合わせると数十基の古墳群となり、その築造年代も、四世紀の天神山古墳から国指定史跡の八幡山古墳、天川二子山古墳、そして終末期古墳まで分布していた。これらを築造してきた古代豪族は、朝倉君に關係あるものと考えられる。

『和名抄』の郷名のなかに、那波郡内に朝倉郷がある。古墳群はこの朝倉郷の所在地と考えられ、そこに朝倉君の一族が居住していたと推定し得る。その朝倉君は、『日本書紀』大化二(六四六)年に、国司紀麻利善朝臣が朝倉君などから物資をとりあげたことを、東国の朝集使が朝廷に復命していることあり、『続日本書紀』の延暦六(七八七)年に、朝倉公家長が陸奥に軍糧を送り、位を与えられたことが記されている。また、『万葉集』巻二〇の東歌に防人の詠んだ歌に朝倉益人の名が見えている。

これらの古代の記録は、大化以来平安初期までの朝倉君一族が上野国内で有力な古代豪族であったことを物語るものであり、古墳群はそれを裏付けて

いる。上野国司はこの有力古代豪族朝倉君と深い係わりをもったことは考え得ることである。とすれば、上野国府からの朝倉君の本拠地へ古代重要道路が通じ、古利根川を東山道が越える以前に、朝倉の地を通過しなければならぬ。その上野国府からの道は、直交したか、それとも前橋八幡宮付近を通過して結ばれていたか、二本のルートが考えられるが、この朝倉の地を両者とも通過せざるを得ないので、東山道推定上重要な地域と考える。

35 小島田仁治の供養碑 前橋市小島田町

推定東山道が古利根川を渡って小島田町に達する。この道を「あづま道」と伝承している。古利根川左岸の台地に、古道が川跡沿いに残っている。小島田付近は、小円墳はあつたが発掘記録などの報告はない。しかし、土師器・須恵器の破片の散布と、あづま道から一〇メートル程隔てた地に仁治元(二四〇)年銘の供養塔があり、古代から中世にかけて、この段丘添いの地が交通上からも要地となっていたことを物語る。

この供養碑は、字大門にあり、板碑型祖形として知られ、総高一二四センチの安山岩正面に阿弥陀如来像を刻み、その左右にサ・サクの種子、下に「右志者為過去子息少兒幽靈出離生死往生極楽証大菩提也、仁治元年十二月十七日、横清重敬白」の銘がある。あづま道が古利根川を渡った地点に大門の地名があり、そこに板碑型県内最古の供養碑があるのも、古道との係わりが考えられないだろうか。

36・37 今井神社古墳群 前橋市今井町

推定東山道が荒砥川を越えると、左岸に今井神社古墳がある。国道五〇号線から約二〇メートルほど入った地点で、古道はこの古墳の北から東南へ若干下り、東へ進んで千足橋を経て二之宮赤城神社の南方に達する。(二日に千足のワラジが売れた伝承あり)。この神社周辺には、昭和十年の古墳調査の



今井神社古墳

際は二十七基が確認されたが、その後の開墾と、近年の圃場整備事業でほとんど開墾されてしまった。以下今井神社古墳と発掘された二、三の古墳についてその要点を記しておく。

今井神社古墳 堅穴式前方後円墳で、墳丘全長七一メートル、前方部幅五〇メートル、後円部径四四メートル、周濠をめぐらした跡が確認できる。後円部頂上に神社がつくられた際堅穴部分が発掘され、石棺の蓋石が後円部西北斜面

に残存している。前橋市史「第一巻は六世紀中ごろと推定している（最近は五世紀説もある）。墳丘周囲には円筒埴輪片も出土している。

今井A号古墳 小円墳で昭和二十四年三月発掘、横穴式石室で、壁は自然乱石積。

今井B号古墳 昭和二十四年四月調査。A号同様強制開墾による緊急調査によると横穴式石室で、長さ二メートル六センチ。出土品は土師器一、直刀一。古墳裾部からは凝灰岩製の五輪塔の部分が混乱して発見され、地輪には骨積を兼ねたと推定されるものもあった。

今井一号古墳 県営圃場整備のため昭和五十六年四月〜五月にかけて三基調査の一号で、何れも今井神社古墳の東南部所在。この円墳は直径六二メートルで、周濠部分には浅間山B降下軽石の自然堆積層が確認された。内部構造は破損が著しく、墳丘南半分に粘土と礫の一部が確認された程度である。今井二号古墳 直径一六・八メートルの小円墳で、周濠は幅約七メートル、

深さ一・五メートルで浅間B降下軽石層が堆積していた。内部構造は横穴式石室で、残存部分の奥壁は輝石安山岩二石を並列させ、間隙に角閃石安山岩をつめ、側壁は角閃石安山岩五面削、両袖型と推定され、全長六八センチ、玄室長四四五センチ、七世紀初頭の構築と推定されている。

今井三号古墳 破壊が著しかったが径一五メートルの小円墳と推定、周濠は幅二・五メートル、主体部は角閃石安山岩が使用され、石室の一部が残存していた。構築時期は二ツ岳爆裂以降と推定されるので七世紀末か。（以上一、二、三号については群馬県埋蔵文化財調査事業団「年報」①による）

以上の発掘調査結果からみて、今井神社の大前方後円墳を中心として、荒砥川の左岸には六世紀初頭から七世紀末までの古墳が散在し、その古墳群の東を古道が通過していた時代には、この付近に多くの古代集落の存在していたことであろう。

38 洗足橋

39 二之宮赤城神社 前橋市二宮町

推定東山道は、千足橋から東へ進み、前橋市立二之宮小学校の北に出、その付近から東南に進み、伊勢崎市波志江を通り佐位駅家の推定地上積木に向う。二之宮小学校の西には二之宮赤城神社の別当寺慈照院があり、その北方、三〇〇メートルほどの地に二之宮赤城神社がある。

赤城神社は、祖霊の山、水源の山として古代から山國の人々が赤城山を崇敬し、人々の住む里に社を建立したにはじまる。やがて上毛野氏は赤城兩麓に勢力を拡大し、多くの古墳を築造し、信仰の中心を赤城神社に求めたという。その古代家族を背景に、赤城神社は上野国二ノ宮として式内社となるが、その二ノ宮赤城神社については、二之宮町赤城神社か、宮城村三夜沢赤城神社か論議のあるところである。しかし、二之宮の地名が示すように、こ



二の宮赤城神社境内に残る塔心礎

の地の赤城神社は、多くの赤城神社のなかで、その信仰の中心となってきた神社である。古代東山道がこの神社の近くを通過していたことは、赤城神社を信奉する古代豪族（上毛野氏一族）との深い係りがあった。

現在この神社の近辺には、大古墳群はないが、西に今井古墳群、北に大室古墳群があり、周辺からは土師器・須恵器の破片も多く散布しており、別当寺慈照院の本尊千手観音は鎌倉時代初期の作で、

また、神社東の真言宗無量寿寺には、十一世紀末の十一面観音や聖観音、鎌倉時代の地藏菩薩像などが安置されている。

これらのことから、二之宮赤城神社を中心とするこの地方は、古墳時代から中世まで、赤城南西の要地として栄えた土地であり、東山道がこの地を通過し、上野国府へも通じていなければならなかった。そのために、平安時代には赤城神社は式内社として上野二之宮に列しているのである。

40 女堀

赤城山南麓を西から東に走る長大な用水路である。堀は下底幅一五〇メートル、深さ三〜五メートル内外と大規模である。前橋市石関町から堀之下、富田、二ノ宮、飯土井、伊勢崎市波志江、赤堀村下触、東村国定まで延長二キロに及ぶ。前橋市石関町を取水口とし旧利根川（桃木川）より取水したとみられる。従来、本堀は開削時期、主体者、目的など不明な点が多かつ

たが、近年の発掘調査によって細部の施工法すなわち掘削方法は段掘りであること、工夫一人分の掘削単位としての小間割があること、湧水対策としての排水用の溝や水の浸入を防ぐ堰を設けつつ工事が行なわれたこと、工事は全線をいくつかの工区に分けて一気に行なわれたと考えられること等が確認され、さらに本堀の開削時期は浅間山噴出のBスコリア（天仁元年一一〇八年説が有力）降下以降であることも確認され、調査者は十二世紀中葉頃の工事としている。また本堀は工事はかなり進行しているが未完成であり通水はなかったとされている。

女堀は赤城山南麓の標高九〇〜一〇〇メートルの南緩斜丘陵地帯にあるが、取水地点と末端地点との差は五メートルほどの僅少であるうえ、起伏の多い地形をたくみに通過させ数多くの河川を高橋によって越えることなど高度な測量ならびに土木技術を要したものである。また計画自体が壮大であるが、投入された労働力も膨大であり、当時としては破格の大工事であり幾多の困難を克服しての工事と想像される。なお、工夫は近隣の農民が徴集され、その移動は東山道を多分に利用したとする説もある（女堀は東山道の北〇・五〜二キロの幅で沿うように走る位置関係にある）。

用水路の末端は東村国定であり、下って早川に流入している。したがってこの用水による灌漑地域は早川流域の佐波郡東部と新田郡南部であり、前者は藤姓濁名氏の濁名荘、後者は新田義重の開発した新田荘が該当する。よって女堀の開削者は濁名氏と新田氏が考えられるか、開削時期及工事の中断の事実、堀の通過地やその範囲の勢力関係からみて前者とするのが有力である。

41 下触遺跡

佐波郡赤堀村下触に所在する。赤城山南麓の南北に長い台地に立地する。堅穴住居、掘立柱建物からなる奈良平安期の集落跡である。その中の一つに、内部に心礎状の石をすえ周囲に瓦の散布をみる特異な掘立柱建物があった。

しかしその構造及び性格については明確ではない。瓦は単弁四弁蓮華文軒丸瓦（上野国分寺系）と格子目文軒平瓦があり平安中期頃のものとみられる。ただし丸瓦・平瓦には奈良期まで溯のぼらせるものも含む。本遺跡は従来より古瓦及び陶製骨董の出土をみ、古代寺院跡と推定されていたが、発掘調査でも明確な遺構は確認されなかった。右のことから本遺跡は、奈良から平安期にかけての瓦葺き建物が何らかの形で存在し仏教文化に関連した遺跡であろうと想定される。

42 上植木寺院跡

伊勢崎市上植木本町本間に所在する。昭治三八（一九〇五）年近隣住民により開墾された時、瓦及び礎石が発見された。赤城山南麓、大間々扇状地の古期面の台地上に立地する。瓦は二〇〇×三〇〇メートルほどの範囲に散布している。その中心部付近に建築基壇が三〜四カ所みとめられ、伽藍配置としては、薬師寺式、法隆寺式などが想定されていた。近年調査が着手され、伽藍は南面すること、中軸南方に廃寺の石仏という石造物がありその周囲がやや高く南門とみられること、中軸部は西に塔（心礎及び十六個の礎石が検出されている）、東に南北棟とみられる基壇建物（推定金堂、その後方に二つの基壇あるいは土の高まりがあり前方の（中金堂？）は規模が小さく基壇の確認はないが後方は建物基壇（推定講堂）であること、以上のように考えられつつある。これにより、伽藍配置は筑紫観世音寺式の左右反転の型でないし川原寺式の左右反転の型が推定され、伽藍の完備した大規模な寺院が想定される。創建期の軒瓦は単子葉八弁蓮華文軒丸瓦と段頸三重瓦文軒平瓦の組み合わせであり、奈良の山田寺の様式である。他に軒瓦は二十種以上と豊富であり、創建期様式系、上野国分寺系を主体とし一部太田市寺井寺院跡系の流入もみられる。軒瓦からは上野国分寺と深い関係がうかがわれる。他に、印文字の「広山」、「佐位」、「山田」、「方」、「富」、「子」、「井」、へら書

きの「織子」、「馬」、「守」、「天」などの文字瓦、鬼瓦、七層と推定される瓦塔などが出土している。

本寺院跡の創建年代については、①伽藍配置が川原寺、南滋賀廃寺、観世音寺など天智朝を中心とした時期の流行形態であること、②創建期瓦が山田寺式の典型的な特徴とみとめられること、以上の二点から上限は西暦六六〇年頃に限定され、七世紀後半中葉頃の創建と推定される。伽藍配置、軒瓦共白鳳期の典型的なものとみとめられ、上野国最古の寺院の一つとして重要視される。在地の有力豪族の氏寺とみられるが、佐位郡の郡司となつた檢前君（上毛野君の一支部？）の説が有力である。なお、佐位駅家所在推定地の近隣の遺跡として、東山道ならびに駅家との関連を考える上からも重要な位置を占めている。

43 十三宝塚遺跡（佐波郡境町伊与久）

赤城南麓の舌状にのびる伊与久台地（洪積台地）上にあり、三つの基壇建物を含む棚列で台形に囲まれた中軸部、それに付随する三群の掘立柱建物、外郭を区切る溝、および堅穴住居から成る遺跡である。

中軸部は東辺九メートル北辺六〇メートル南及び西辺八二メートルの不正台形状に棚がまわり、南辺には門、西及び北辺には一メートル程の溝、北側には土塁がある。瓦葺基壇建物が中央、土壇二〇メートル×一六メートル、建物一・二・六×九・六メートルと西南隅（土壇二メートル四方）地覆石をめぐらした建物九メートル四方にあり、北中央西に三彩の火舎の出土した瓦葺でない基壇建物があった。中軸部東の三群の掘立柱建物は規則的に配置され、遺構の長期性を示すかの様に三回もの改築が行なわれたものもある。側には八基の井戸もあった。これらを囲む大溝は南側で幅五メートル深さ一・八メートルで中軸部南辺と平行して一五六メートル走り、そこから西北西に五〇〇メートル程のびている。堅穴住居は二三基あり、工房なども見

られた。

遺物は土師器、須恵器の他、奈良三彩陶（火舎、盤、鉢、壺等の祭器「セツト」灰釉陶、瓦、鉄製品、瓦塔などが発見された。瓦では「洲」「雀」「反」「佐」等と刻字されたものがあり、洲名、雀部、反治、佐位という佐位郡の郷名に対応している。墨書土器は県下最多で百点を越え、有識文字階層の存在を裏付けている。

この遺跡は、建物配列、建物の複数ブロック構成、ブロック中に柵や溝や土壁による区画のあること、大型の主要建物、凡その方位の統一、完数尺での柱間寸法の統一、郡や郷名を付した刻字瓦の出土、国分寺と同范の瓦の存在、多数の墨書土器、三彩陶の祭器としてのセツトの具備（その保有は高級官人が仏僧に限られ、宮殿、官衙、寺院に存在）などから郡衙遺構と推定されている。しかし、租の取納の為の倉庫群のないこと、小規模な建物柱穴掘方存在、建物規模の不統一、主要区画部分と各群との不自然な配置など否定的な点もある。また、方形の基礎建物自体の仏教的色彩も否めない。（寺として企画後、郡衙を導入したとする説もある。）ともあれ、この遺跡は地方官衙の要素を持ち、九世紀初頭から十世紀後半に機能し、佐位郡衙もしくはその官人層と関連した施設である。その意味でこの地域を支配していた上毛野氏の一族、檜前君との関連が注目される。

44 下谷B号古墳

佐波郡東村小保方に所在する。赤城山南麓にあたり早川左岸の南北に長い低台地に立地する。三五基からなる下谷古墳群の一基である。墳丘は径三〇メートルほどの小墳であったとみられる。主体部も破壊が進んでいたが、壁石に五面削りの角閃石安山岩を用いた複室の横穴式両袖型石室である。規模は全長五・四メートル（一八尺）、玄室の長二・二メートル（七尺）、幅二・一メートル（七尺）、前室長一・五五メートル（五尺）、幅一・二メートル（四

尺）、羨道長一・二メートル、幅〇・九三メートル（三尺）である。

本古墳は、石室が複室であること、玄門がありしかも扉が付加されたものであること、玄室の平面形が正方形であること、唐尺を用いていること等終末期古墳の特徴がみとめられ七世紀後半あるいは末葉の時期が考えられる。

45 大野神社

佐波郡境町下洲名に所在する。主神は大國主命である。垂仁天皇九年に丹波国より勧請の伝承があり、延喜式内上野国十二社の一つである。「上野国神名帳」の一宮本には上野十二社の末に大國大明神とあり、群書類本は大國玉明神、総社は従一位大國玉明神として郡別佐位郡の筆頭に記されている。大國と大國魂（玉）は別神とする考え方もある。大國魂神は全国で約十社あり国守の神祇行政とは別の国造の主管する神とされている。神護景雲二（七六八）年に佐位朝臣檜前君老刀自が上野国造になっておりその大國魂との関係も考えられるが、その神社が当社であるかは確定しえない。周辺の湖名二子山古墳（前方後円墳、推定墳長七二メートル、横穴式両袖型石室）、下谷古墳群、十三宝塚遺跡との関連が注目されている。

46 生品神社

延喜式上野国神名帳に従三位生階明神とあり、新田郡の筆頭神社であり郡内最高位に格付けされている。また太平記では元弘三（一三三三）年に新田義貞が生品の明神の御前に旗上げをした、とある。生品神社は新田郡を中心として十社弱の分布があり、神名帳及び新田義貞善兵衛地の生品神社の所在地は確定しているわけではないが、新田町市野井の生品神社にあてられている。祭神は大穴牟遲神であり毎年五月に氏子により鑼矢祭が行なわれている。境内の周囲より古代から中世にかけた瓦が散布し、灰釉系陶器や板碑などが出土している。



入谷遺跡

勢崎市上植木寺院跡の単子葉八弁蓮華文軒丸瓦と類に植物文を付す三重孤文軒平瓦のセット、前橋市山王寺院跡の複子葉七弁蓮華文軒丸瓦と曲線頸三重孤文軒平瓦のセット、等が確認されている。この他、鉄の角釘、土師器須恵器が少

47

上野井遺跡

新田町村田に所在する。大間々扇状地最南端の低台地上に立地し前面は沖積地が広がっている。遺跡のかたわらには扇状地末端湧水の一つである下り藤の泉が湧出している。未発掘調査のため内容は不明であるが、台地縁部の二〇〇メートル弱の範囲に瓦と多量の土師器須恵器の散布をみる。瓦の中に上野国分寺創建期の軒瓦を含む。奈良平安期の律令官衛たいしは寺院と考えられ、律令制新田郡の枢要部に所在する主要遺跡の一つとして注目され、北東三〇〇メートルで検出された入谷遺跡との関係を考える重要な遺跡である。

48

入谷遺跡

新田町村田に所在する。大間々扇状地南端の低台地に立地する。発掘調査の結果、倉庫とみられる一棟の建築遺構が確認された。南北に長い建物で主軸は真北である。基壇は版築で南北六二尺、東西三六尺、建物は三間五間の総柱式で、規模は桁間一〇尺等間、梁間八尺等間である。屋根は瓦葺きであるが軒瓦は微量であった。軒瓦は三種類あり、伊

量伴出した。瓦塔もかつて表採されている。

本建物は八世紀前半代に建造されたものであり、その構造は東大寺正倉院などに類似した本格的な倉庫建物である。当時としては高度な技術を以て建造されたものと考えられ、律令官衛施設の付属正倉とみなされ、新田駅家な

いは新田郡衙との関係が注目されている遺跡である。
近隣の生品神社、上野井遺跡、長者堀遺跡、天良遺跡、寺井寺院跡、釣堂遺跡、二ツ山古墳等と共に律令制新田郡の枢要地域を形成している。その範囲は半径二・五キロの小範囲であり新田駅家は本域内に推定されるものとして検討されている。

49

長者堀遺跡

新田町村田の北部に所在する。大間々扇状地の南端付近、標高六五メートルの低台地に立地する。方八〇メートルほどの環濠土塁が確認されたというのが現在は埋平されている。周囲より常滑の大甕が出土しているが、土器の散布は極めて薄い。遺跡の形態としては中世武士の居館であり新田氏に関連したものととらえるのが順当であろうが、そのような伝承及び説はない。長者という名を有することから、駅制衰微に伴って平安末から中世にかけて派生したという宿の長者との関連で注目されようとしている遺跡である。

50 二ツ山古墳(一号墳)

新田郡新田町天良に所在する前方後円墳であり、東南にある二号墳とともに周辺部の古墳群の中心的存在である。

墳丘は全長七五メートル、高さ六メートルの二段構造で裾部は二重に円筒列がめぐらされていた。堀を入れると古墳の全長は二二〇メートルにおよぶ。石室は横穴式石室で、奥行約七メートル、高さ約一・八二メートル、天井石は五枚、奥壁は一枚石、両壁は乱石積になっており、刀剣類や馬具等



二ツ山古墳1号墳 (新田町天良)

が出土した。形象埴輪は、人物や獣や鳥の他、靱、髯、柄、帽などの器財埴輪、四軒以上の家、二頭以上の馬などが確認され、前上部頂上から須恵器の大甕も発見されている。埴輪配列状態が比較的明瞭にわかる例として重視されている。

築造年代は六世紀末から七世紀初めと考えられ二号墳とともに、近隣の寺井庵寺や、新田郡司に連なる在地の有力豪族との関係が深いものと考えられる。

51 天良七堂遺跡

標高六三メートルをはかる大間々扇状地南東端の低台地に立地する。湧水による浅い帯状の低地によって北東側を限られた二〇〇メートル程の南北に長い微高地の北寄りに礎石建物一棟(北方建物、調査済)、南寄りに礎石二個(南方建物)と敷石遺構等が確認されている。

北方建物は二八個の柱礎からなり梁間三間、桁間六間の総柱式建物である。梁行七・一メートル(唐尺二四尺) 桁行一六メートル(同五四尺) 柱間は梁行二・四メートル(同八尺) 桁行二・七メートル(同九尺)の南北棟で主軸は磁北より東へ三度ふれている。残存する四個の礎石は径七〇センチ厚五〇センチ位の安山岩質凝灰岩及び流紋岩の自然石又はその割石で、表面は赤く焼け剝離痕があるが柱座造り出し加工は認められない。礎石掘え付けの根石は一〇〜四〇センチの川原石を用い現地地表四〇〜六〇センチ下のローム上に

あり範囲は一メートル弱で保存が良く柱位置想定の根拠となった。基壇版築、基壇化粧に関する遺構はなく、基壇を築かず起伏のゆるやかな微高地に直接礎石を据えて建造した建物と考えられる。また多量の炭化米の出土は礎石の焼痕と共に火災による建物焼失を裏付けられる。南方建物は北方建物より一〇〇メートル南にあり二個の礎石の一方は地表に上面が現われ原位置を保っている。(礎石下に据え付け根石がないので疑問はある。)石質は凝灰岩で上面が平らに加工されている。この点で北方建物とは別個な存在である。敷石遺構は南方建物の西五〇メートル位にあり、面をそろえた川原石が敷かれその範囲は一〇メートル四方以上と認められているが、詳細は不明である。

北方建物からは部分的に二〇センチ厚にもなる炭化米の他、土製、炭化材、粘土が少量出土したが、釘や瓦は認められない。尚、須恵器破片(兼口縁の杯等)や火を受けたスサ入り粘土片がこれまでに表採されている。

北方建物は主軸をほぼ真北にとつた南北棟で、基準尺に唐尺(三〇センチ弱)を用いた精密な規格の三間六間の総柱式の建物であり、建築構造から倉庫とみられ、炭化米の存在から稲の収蔵施設と考えられる。

本遺跡は複数の遺構から成るが、その全容は把握されていない。一方一町ほどの範囲で土塁が周り、北寄りに礎石建物の倉庫、南寄りにコの字状配置の三棟の建物と敷石遺構を観察した。とされているが確認は困難であり、八世紀前後の律令期の官衙、寺院に関連した施設とするのが妥当である。具体的には、新田郡の中心としての新田郡衙、東山道の駅としての新田駅家、近くの寺井寺院跡の関連施設等が推測されるが、この遺跡や付近の地名が天良(テラ)の意、寺井、寺の井、井は湧水であり近くに谷という湧水がある、七堂(本遺跡)、地藏久保のように寺院に関係しており、東方五〇メートルに所在する寺井寺院跡との関連が強いと思われるが、確証はない。今後の広い見地からの検討を待ちたい。

△	昭和廿五年十月十四日発掘位置 (強戸村中学校敷地)
////	瓦片散布地域 (高此ノ南区域ニモ出土ス)
▨	瓦片特ニ多量ニ出土スル地域
	須恵器破片瓦破片出土地域
	穀倉院跡カト思ハレル地域 (南圃ノ道迄達セルカ)

昭和29年3月久保田文雄

松島米雄(原図)



生
品
村

新田
元
百
赤城神社

井

寺

地蔵
久保

天
良

文

N

III 東山道沿いの文化財

53 寺井寺院跡

太田市天良から寺井にかけて所在する。強戸小学校及び中学校を中心とする二〇メートルほどの範囲で、礎石や瓦などが出土することから古代の寺院跡と推定されている遺跡である。渡良瀬川によって形成された大間々扇状地東南端の低洪積台地上に立地する。建物配置は不明であるが、礎石の出土状況及び瓦の散布状況からいくつかの建物からなる大規模な伽藍が推定されている。

瓦は豊富に出土しているが軒瓦は下表のようなものがある。

寺井寺院跡の軒瓦

	花	弁	中	房	外	区	対応軒平瓦	想定時期
第一類	複子葉八弁蓮華文		一五十八		面違劔歯文		段頸三重弧文	白鳳後期
第二類	単子葉十六弁蓮華文		一五十五		無文広高	三重弧文	奈良前期	
第三類	複子葉七弁文蓮華文		一四十八		無文広高	(三重弧文)	奈良前期	
第四期	単子葉重弁五弁蓮華文		一十五		無文広低	右偏行唐草文(飛雲文)	奈良中期	
第五類	無子葉重弁四弁蓮華文				無文広低	(格子叩き文)	平安中期	
第六類	三巴文				無文	変型唐草文	鎌倉室町期	

以上のような軒瓦の様相からみて、本寺院跡は七世紀後半に創建され奈良時代に隆盛し平安以降衰微していったことが看取される。上野国の最古期の大寺院であり、高度な文化を摂取する先進性と大規模な建造物を造立しうる経済力を保有した在地豪族の氏寺と考えられる。そしてそのような豪族は律令機構にも関連する可能性があり、その意味から新田郡の郡寺的性格も兼持したのであろうことも推定される。



古水条里地制水田 (手前) (前方は足利方面)

54 古水条里遺跡

太田市毛里田の古水地区にみられる条里的地制である。南・西を金山、東北を丸山と小丸山などの丘陵にとり囲まれた東西五〇メートル、南北八〇メートルほどの狭長な沖積地に設定された条里地制である。地制は主軸を真北より十一度西に偏し、東西四条、南北七条ほどが推定されている。上野国の条里は主軸を真北にとり広域のものが多々ある中で、本遺跡は地勢に制約された小規模な型態のものとして注目されるものである。

なお、本地域は律令制の山田郡の域に属す。

55 小丸山瓦塔出土遺跡

太田市古水の通称小丸山(標高七五メートル、比高五メートル)という小規模低丘陵上の遺跡である。丘陵の開墾に伴って瓦塔片が採集されたものであり、瓦塔は五層に復元されている。写実的ではあるが、手法に丸や簡略的なところがある。平安期前を中心とした時期のものと考えられる。寺院ないしは官衙に伴うものかとも推察されるが実態は詳ひらかではない。周囲に条里遺構がみられること、地名の古水(フルゴオリ)は古郡で律令期の山田郡衙所在地とされ、郡衙との関連で検討されている遺跡である。

なお、本遺跡北方二〇メートルには丸山という半球状の小山がある。標高一〇〇メートルと低いが、比高三五メートルで水田中にあるため目をひ

ている。万葉集東歌の「しらとほふ小新田山のもる山のうら枯れせなことはにとも」に歌い込まれたも、山は、この丸山とする説がある。東義道は丸山の近くを通過していたというのが通説であるが、丸山が万葉集の中に名を残したのも東山道との関連があつたゆえかもしれない。

56 巖穴山古墳 (太田市東今裏)

金山丘陵の北東麓から矢田畑の集落に広がる平坦地にある方墳で、近くには数基の円墳や、やや離れて菅ノ沢竊址や古水の条里跡がある。

墳丘は、高さ一メートル程の墓壇をともし、一辺三〇メートルの方形で、水田面からの高さは五、二メートルあり、各辺は東西南北の方位に一致する。主体部は複室構成をとる両袖型の横穴式石室で、壁体は大ぶりの自然石乱石積で持送りの構造である。石室の構築尺度には唐尺が用いられたと推測され



巖穴山古墳 (方墳)



太田市下浜田の伊佐須美神社

る。遺物は、耳環などの装身具類、刀装具類など金銅製のものが多く、須恵器提瓶、土師器杯の破片、木棺に使われた鉄釘が発見された。築造年代は七世紀中葉と考えられ、方墳であることや副葬品から、被葬者は、山田郡司に連なるこの地の有力豪族ではないかと推量される。

57 釣堂遺跡

太田市脇屋及び新野に所在する。金山西方、宝泉台地の北端部に位置する。未発掘調査のため実態は不明であるが上野国分寺創建期様式の軒瓦を含む瓦の出土を見、周辺には土師器・須恵器が多量に散布し灰釉陶器片もみられる。このことから八世紀から十世紀にかけての律令期の建築遺構を含む遺跡とみられ、近隣の寺井寺院跡、入谷遺跡との関連から新田郡の官衙に関連した施設ないしは寺院と推定され、新田郡衙及び新田駅家に関連する位置にある遺跡として注目される。

58 東矢島条里遺跡と伊佐須美神社

東矢島条里 (太田条里) は太田市東矢島を中心として太田市南部から大泉町にかけての広範囲にみとめられる条里的地割である。北を金山、西を宝泉台地、南及東を邑菜台地に囲まれた沖積地であり東西三キロ、南北二・五キロに及ぶ。東西三十数条、南北二十五条ほどが確認され、地割の方位は真北であり一町の単位は一〇九メートル強である。本水田地帯は新田郡及び邑菜郡の治下に属すものと考えられる。なお本条里地割中には斜めの直進路がみられ駅路と推定され、条里と駅路の関係で注視される。

本地域は金山南方にあたり南を利根川、東を渡良瀬川との二つの大河川が流れるが、その氾濫のおそれの少ない地に設定された条里である。用水は金山西方より南流する八瀬川と蛇川に求めたと考えられ、その水口にあたる太田市浜町と下浜田の二つの伊佐須美神社が鎮座する。前者には平安時代に陸奥

国から勧請されたという社伝がある。統日本後紀仁明天皇承和十(八四三)年四月五日に「奉授陸奥国(中略)無位伊佐須美神從五位下」とあり、これは会津高田町に所在し延喜式名神大社に列せられる伊佐須美神社にあてられているが、太田市浜町所在の伊佐須美社の社伝はその反映とも考えられる。なお同年三月八日の記事に「上野国新田郡人麩七等大養子羊、弟真虎等二人賜姓支那臣」とあり、これを仮に陸奥出兵による恩賞であるとするれば、平安時代に陸奥より勧請したという右記の社伝も裏付けられるが実態はさだかではない。

59 東矢島遺跡

太田市末広町に所在する。利根川北岸の邑築台地上に立地し、瓦を出土した遺跡である。軒丸瓦は単弁蓮華文の破片であつて十二葉に復元され、外区は二重圏線文が囲む。復元径十四センチの小ぶりの瓦である。他に「大口」、「馬甘」、「吉井」、「手」などのヘラ書きの文字瓦がある。これからみて本遺跡は奈良期あるいは平安期にかけての寺院ないしは官衙に関わる建築遺構と考えられる。本地にヤクジ(薬師寺か)の呼称があるといまれること、長良神社の分布からみて本地は律令制邑築郡内とみられること、東北方一キロには邑築郡衙所在地と推定される大泉町古水(フルゴオリ)があること等を勘案して邑築郡衙関連寺院ないしは郡司に連なる在地豪族の建立した私寺と想定される。

60 長良(長柄)神社

長良神社は、邑築・館林地方では、邑築町七社・大泉町十一社・千代田村六社・館林市十五社・明和村十二社・板倉町二社があるが現在社名を失ったものもあり総数五十以上がある。千代田村瀬戸井の長良神社は祭神が藤原長良ほか一七柱、八七〇(貞観一二)年邑築郡赤岩城主赤井良綱が社殿を造営

し、郡中総鎮守としたのが祭祀のはじまりといわれる。館林市代官町の長良神社は、良綱の裔孫、照光が館林に築城のさい、瀬戸井村から勧請して館林天福寺境内の現在地に鎮座したと伝えられ、邑築郡邑築町藤塚にある長柄神社は元郷社で、祭神は事代主命ほか二三柱。「上野国神名帳」(総社本・一宮本・群書類版本)の「邑築郡十五社」の冒頭にある正一位長柄明神とあるのは本社といわれ、その所在はかつての長柄郷の中心であった。長柄郷の族類がこの地に住み、祖神を祀り長柄明神と称したという。八八一(元慶五)年六月大和国(奈良県)より藤原長良の霊を配祀し、庶民の信仰も篤かった。長良(もしくは長柄)神社に対する信仰は邑築郡だけでなく新田郡にも及び、鎮守・産土神として、人々に根づいている。祭神は藤原長良となつており「長柄明神由来記」などには、長良の国司としての下向、賊徒平定、利根川治水を伝えるが、そうした史実はない。長柄神社の祭神は旧郷社で「上野国神名帳」に記載されている。「和名抄」には、長柄の郷があり「新撰姓氏録」には長柄首がみえ、祖神を事代主と伝える。長柄神社に事代主命が結びついた背景には、そうした知識の働きがあつたろうといわれる。ところで、長良神社にかかわる伝承に、人柱と蛇体水に関係ある神とするものがあり、古い信仰の一面をのぞかせている。板倉町粉谷をはじめとして各地で、利根川出水の折の人柱を伝えている。千代田村瀬戸井の長良神社の御神体は蛇だといひ、第二次大戦前までは、薬で作った蛇を鳥居に飾っていた。水に関係ある神という。人柱については、有名な摂津長柄の橋姫にまつわる人柱伝説が、唱導者によって上州に運ばれ、定着したとする説があり、水に関係ある神としての性格の根底には、利根川の水の脅威から人々を守る守護神としての信仰が存在したろうという説がある。「群馬県百科事典」を参照。地図に示した神社位置は大泉町古水の長良神社である。

あとがき

群馬県歴史の道調査は、昭和五十三年度より五か年計画で実施され、本年度の調査はその最終年度であり、ここに、全十七集の報告書を計画どおり発刊するはこびとなった。

調査開始当初、調査方法も定まらず摸索の内に始められたが、課内の内容検討あるいは調査員の方々の意見等も取入れ、群馬県としての歴史の道報告書を編集できたと考えている。

最終年度である今年度の調査は、鎌倉街道・東山道と、これまでの近世の街道と異なる中世以前の道を調査対象としたため、これまでの調査方法では十分でなく、伝承あるいは地積図を基に、現在調査を実施するという調査方法をとらざるを得なかった。その上、鎌倉街道・東山道とも街道そのものの距離が長く、特に鎌倉街道は県内全域に伝承が分布し、各五名ずつの調査員では、県全域を調査するには手が及ばず、県南中心の調査にとどまってしまう。また、文献調査等も十分出来なかったのは残念であった。しかし、これまで鎌倉街道についての調査は、各地域の個々の調査であり、県全域を対象とした調査は本調査が最初と思われる。今後、この調査を基にさらに各所で詳細な調査がなされることを期待したい。

また、東山道については伝承も少なく調査員間でも推定路線の分かれる所もみられたが、地積図等で路線を推定し、それに基づき現地調査を実施し、より確かな推定路線を設定した。さらに、東山道は時代的にも変化していったものと思われ、官道以前、作道したもの、中世にはいつてからの東山道と三時代で大別して、それぞれのルートを推定して記述した。しかし、これらはいくまでも推定ルートであり、確定したルートではない。今後の研究により、さらに確実なルートが設定できれば幸いである。

これまでの調査で最も調査の手が行届かなかった吾妻の諸街道については、当初計画した範囲、ルートよりさらに拡大し、しかも旧道がほとんど廃道同様の山道であり、そのため、調査員の方々は沢の様な廃道を地道に調査され、多大の苦勞をおかけしたが、現在道と並行する旧道を詳細に明らかにすることができ、さらに、これまで未調査であった多くの文化財も記録できたことは一つの成果であった。

日光の脇往還については、すでに日光への主要街道は調査済みであり、今回の調査はいわばその支道的なものであった。そのため、調査対象は大きく三街道に分かれ、その調整に苦勞した。特に根利道は、県内でも豪雪地帯の一つに挙げられる地域で調査も容易ではなかった。この道は近世においては利根郡と東毛を結ぶ重要な交通路であったが、現在は道幅も狭く、悪路の連続で交通量もわずかである。近世の街道は、現在の道よりさらに高所にわずかに道形を残すのみで、これまで未調査の街道であり、今回調査できたことは幸いであった。

以上の様に、それぞれ街道の性質も相違し困難点も異なっていたが、調査員のご努力により、それらの困難点を一つずつ克服し、各街道ともある程度明確にでき、それぞれの報告書にその成果をもち込めたと考えている。

本年度の調査で、群馬県歴史の道調査は完了するが、その成果を十七集の報告書に収録し、それぞれの街道の保存状況、文化財の存在、街道の特色等記録保存することができ、当初の調査の目的を達することができた。これらも調査に携さわっていたいた多くの調査員の方々、また、調査に協力いただいた方々、さらに各市町村教育委員会の御除であり、改めて感謝を申し上げます。

今後、この歴史の道調査が、ただ単に調査のみに終わるにとどまらず、歴史の道整備の基礎資料として各地で活用していただきたいと考えている。

東 山 道

印刷 昭和58年 3月25日

発行 昭和58年 3月31日

発行 群馬県教育委員会

〒371 前橋市大手町一丁目1の1

☎ 0272-23-1111

編集 群馬県教育委員会文化財保護課

印刷 朝日印刷工業株式会社
